

第2次加西市 環境基本計画

Kasai Environmental Master Plan II

水と緑と人がおりなす
風土記の世界を
未来につなぐまち
加西



平成29年3月
兵庫県加西市

～ 水と緑と人がおりなす

風土記の世界を未来につなぐまち 加西 ～

加西市は北部を中国山脈の裾野にあたる山地、南部を岩山に囲まれ、その間には青野ヶ原台地や鷯野台地が広がり、その間を普光寺川、万願寺川、下里川が南流、水田の広がる平野部を形づくっています。ここに、1000個以上あるとも言われる“ため池”が加わり、加西市独自の多様な自然環境が成り立っています。他の地域では絶滅危惧種・希少種と呼ばれる生き物が、当たり前に見られる場所が加西市にたくさん残っていることの所以です。そして、生き物だけでなく、加西の美味しいお米、野菜、果物、お酒といった自然の恵みの源泉となっています。



しかし、加西市として良い面ばかりが残っているわけではありません。

豊かさ、便利さを求めてきた暮らしの中、人の手が離れた里山は荒廃し、シカ、イノシシによる獣害は大きな問題として、私たちを悩ませています。市街化や資源・エネルギーの大量消費は、古くは不法投棄、最終処分場不足などのごみ問題、近年は、生物多様性の損失、地球温暖化に起因する気候変動など、豊かさ、利便さと共に、予期しない環境の変化まで私たちにもたらしました。

地球温暖化などは、南極の氷の崩壊や、海面上昇で沈むと言われたツバルなど世界レベルで起こる問題だという認識でしたが、ゲリラ豪雨、異常な猛暑、台風の増加、大型化など、加西市レベルでも対策を考えるべき問題となってきました。さらに、2011年の東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の衝撃は大きく、四大公害、アスベスト問題以来、環境とは何か、豊かさとは何か、その先にある人の幸せとは何かを真剣に考えるきっかけとなりました。

様々な環境問題が顕在化する中、加西市の恵み豊かな環境を守っていくため、今回、平成17年に策定した当初計画を見直し、改訂版となる第2次加西市環境基本計画を策定しました。目指すべき将来像「水と緑と人がおりなす風土記の世界を未来につなぐまち 加西」には、加西の自然と、文化と歴史、そして加西に住む人たちがより良い未来を目指そうという意味を込めています。

良好な環境は、子育て、暮らし、仕事、勉強、運動、健康など人間らしい営みの土台です。市民・事業者・行政がそれぞれの立場、立場で責任と役割を果たすことで、もっと素晴らしい加西市になります。

最後に、計画の策定に当たり熱心にご審議をいただいた加西市環境審議会の各委員、アンケートをはじめ貴重なご意見、ご提言を賜りました多くの市民の皆様から感謝申し上げます。

平成29年3月 加西市長 西村 和平

加西市環境審議会会長 あいさつ

第2次加西市環境基本計画を考えるにあたり、私を含めて13名の審議員が1年をかけて、4回にわたる審議会を開いてきました。

“加西の環境を守るとは、一体何を守る 것인가”

審議会を重ねる中で、多くの審議員が考えを巡らせ、意見を出し合いました。昔ながらの落葉樹の里山とそこに棲むカタクリやギフチョウ、ため池と田園風景、豊かな土地ときれいな水。ここから生まれる米、野菜、果実といった自然の恵み。澄んだ空気と静かな夜。そんな加西に住む人々と、今に伝わる歴史と文化。

加西の守りたいものを思い浮かべたとき、これらは、播磨国風土記が今に伝える1300年前の加西の姿と同じではないかということに気がつきました。

播磨国風土記に伝わる地名由来や土地の肥沃さの記述から、当時の加西の姿が見えてきます。例えば、今の九会・富合地区は榎が生えていたから「榎原里（ならはらのさと）」と呼ばれていたとの記述があります。榎とは落葉樹のコナラのことです。温暖少雨の瀬戸内気候では、本来はカシやシイなどの照葉樹林が優占したはずですが。しかし、コナラが広がっていたということは、当時から山を薪炭林として利用するため、シイやカシを伐り、人々が成長の早いコナラを増やしていたということで間違いありません。

コナラの林は、晩秋から早春にかけて多くの木が葉を落とすため、陽の光が届く明るい林になります。カタクリの花が残り、ギフチョウの食草カンアオイが残る今の加西の里山の姿が、まさに1300年前から続く加西の光景なのです。

1300年前の昔に戻そうということではありません。水と緑豊かで、加西の先人が伝えてきた播磨国風土記の世界を将来へつなぎながら、今を生きる加西の人の手でより良い環境を築いていこうということです。

利便性や経済性を求めたとき、結局、自然や住環境は後回しになることがあります。そんなとき、播磨国風土記の世界が今に伝わっているという事実と、未来につなぎたいという想いが、加西の環境を守る強い力となることを期待してやみません。

平成29年3月

加西市環境審議会 会長 服部 保

第2次加西市環境基本計画

目次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景	1
2 計画の対象範囲	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間と目標年次	3

第2章 加西市における環境の現状と課題

1 地域概況	4
(1) 位置	4
(2) 人口	5
(3) 気候	5
(4) 土地利用	6
(5) 産業	7
(6) 交通	10
2 環境の現状と課題	11
(1) 生活環境	11
(2) 自然環境	17
(3) 景観	25
(4) 循環型社会	31
(5) 地球温暖化防止対策	36
(6) 環境保全のための地域連携・人づくり	40
(7) 各分野の課題のまとめ	43

第3章 将来像と方向性

1 目指すべき将来像	44
2 環境目標の設定	45
3 施策の方向性	46

第4章 環境施策

- 1 基本施策 47
- 2 重点的に推進する施策 63

第5章 計画の進行管理

..... 69

資料編

- 資料1 加西市環境基本条例
- 資料2 加西市民の美しい環境をまもる条例
- 資料3 加西市環境審議会規則
- 資料4 加西市環境審議会委員
- 資料5 第2次環境基本計画策定経過
- 資料6 庁内会議経過
- 資料7 アンケート調査結果（市民アンケート、子どもアンケート）
- 資料8 用語解説

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

「加西市環境基本計画」は、多岐にわたる環境政策を総合的・計画的に推進するための最上位計画として、加西市環境基本条例（平成16年加西市条例第16号）に基づき、平成18年に初めて策定されました。そして、これを基調として、地球温暖化対策に関連して「加西市地球温暖化対策地域推進計画」、エネルギー施策に関連して「加西市グリーンエナジーシティ構想」、生物多様性の保全に関連して「生物多様性かさい戦略」、循環型社会の推進に関連して「加西市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」などの環境関連計画を策定し、環境施策を進めてきました。

計画策定から10年を経過する中で、ゲリラ豪雨など地球温暖化の進行に起因する気候変動の顕在化、生物多様性保全に対する機運の高まり、止まらない大量消費と大量廃棄に対する循環型社会への取組強化など、環境をとりまく課題は多様化・複雑化の一途をたどってきました。そして、平成23年に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故をきっかけとして、環境へのリスクが少なく安全で安心な再生可能エネルギーの拡大、省エネルギーを徹底的に意識した生活スタイルへの要求など、人々の環境意識は急速に高まり、一人ひとりが具体的な行動を求められる時代へとなってきました。

急激な変化を見せた社会情勢と、これに伴って一層多様化・複雑化する環境問題に対応していくため、加西市の環境の現状を確認し、これまでの環境施策について整理と見直しを行い、加西市における環境課題を改めて総合的に洗い出した上で、加西市の環境政策の次の10年間の方向性を示す新たな環境基本計画として、「第2次加西市環境基本計画」を策定します。



四季の北条鉄道

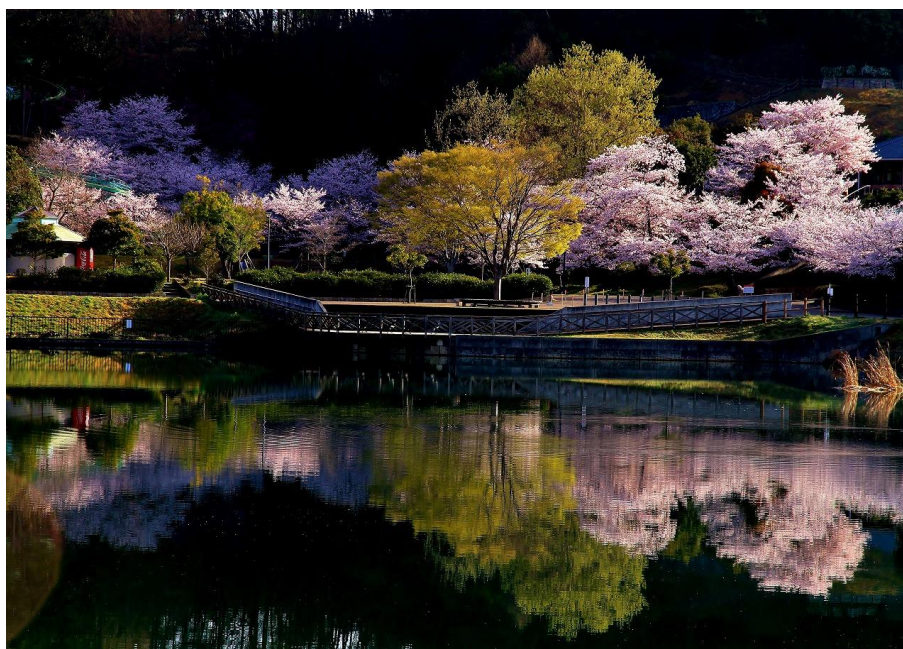
2 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は「生活環境」、「自然環境」、「景観」、「循環型社会」、「地球温暖化防止対策」及び「環境保全のための地域連携・人づくり」です。

兵庫県環境基本計画を基本としつつ、播磨国風土記が編纂された1300年前から受け継がれる恵まれた田園・里山景観を守ることが、景観だけではなく生活環境・自然環境を守ることにもつながっていること、加西市の誇れる生活文化である地域の共同・助け合いによる草刈りや清掃活動、花作りなどの環境保全活動が、これからの環境施策において益々重要性を高めていることを踏まえて、「景観」と「環境保全のための地域連携・人づくり」を加えています。

計画の対象範囲

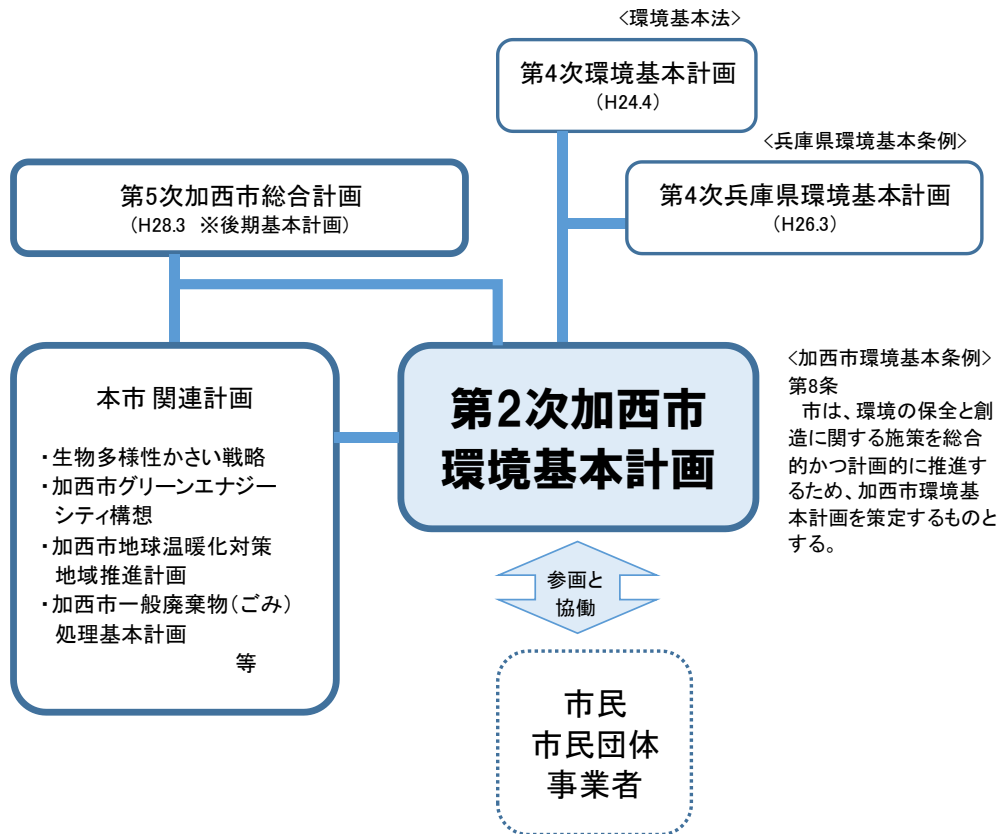
対象	項目
生活環境	大気、水環境、土壌、騒音、振動、悪臭、防災
自然環境	生物多様性の保全
景観	歴史的・文化的景観、自然・農村景観、まちなみ景観
循環型社会	廃棄物の適正処理(不法投棄、野焼き) 3R(ごみ減量、リサイクル、リユース)
地球温暖化防止対策	省CO2、創・省・蓄エネ、クリーンエネルギー
環境保全のための地域連携・人づくり	市民や団体の活動推進、連携づくり、 生涯学習、環境学習



丸山総合公園塩田池と桜

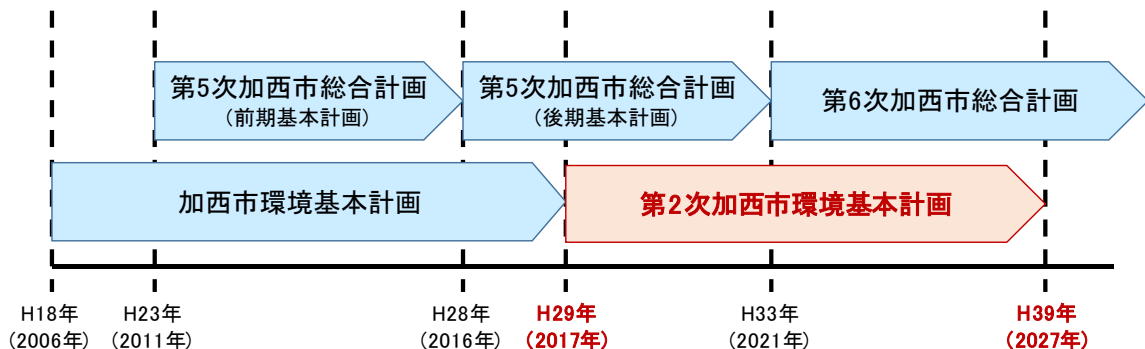
3 計画の位置づけ

本計画は「加西市環境基本条例」第8条に基づき、加西市の環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的として策定される計画であり、環境関連計画の最上位計画という位置づけです。内容は、国・県の法律・条例・計画との整合性を図りつつ、第5次加西市総合計画を環境面から推進するものであり、環境政策の基本的な方向を示すものとなります。



4 計画期間と目標年次

本計画は、目標年度を平成38年(2026年)度とし、計画期間は平成29年度からの10年間とします。なお、加西市総合計画との整合(平成33年改定予定)や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。



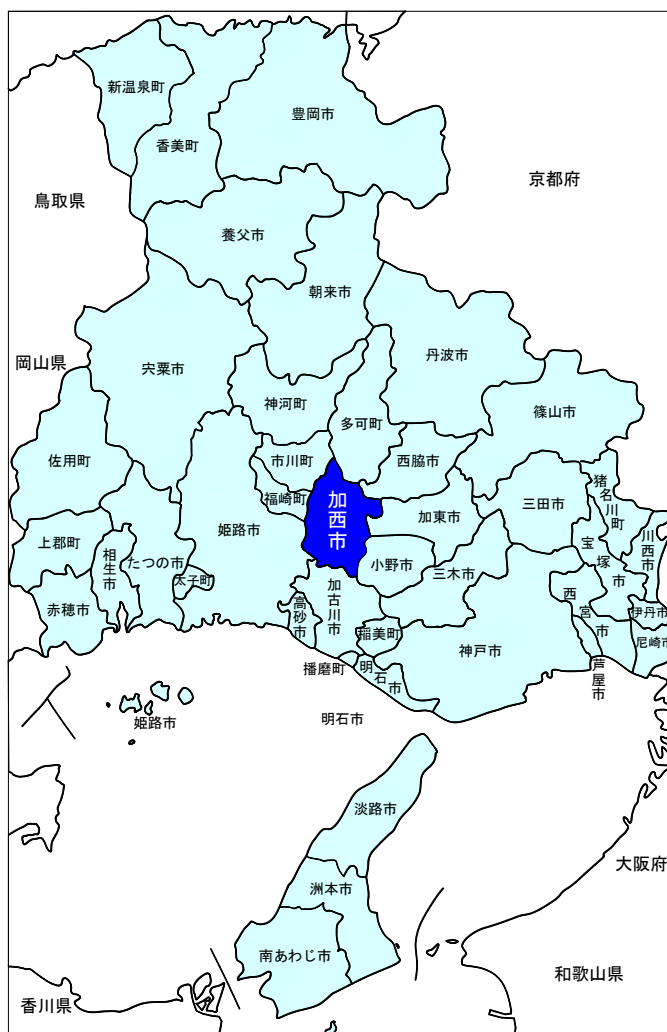
第2章 加西市における環境の現状と課題

1 地域概況

(1) 位置

加西市は、兵庫県の南部、播州平野のほぼ中央に位置しています。市域面積は 150.22km² で、東西 12.4km、南北 19.8km の広がりをもつ、東は小野市及び加東市に、西は姫路市及び福崎町に、南は加古川市に、そして北は西脇市、多可町及び市川町にそれぞれ隣接しています。

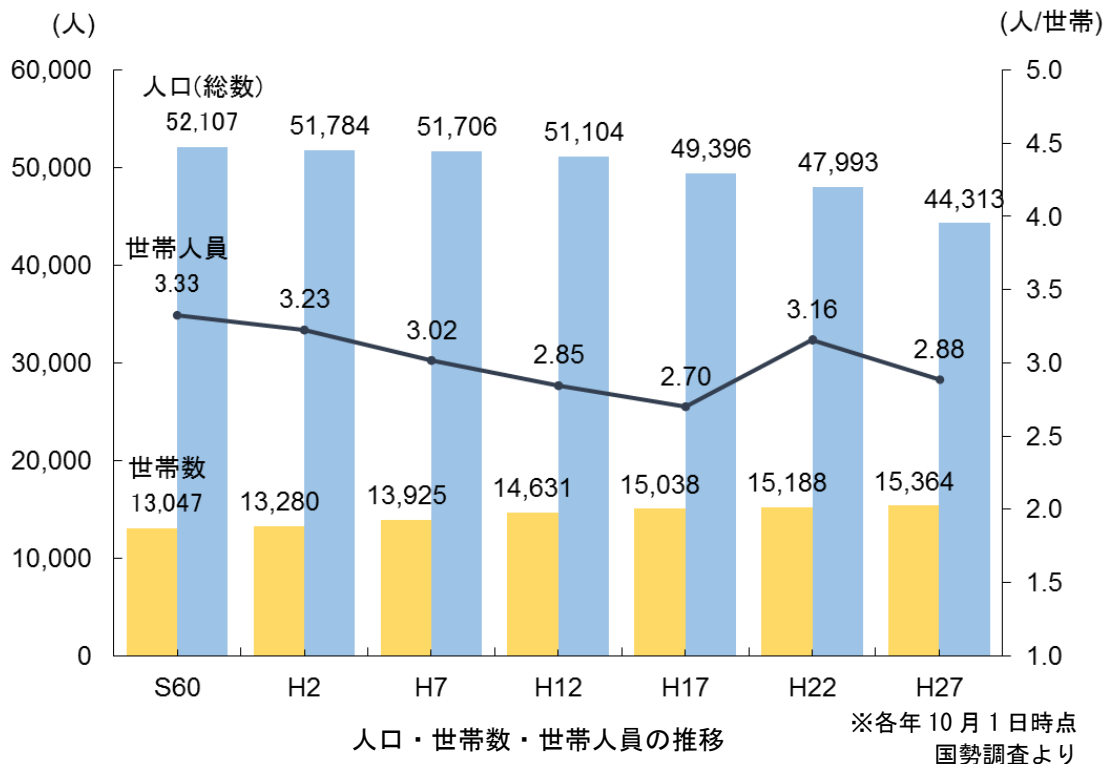
中国自動車道や山陽自動車道の国土幹線が通過し、大阪から自動車で 1 時間というアクセスの良い場所です。大都市近郊にありながら、日本の原風景というべき田園やため池、里山に恵まれた環境の良い土地です。



位置図

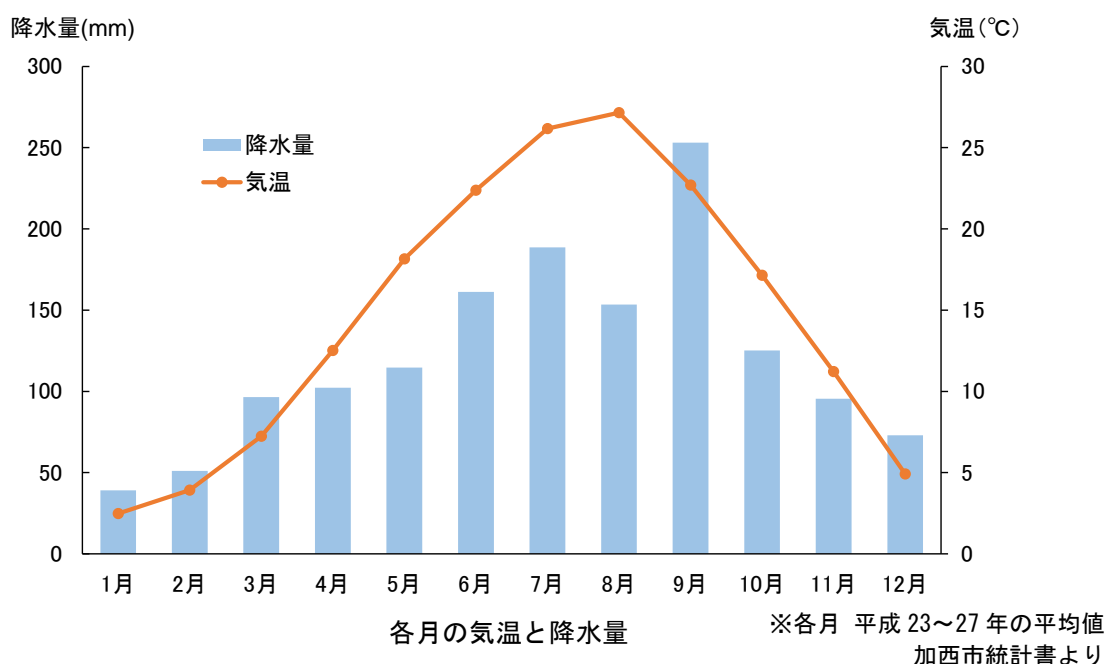
(2) 人口

国勢調査結果によると、加西市の人口は平成22年から27年にかけて3,680人減少し、44,313人となっています。世帯数は同じ時期で176世帯増加し、15,364世帯となっています。世帯人員(1世帯あたりの人数)は減少傾向にありましたが、平成22年にやや増加しています。



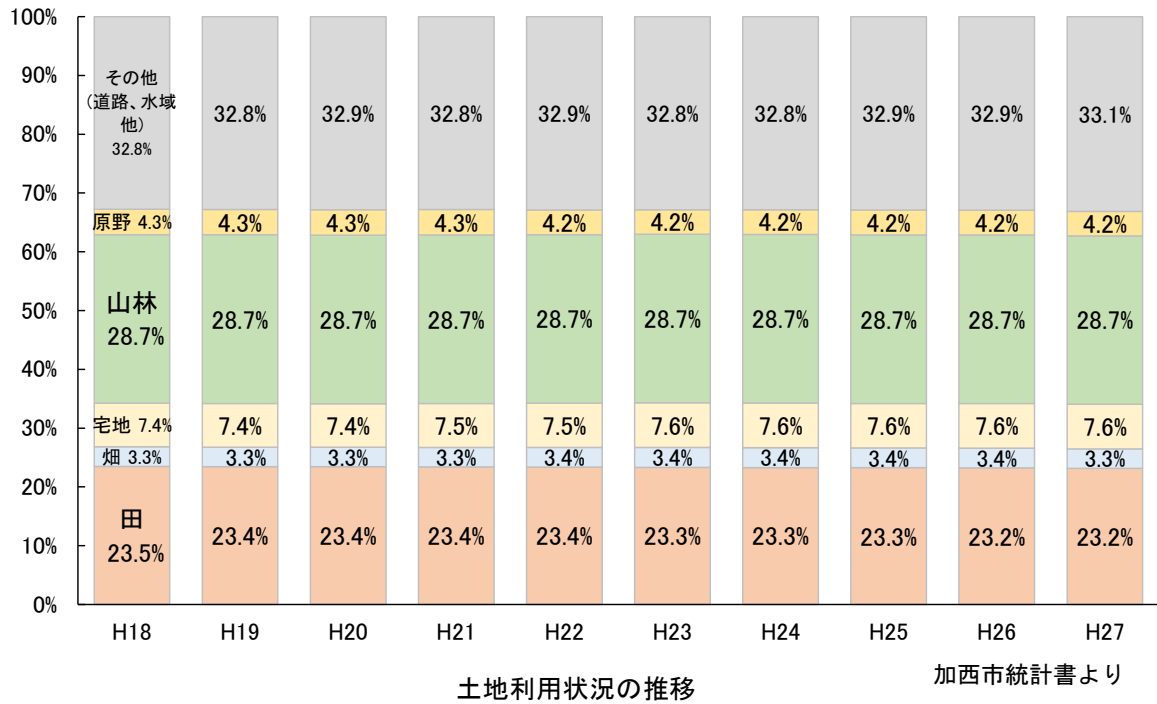
(3) 気候

瀬戸内式気候に属しており、晴れの日が多く一年を通じて温暖なことが特徴です。瀬戸内海を囲む中国・四国の山地が夏冬の季節風をさえぎるため、一年を通じて雨が少ない気候です。



(4) 土地利用

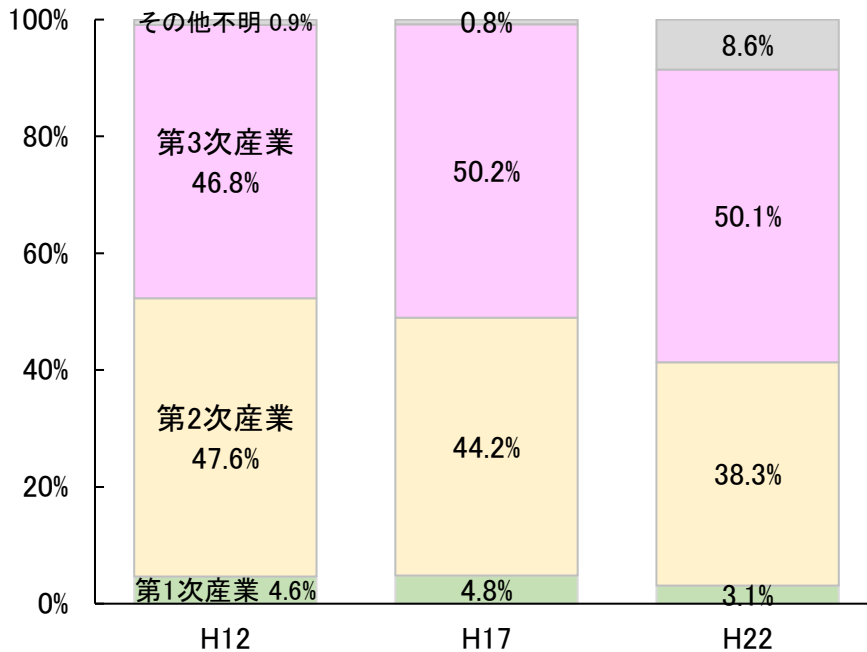
加西市の土地利用の比率については、山林が約 29%、農地(田・畑)が約 27%で推移しており、大きな変化は見られません。



ランドマーク展望台からの景色

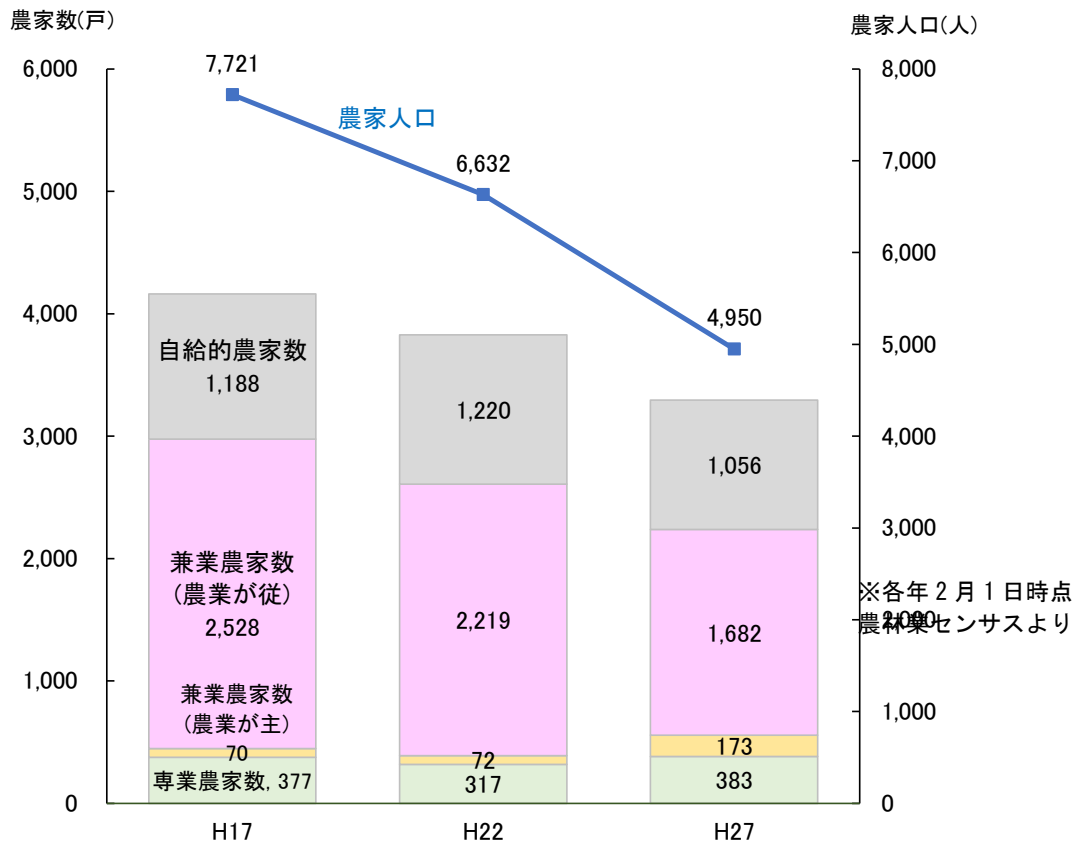
(5) 産業

平成22年国勢調査結果によると、加西市の就業者数は22,721人で、第1次産業が702人(3.1%)、第2次産業が8,693人(38.3%)、第3次産業が11,379人(50.1%)、その他不明1,947人(8.6%)となっています。第1次産業は減少傾向にあり、特に農業については農家数及び農家人口の減少も顕著となっています。



産業構成の推移

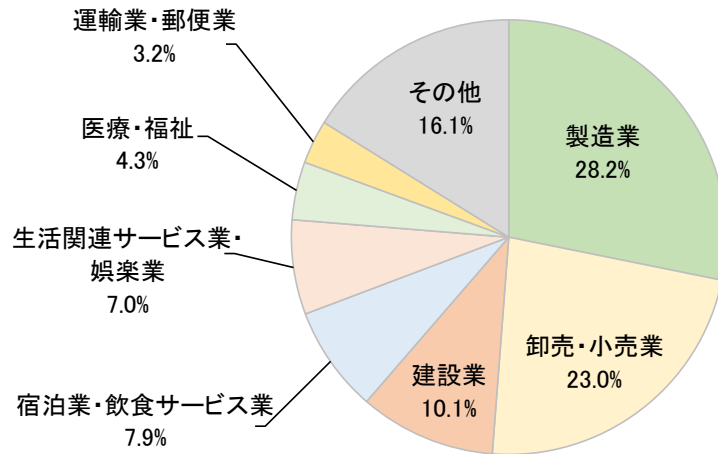
※各年10月1日時点
国勢調査より



農家人口と農家数の推移

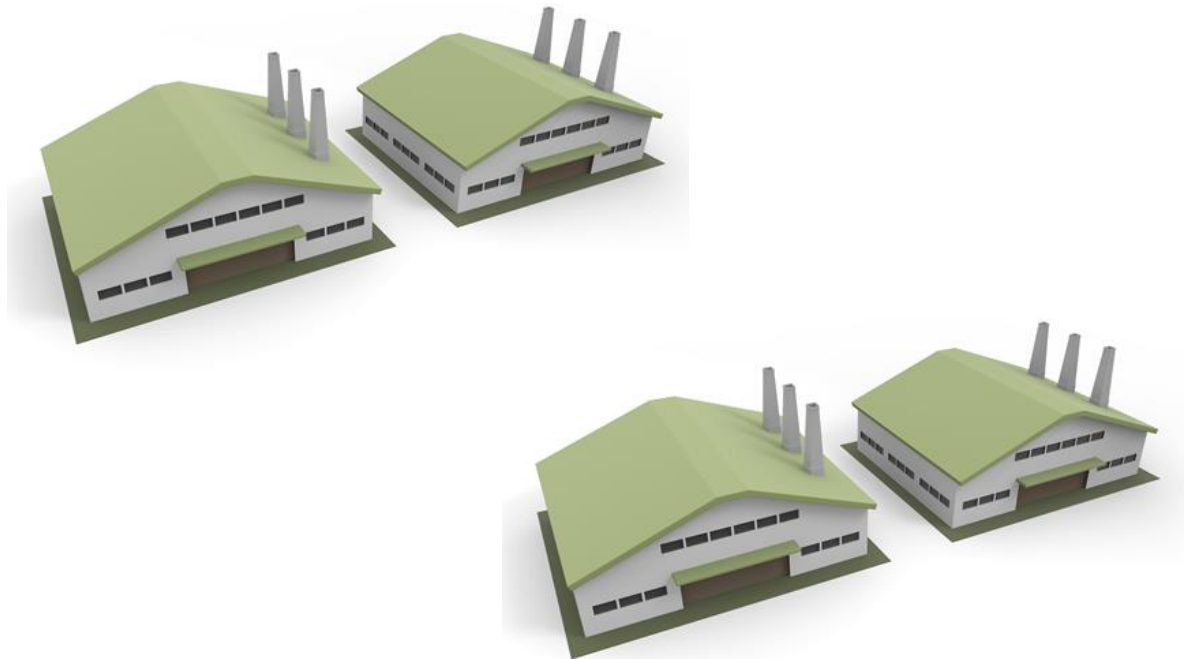
※各年2月1日時点
農林センサスより

加西市に立地する事業所の割合は、製造業が 28.2%と最も多く、次いで卸売・小売業が 23.0%となっています。

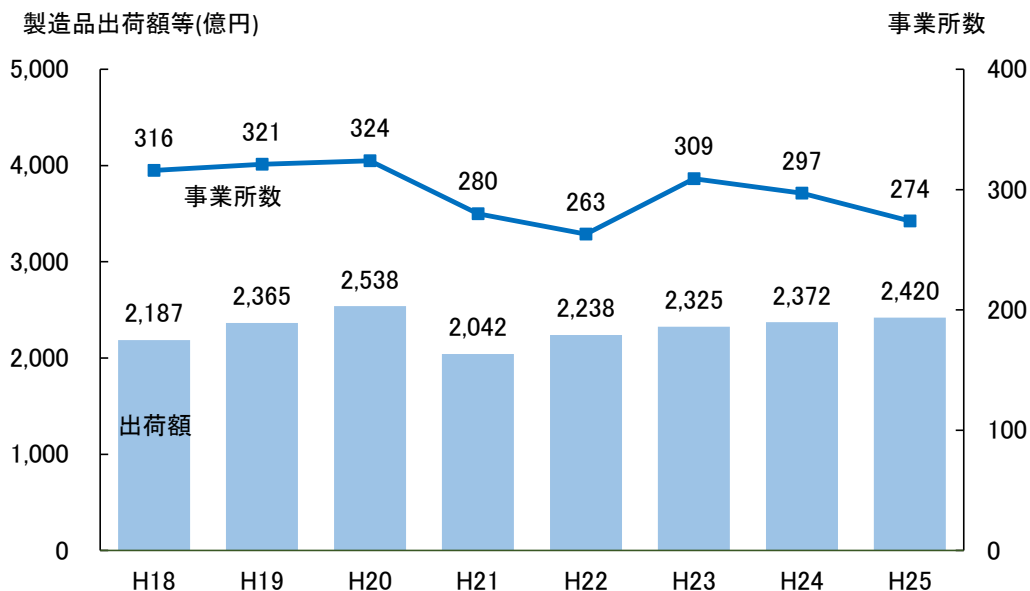


※平成 24 年 2 月 1 日時点
平成 24 年経済センサス活動調査より

事業所の産業分類比率



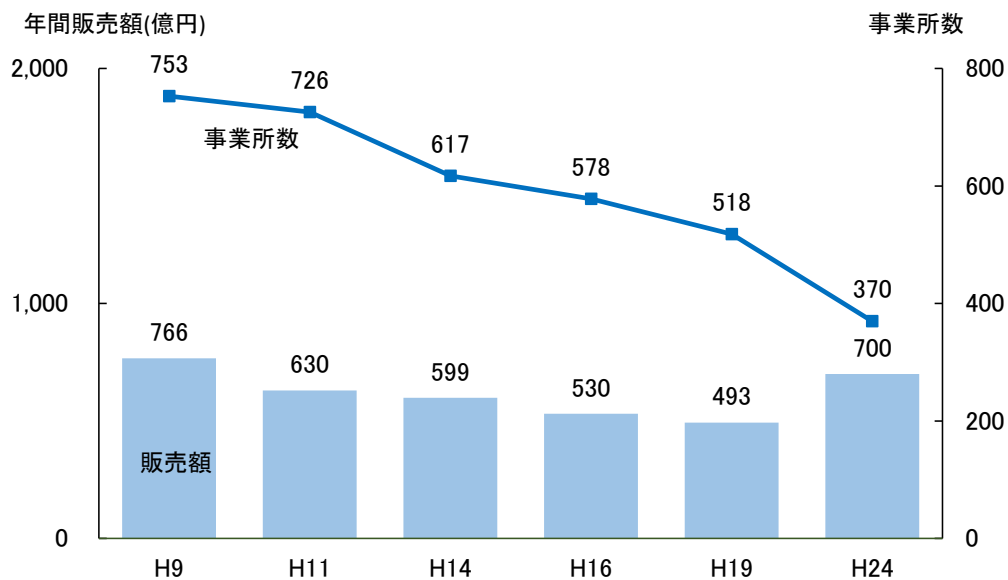
工業における事業所数は300前後で推移しています。製造品出荷額は毎年2,000億円を超えています。一方、商業における事業所数は大きくしています。年間販売額も年ごとに変動が大きい状況です。



工業出荷額、事業所数の推移

※各年12月31日時点
※4人以上の事業所のみ対象

工業統計調査より



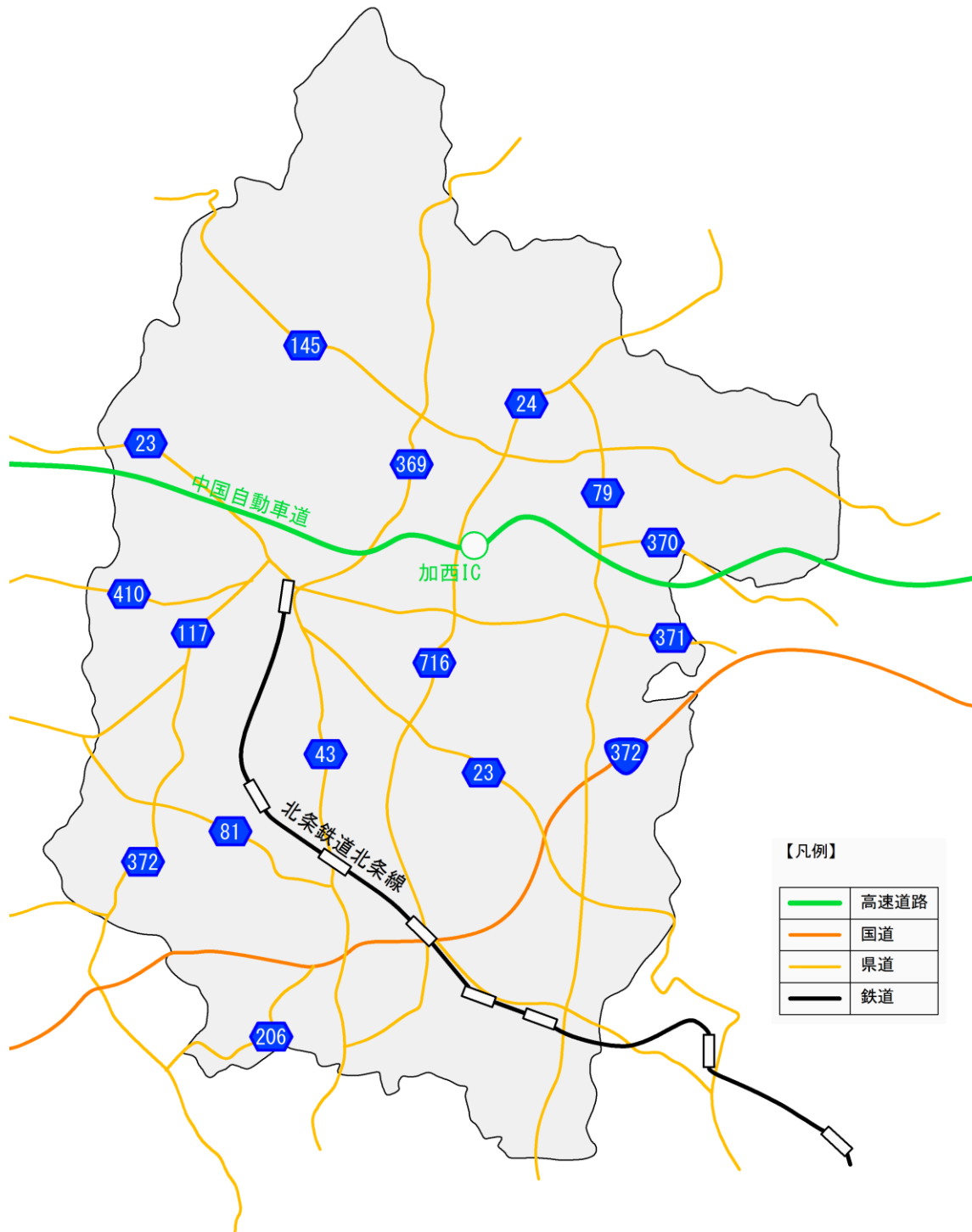
商業販売額、事業所数の推移

※平成9、14、16、19年は6月1日時点
平成11年は7月1日時点
平成24年は2月1日時点

商業統計調査
経済センサス活動調査より

(6) 交通

中国自動車道が市域を横断し、市域の東部から南部にかけて国道 372 号が走っています。北条地区を中心点とするように県道が広がっています。また、市域の南北を北条鉄道が通り、市民の足として親しまれています。



主要幹線道路と北条鉄道

2 環境の現状と課題

(1) 生活環境

臭い・水・音は生活環境に直接的に影響することから、特に市民からの関心が高い項目です。広範囲に影響するケースは少ないものの、影響を受ける市民にとっては極めて重大な問題です。毎年のように多くの苦情・相談が寄せられており、中には長期化、解決困難に至る例もあります。

苦情・相談とは別で、加西市の大気、河川・ため池の水質及び道路騒音の一般的な状況について、定期・定点の観測・測定を20年以上続けており、経年変化を記録し、監視しています。

観測・測定結果は気温、風向き、湿度などに左右されることがありますが、概ね環境基準をクリアしており、良好な生活環境が保たれていると言えます。全ての市民がこの良好な生活環境を享受できるよう、事業者への指導、基準見直しなど継続的な取組が必要です。

■生活環境の現状

①公害苦情・相談

加西市に寄せられた公害苦情・相談の分類ごとの件数をまとめています。特に「水質の汚濁」「騒音」「悪臭」に関する件数が多くなっています。

【公害苦情・相談の状況】

分類	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
大気の汚染	2	2	0	1	0	1	1	2	0	3
水質の汚濁	11	7	1	2	8	8	9	20	15	18
土壌の汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
騒音	15	6	5	2	6	7	8	9	17	14
振動	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
地盤の沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
悪臭	9	2	2	9	6	7	6	8	10	5

環境課資料

②大気

主要5項目の大気汚染物質について、兵庫県移動観測車による一般大気測定を実施してきました（平成24年度まで）。概ね良好な測定結果となっています。また、市民アンケート結果においても大気に係る満足度が高くなっている傾向にあります。

【市民アンケート結果】

◎「空気のきれいさ」が「満足」「やや満足」と答えた市民の割合

74.7% (H15) ↗ **89.3% (H28)**

◎「自動車への排ガス、騒音、振動」に関心があると答えた市民の割合

17.2% (H15) ↘ **11.7% (H28)**

※環境が改善したことにより関心度が下がったと考えられます。

【大気環境測定結果】

物質	単位	基準値 (測定箇所)	H18 (田原町)	H19 (北条町)	H20 (鎮岩町)	H21 (和泉町)	H22 (網引町)	H23 (上宮木町)	H24 (東野田町)
二酸化硫黄 (SO ₂)	ppm	0.04 以下	0.002	欠測	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
二酸化窒素 (NO ₂)	ppm	0.04 -0.06	0.014	0.016	0.009	0.008	0.016	0.011	0.01
光化学オキシ ダント(Ox)	ppm	-	0.019	0.016	0.022	0.024	0.015	0.021	0.023
非メタン炭化 水素(NMHC)	ppmC	0.20 -0.31	0.16	0.24	0.13	0.07	0.15	0.14	0.13
浮遊粒子状 物質(SPM)	mg/m ³	0.10 以下	0.027	欠測	0.012	0.013	0.009	0.009	0.015

※数値は1時間値の1日平均値

※基準値超はなし

兵庫県移動観測車による測定結果より

【用語解説】

・二酸化硫黄(SO₂)

主として工場・事業所のエネルギー源となる化石燃料(特に重油)や原料中に含まれている硫黄分が燃焼する際に生成し、喘息などの呼吸器系疾患の原因になるとされており、酸性雨の原因物質でもあります。

・二酸化窒素(NO₂)

主として自動車や工場のボイラーなどの燃料が高温で燃焼することにより、燃料中の窒素と空気中の酸素が反応して発生します。人の健康に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグの原因物質ともなります。発生源は、工場などの燃焼施設のほか自動車、ビルや家庭の暖房機器など広範囲にわたっています。

・光化学オキシダント(Ox)

自動車排気ガスや工場のばい煙などに含まれる窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線の作用で光化学反応を起こし、生ずる酸化物質の総称で、光化学スモッグの原因物質となります。光化学スモッグが発生すると、目やのどに刺激を感じたり、農作物に被害を与えることもあります。

・非メタン炭化水素(NMHC)

大気中に存在するメタン以外の炭化水素を表します。非メタン炭化水素は、光化学スモッグの原因となり、発生源としては、自動車、塗装・印刷工場が挙げられます。

・浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊している粒径 10 マイクロメートル(1 マイクロメートル=1/1000mm)以下の物質で、大気中に長時間滞留し、気道又は肺胞に沈着し、呼吸器系統に影響を及ぼします。また、粒径が 2.5 マイクロメートル以下のさらに小さい物質は PM2.5 と呼ばれており、通常の SPM よりも肺の奥まで入り込むため、ぜん息や気管支炎を起こす確率が高いとされています。

③水環境

水質は農業用水に関わることなので加西市では苦情・相談が多い分野ですが、市民アンケート結果では満足度が高くなっている傾向にあります。河川・ため池の定期定点の水質調査でも概ね環境基準を満たしており、下水処理施設が整備されたことによる水質改善の効果が現れていると考えられます。

一方で、子どもアンケートでは、「河川やため池の水が汚れている。」という回答が多く寄せられました。水質だけでなく、見た目・清潔感についても水環境を評価する重要な指標として、対策を講じていく必要があります。

【市民アンケート結果】

◎「川やため池の水のきれいさ」が「満足」「やや満足」と答えた市民の割合

31.6% (H15) ↗ 46.0% (H28)

◎「川もため池も水がよごれている」と答えた児童・生徒の割合(子どもアンケート)

36.2% (小6) 34.3% (中3)

【河川水質測定結果(BOD)】

単位:mg/l

調査箇所	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
鎌崎橋 (万願寺川)	0.5	1.8	1.4	2.2	2.3	1.8	1.4	1.0	1.2	1.0
栄通橋 (万願寺川)	0.5	1.4	1.6	2.0	1.8	2.9	1.5	1.4	1.0	1.0
原橋 (万願寺川)	0.7	1.6	1.8	2.2	1.6	2.8	1.8	1.6	1.5	1.1
寿橋 (万願寺川)	0.5	1.2	1.3	2.7	1.4	1.7	1.9	1.7	1.8	1.8
下里橋 (万願寺川)	2.7	1.5	1.9	3.0	1.6	2.8	3.8	3.1	2.5	1.4
田原橋 (万願寺川)	2.3	1.9	1.7	2.7	1.7	2.5	2.3	2.0	2.2	1.0
溝川橋 (手前川)	4.8	2.8	2.2	5.2	2.5	2.9	1.7	2.4	1.3	2.7
老生橋 (普光寺川)	1.8	1.7	2.2	3.0	1.8	2.5	3.2	1.9	1.5	1.0
柳橋 (天川)	0.9	0.8	1.3	2.3	1.1	2.7	0.6	1.4	0.5	0.8
折戸橋 (大谷川)	2.1	1.4	1.7	2.2	1.4	2.2	2.4	2.0	2.6	1.4
賀茂橋 (賀茂川)	3.3	1.7	3.6	2.6	1.7	3.2	2.3	2.3	3.5	1.6
新村川流末(新村川)	2.2	1.8	3.3	3.6	3.0	4.5	1.7	3.5	2.0	1.9
平田橋 (下里川)	1.3	0.5	1.3	1.6	1.6	2.6	2.5	1.4	1.5	1.0
葬礼橋 (善防川)	1.6	1.2	2.0	2.4	1.2	2.8	1.3	2.2	1.9	1.0
鎮岩橋 (段下川)	0.9	1.3	1.5	3.4	2.1	4.5	1.1	1.6	1.1	1.2
手前橋 (手前川)	1.9	0.5	1.3	3.1	2.6	2.8	2.4	2.2	1.6	1.2
清水橋 (南村川)	2.3	1.6	1.3	4.2	2.4	2.8	2.0	1.9	2.1	1.4
古川橋 (普光寺川)	1.3	0.5	1.6	2.4	1.6	2.0	2.1	1.7	1.6	1.1
高橋 (万願寺川)	2.3	0.5	1.3	3.5	1.4	1.8	1.1	1.4	1.1	1.0
五領橋 (油谷川)	1.4	0.5	1.1	2.7	2.6	1.9	1.6	2.3	0.9	1.3
基準値超過地点数 ※基準値:3.0mg/l以下	2	0	2	6	0	3	2	2	1	0

環境課資料より

【用語解説】

・BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が 20℃、5 日間で微生物により分解され、無機化されるときに消費される酸素の消費量を表し、数値が高いほど有機物による汚濁が進んでいます。河川の汚濁基準として採用されています。

【ため池水質測定結果 (COD)】

単位: mg/l

調査箇所	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
大池 (畑町)	6.1	7.9	6.1	7.9	6.8	4.6	9.5	8.4	9.6	5.5
十万池 (和泉町)	6.6	5.8	5.5	5.3	5.0	4.1	5.4	6.2	5.0	3.6
古池 (網引町)	13.0	10.0	8.4	9.1	9.3	6.9	9.5	32.0	8.2	6.5
甲ヶ池 (三口町)	20.0	15.0	8.4	7.8	24.0	10.0	26.0	55.0	9.4	1.5
大柳ダム (大柳町)	7.8	9.7	8.7	12.0	9.4	8.4	9.8	11.0	9.6	8.2
旅所上池 (池上町)	8.1	8.3	8.3	7.2	6.8	6.8	9.7	11.0	7.8	6.7
東池 (岸呂町)	11.0	11.0	9.0	12.0	11.0	11.0	16.0	14.0	13.0	11.0
熊谷池 (繁昌町)	6.4	8.2	8.2	7.7	6.5	7.7	7.9	8.5	6.3	5.0
基準値超過地点数 (参考基準値: 15.0mg/l以下)	1	0	0	0	1	0	2	2	0	0

環境課資料より

(ため池水質の参考基準値について)

ため池の水質については、法令上、基準が定められていません。そのため、市内の各ゴルフ場と締結している環境保全協定書に定められているため池の水質基準の値を参考基準値としています。

【用語解説】

・COD(化学的酸素要求量)

水中に有機物などの物質がどれくらい含まれるかを、酸化剤(過マンガン酸カリウムなど)の消費量を酸素の量に換算して示したもので、数値が大きいほど水中の有機物が多く、水質汚濁の程度も大きくなります。海域と湖沼の環境基準に用いられています。

【下水処理施設整備率】

99.8% (H28)

※下水処理施設(公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティプラント施設)の整備はほぼ完了しており、河川や水路などの公共用水の水質は大きく改善しています。



コミュニティプラント施設(加西北部処理場)

④道路騒音

加西市では道路騒音に関する苦情・相談の件数はほとんどありません。平成24年度以降、騒音規制法に基づく自動車騒音の常時監視として、市内の主要幹線道路の道路騒音の測定を行っています。平成24年度に測定した際に三木穴栗線において、測定地点が交差点と近かったことから昼間の環境基準を超えましたが、これ以外の地点では環境基準を満たしています。

【道路騒音の発生状況】

路線名	測定地点	測定年度	等価騒音レベル dB(A)		騒音環境基準 達成状況		要請限度 達成状況	
			昼間	夜間	昼間 (70dB)	夜間 (65dB)	昼間 (75dB)	夜間 (70dB)
豊富北条線	山下町	H27	65	57	○	○	○	○
高砂北条線	三口町	H27	61	56	○	○	○	○
高岡北条線	山枝町	H27	68	63	○	○	○	○
中国自動車道	谷町	H26	53	49	○	○	○	○
三木穴栗線	畑町	H26	70	64	○	○	○	○
中国自動車道	都染町	H25	52	50	○	○	○	○
三木穴栗線	鶉野町	H25	67	60	○	○	○	○
多可北条線	北条町古坂	H25	63	56	○	○	○	○
高砂加古川加西線	繁昌町	H25	70	65	○	○	○	○
372号線	下宮木町	H24	70	65	○	○	○	○
三木穴栗線	繁昌町	H24	72	64	×	○	○	○
多可北条線	河内町	H24	69	63	○	○	○	○

○…基準値内 ×…基準値超過

環境課資料より

【用語解説】

・等価騒音レベル

自動車のように時間とともに変動する騒音(非定常音)について、一定期間の平均的な騒音の程度を表す指標のひとつをいいます。

・要請限度

騒音規制法における基準の一つで、指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき市町村長が道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができる値をいいます。



⑤悪臭

悪臭については、塗装工場で使用される有機溶剤、畜舎の家畜排せつ物、有機たい肥などを原因とする苦情・相談が多く寄せられます。しかし、最も多いのは野焼きを原因とするものです。

子どもアンケートでも、通学や外遊びの際に野焼きの煙、臭いに困っているという声が多数上がっています。子どもたちのためにも野焼きを絶対に許してはいけません。

【市民アンケート結果】

◎「野焼きによる煙害、悪臭」に関心があると答えた市民の割合

10.0% (H15) ↗ 19.4% (H28)

(子どもアンケート 自由回答意見)

「道の両方が田んぼで、そこで燃やしている人がいっぱいいて、視界が煙になって何も見えなくて目がしみてのどが痛くなったことがあります。」

「野焼きが多い。通学中、煙がものすごい多いことがあるので何とかしてほしい。」



大気汚染と悪臭の原因となる野焼き

⑥防災対策

ため池、里山の維持管理は防災・減災の重要なインフラ整備です。地球温暖化の進行に起因する気候変動の影響と考えられるゲリラ豪雨による災害も増えています。環境保全と防災対策とは密接に関連しています。

【市民アンケート結果】

◎「災害対策の充実」を行政に求める市民の割合

33.3% (H28)

◎「地震、豪雨、台風などの環境と防災」について学びたいと思う

児童・生徒の割合(子どもアンケート)

43.7% (小6) 29.6% (中3)

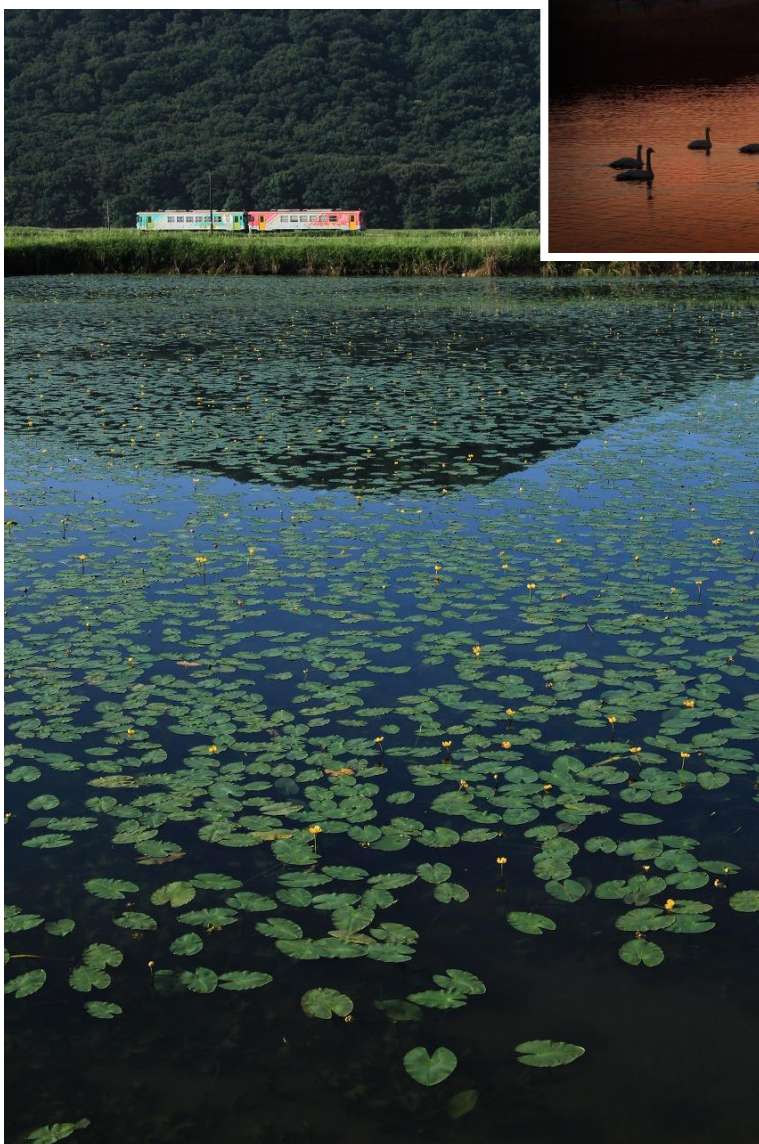
■今後の課題

生活環境は、市民の日常に直接的に影響することから、引き続き観測・測定による監視が必要です。良好な生活環境が維持されるよう、騒音や悪臭の苦情・相談への対応強化、環境保全と防災の両立を図る新たな施策を進めていく必要があります。

(2) 自然環境

播磨国風土記が今に伝える豊かな自然は、普通種から希少種・絶滅危惧種まで多種多様な動植物を育み、加西独自の貴重な生物多様性を成立させています。しかしながら、増えすぎたシカによる食害、人の手が入らなくなって荒廃した里山、開発行為による自然喪失などにより、その貴重な生物多様性は確実に低下しつつあります。そして、市民アンケートの結果からは、加西市の自然が育んだ生物多様性は非常に貴重であることも、その自然が荒廃していることも、市民に十分浸透していない状況が明らかになっています。

「加西の自然」と一口に言っても、同じ加西に住んでいますが、住んでいる校区や世代間が異なることから、市民一人ひとりが思い浮かべる「加西の自然」には差があり、人それぞれです。自然環境の保全に当たっては、地域、世代に応じたアプローチが必要です。



長倉池のコハクチョウ

網引町上池・下池
サイゴクヒメコウホネ

●主な自然環境

湿原、ため池、河川、里山などのさまざまな自然環境が、気候や地質などの自然条件と、農業、森林伐採などの人間の営みにより形成されています。そこは生物多様性に恵まれており、多様な動植物が生息・生育しています。

・湿原

加西市は粘土質の段丘地形という、適度に水が溜まり滲み出す地質地形であることから、湿原が成立し易く、湿原性の貴重な動植物が多く生息・生育しています。加西市と加古川市と小野市の市境付近“あびき湿原”は特に生物多様性が豊かな環境で、加西市民の美しい環境をまもる条例に基づく野生生物保護地区に指定されています。地域住民による積極的な保全活動が実施されており、サギソウの群生やハッチョウトンボなどの貴重な動植物を木道から間近に観察できるため、市内外から多くの注目を集めるエリアとなっています。



あびき湿原



湿原の植物：サギソウ
湿原の昆虫：ハッチョウトンボ（右下）

・ため池

兵庫県ため池台帳に記載されている加西市のため池数は 642 ですが、小さいものを含めると 1,000 を超えるといわれています。そこには水生の動植物が生息・生育しています。ため池は堤体の草刈りや池干しなど、地域の手で保全されています。



ため池：琵琶甲町奥野池



ため池の植物：ガガブタ



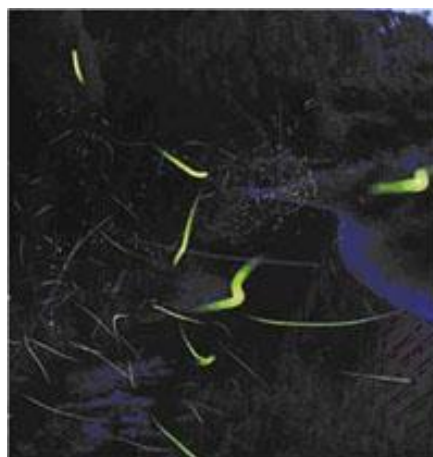
ため池の動物：コハクチョウ

・河川

加古川市方面に流れる加古川水系 37 河川、姫路市方面に流れる天川水系 1 河川の計 38 河川が流れています。総延長は 87.5km です。地域の手による清掃作業や草刈りによって良好な河川環境が保たれ、河川に生息・生育する多くの動植物が守られています。



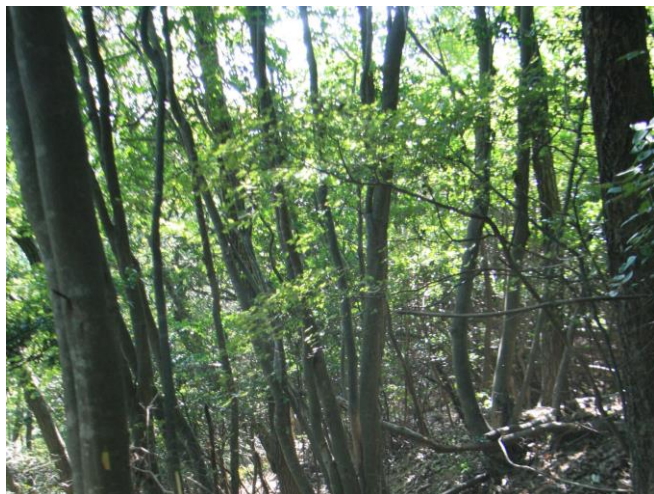
河川(万願寺川)



水環境が良好な河川では
ゲンジボタルが見られます

・里山

人里周辺にはコナラなどの落葉樹からなる明るい里山が成立しており、陽の光を浴びて多様な動植物の生息・生育環境となっています。地域の自主的な里山整備に行政の支援が加わり、多くの地域で積極的な里山保全活動が行われています。特に、里山の希少動植物が見られる“周遍寺”と“糠塚山”は、加西市民の美しい環境をまもる条例に基づく野生生物保護地区に指定されています。



里山(コナラ林)



里山に生息生育する
ギフチョウとカタクリ(花)

■自然環境(生物多様性)の現状

豊かな自然に対する理解と積極的な保全活動が進む一方で、生物多様性という言葉と意味について、市民の認知度は全国平均値より低いことが市民アンケートの結果から分かりました。

また、子どもアンケートでは、ホタルを見たことがない小中学生が全体の20%近くにもなる結果となり、地域間、世代間で自然に対する認識に大きな差があることが分かりました。

農地においてはシカ、イノシシ、ヌートリアなどの有害獣による農作物被害が多くなっていますが、原因の一つに、昔は人里と動物たちの山との緩衝帯となっていた里山の荒廃が挙げられます。より一層の里山整備活動の広がりが求められます。

【市民アンケート結果】

◎「生物多様性」について「内容を知っている」と答えた市民の割合

加西市:10.3% (H28) ※全国平均値:16.7%

※H26年環境問題に関する世論調査より

◎「里山や水辺などの身近な自然が減っていること」に関心があると答えた市民の割合

3.6% (H15) ↗ 8.8% (H28)

◎「ホタルを見たことがない」と答えた子どもの割合 (子どもアンケート)

小学6年生:21.1% (H28) 中学3年生:17.1% (H28)

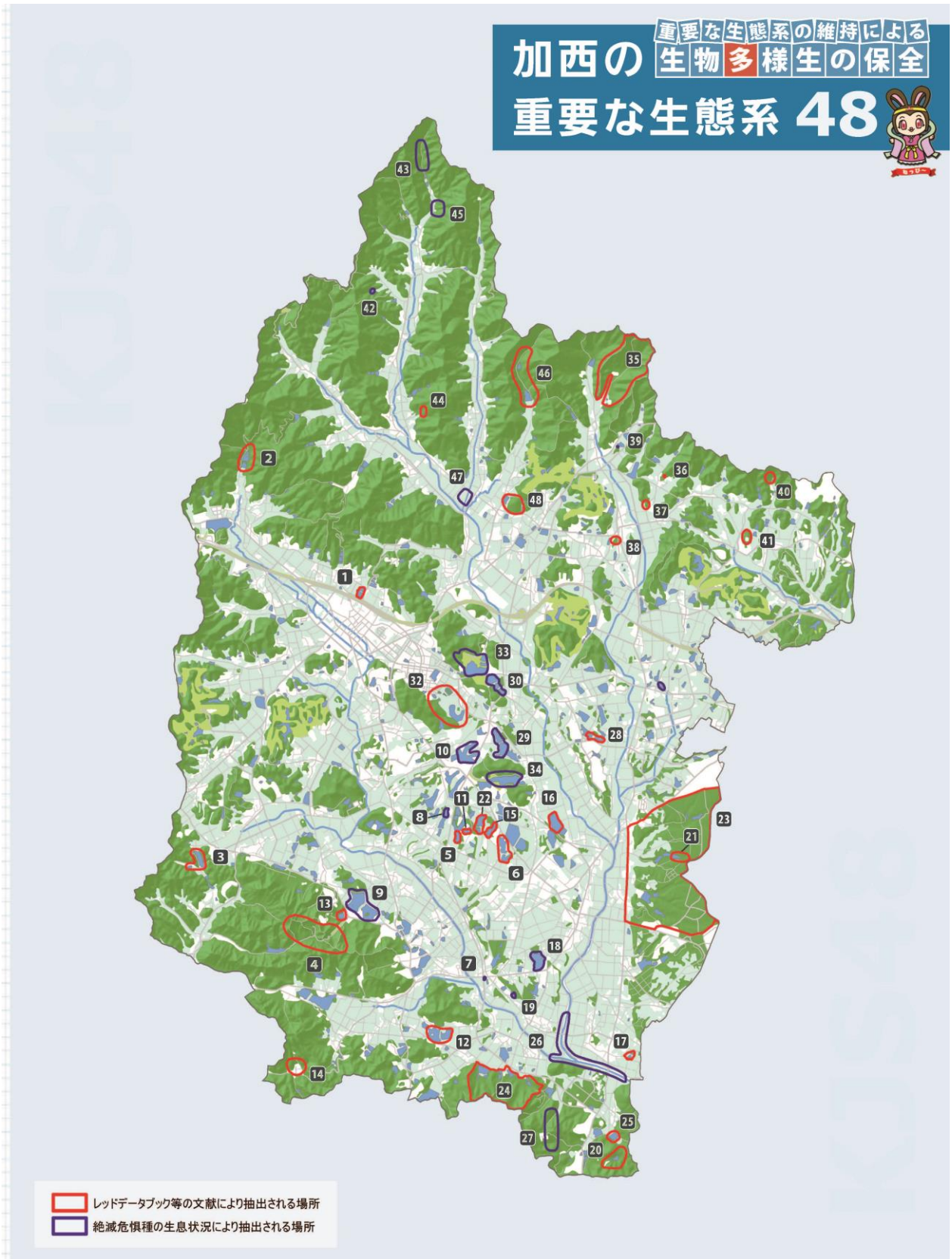
◎「里山の保全活動」に参加したことのある市民の割合

11.1% (H28)



兵庫森祭りの様子

【加西の重要な生態系マップ】



■加西の重要な生態系一覧表

名称	環境区分	※1 生態系の区分	保全制度・指定などの状況※2											
			兵庫県RDB 生態系RDB	RDB 植物群落RDB	RDB 自然景観RDB	特定植物群落	加西市史選定群落	絶滅危惧種の生息	保護地域制度					
										天然記念物	自然公園地域	自然環境保全地域	鳥獣保護区	野生生物保護地区
1 北条町の合同池	ため池	小	B	B					●					
2 畑町の奥池	ため池	小	B	B					●					
3 西剣坂町のため池とその周辺	ため池・草地	小		B					●					
4 笠松山	樹林(針葉樹林)	小					●	●		●				
5 琵琶甲町の奥野池	ため池	小	B	C					●					
6 野条町の西新池	ため池	小	B	C					●					
7 東笠原町のため池	ため池	小	B						●					
8 中西北町の藤九郎池	ため池	小	B						●					
9 両月町の善坊池・戸田井町の皿池	ため池	小							●					
10 段下町の田水池	ため池	小	B						●				●	
11 琵琶甲町の東新池とその周辺	ため池・湿地	小	B	B					●					
12 倉谷町のアシガ池とその周辺	ため池・湿地	小		C					●					
13 両月町の新池とその周辺	ため池・湿地	小		C					●		●			
14 一乗寺	樹林(照葉樹林)	小		B	B	●	●	●		●		●		
15 鶯野町の下小谷池	ため池	小	B	C					●					
16 上宮木町の水正池	ため池	小	B	C					●					
17 網引町の上池・下池	ため池	小	B	C					●					
18 田原町の皿池	ため池	小	B						●					
19 田原町の海草池下池	ため池	小	B						●					
20 網引町のため池周辺	湿地	小	B	C					●		●			●
21 繁昌町の翁谷奥池周辺	湿地	小	A					●	●					
22 琵琶甲町の参ノ池とその周辺	ため池・湿地	小	B	C				●	●					
23 青野ヶ原のため池群とその周辺	ため池・湿地	中	A						●					
24 田原町のため池群とその周辺	ため池・湿地	中	B						●		●			
25 網引町の新池とその周辺	ため池・湿地	小	B						●		●			
26 万願寺川	河川	小							●					
27 網引町の山林	樹林(里山林)	小							●		●			
28 常吉町の山谷池	ため池	小		C					●					
29 豊倉町の三田池・伝通池	ため池	小	B						●				●	
30 玉野町の新池・蓮池・中池	ため池	小	B						●				●	
31 別府町中町の小池上池	ため池	小							●					
32 玉野町の長倉池とその周辺	ため池・湿地	中	B	A				●	●				●	
33 玉野町の逆池とその周辺	ため池・湿地	小	B						●				●	
34 豊倉町の亀ノ池とその周辺	ため池・樹林	小	B						●				●	
35 普光寺	樹林(照葉樹林)	中		B	B	●	●	●		●		●		
36 妙見大明神	樹林(照葉樹林)	小						●						
37 新宮神社	樹林(照葉樹林)	小		C					●					
38 日吉神社	樹林(照葉樹林)	小		C					●					
39 河内町の山林岩場	樹林(里山林)	小							●					
40 奥山寺	樹林(照葉樹林)	小		C					●	●				
41 八王子神社	樹林(照葉樹林)	小		C					●					
42 下方願寺町の定本池	ため池	小	B						●					
43 万願寺川(源流域)	河川	小							●					
44 磯崎八幡宮	樹林(照葉樹林)	小		C					●					
45 上方願寺町山林	樹林(里山林)	小							●					
46 佐谷町の奥池	ため池	小	B						●					
47 広原町の水田とその周辺	水田・河川	小							●					
48 石部神社周辺	樹林(里山林)	小		C					●					
			27	23	2	2	12	46	1	8	1	7	1	

※1: ため池、湿地、水田、草地、樹林など、視覚的に容易に区別できる環境を「小生態系」とし、いくつかの小生態系が集まる比較的大きな生態系を「中生態系」とした。

※2: 重要な生態系の保全制度・指定の状況を表す。

● 兵庫県RDB

- 生態系RDB『兵庫の貴重な自然-兵庫県版レッドデータブック2011(生態系)-』(兵庫県,2011)
- 植物群落RDB『兵庫の貴重な自然-兵庫県版レッドデータブック2010(植物群落)-』(兵庫県,2010)
- 自然景観RDB『兵庫の貴重な自然-兵庫県版レッドデータブック2011(自然景観)-』(兵庫県,2011)

● 特定植物群落『日本の重要な植物群落』(環境庁,1980)

● 加西市史選定群落『加西市史 第三巻 本編 3 自然』(加西市,2002)

● 絶滅危惧種の生息(下記文献に掲載される種を絶滅危惧種としました。)

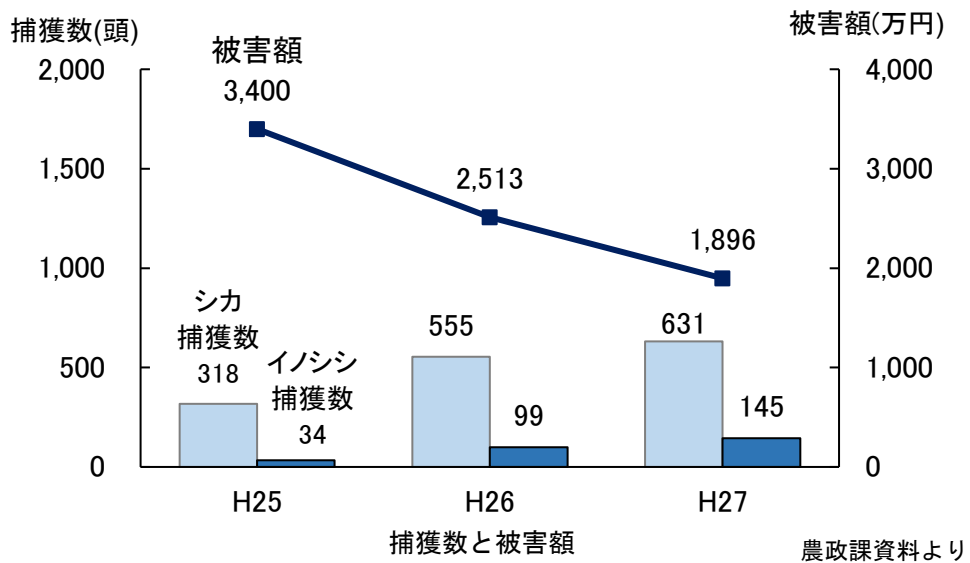
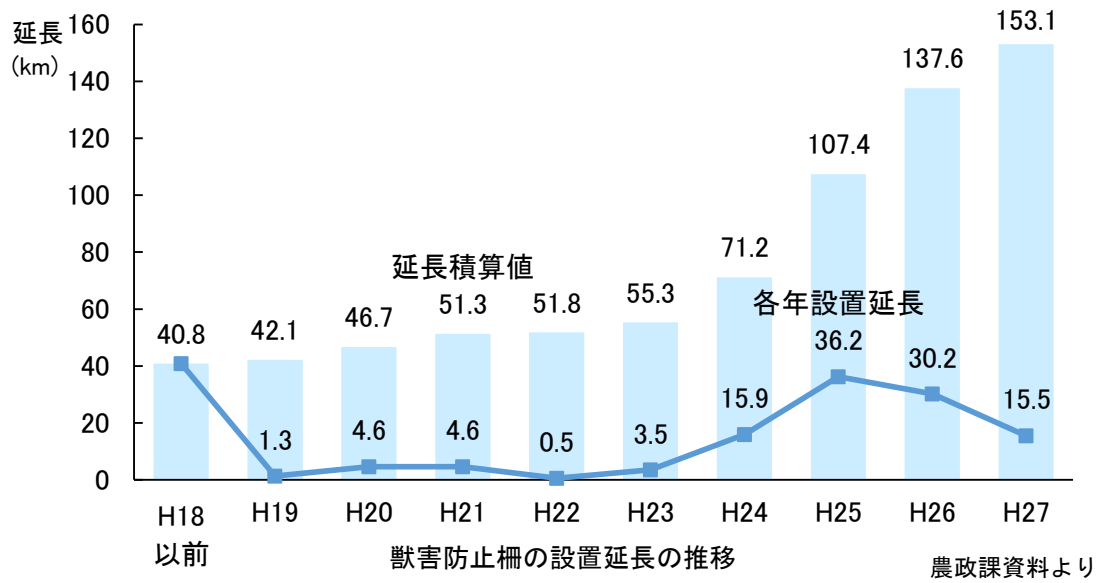
- 国内希少野生動物種『絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律』(法律第75号,1992)
- 国R『環境省動物・植物レッドリスト』(環境省,2007)
- 近畿RDB『改訂・近畿地方の保護上重要な植物』(レッドデータブック近畿研究会,2001)『近畿地区・鳥獣レッドデータブック』(山岸哲,2002)

- 県RDB『兵庫の貴重な自然-兵庫県版レッドデータブック2010(植物)-』(兵庫県,2010)『改訂・兵庫の貴重な自然-兵庫県版レッドデータブック(動物)-』(兵庫県,2003)

● 保護地域制度

- 天然記念物『文化財の保護に関する条例』(条例第73号,1967)
- 自然公園地域『兵庫県立自然公園条例』(条例第80号,1963)
- 自然環境保全地域『自然保護条例』(条例第52号,1971)
- 鳥獣保護区『鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律』(法律第88号,2002)
- 野生生物保護地区『加西市民の美しい環境をまもる条例』(条例第16号,2004)

【獣害対策】



イノシシ



シカ



シカの食害を受けた稲



イノシシに荒らされた水田

■今後の課題

今後は、あびき湿原など特に優れた自然環境における保全を継続していくとともに、より多くの市民に身近にある加西の自然の素晴らしさを再認識してもらい、加西の自然を守る担い手の掘り起こしを進め、活動の裾野を広げていくことが必要です。

有害獣対策については、人間との共生を基本として対策を継続していかなければなりません。

(3) 景観

加西の自然・農村景観は、落葉樹の里山やため池と農地からなる田園風景が四季折々の表情を魅せる美しい景観です。この美しい自然・農村景観は、播磨国風土記が編纂された715年には既に成立していたであろうことが、その記述から分かります。つまり、1300年前の加西の先人達が見た景色と今の景色はほとんど同じなのです。

市街地でも、北条地区が宿場町であった頃から、まちなみと神社仏閣が調和した歴史的な景観が今に伝わっています。市民の自主的な緑化活動でできた花壇や緑のカーテンなど、今を生きる加西の人が形成するまちなみ景観も、加西の多様な景観資源となっています。

しかし、ごみのポイ捨てや空き地空き家の増加による景観悪化、歴史的なまちなみの一部である狭あい道路の解消と歴史的景観の維持の両立という難しい課題も出てきています。



長倉池の朝景



万願寺川に映える熱気球(熱気球全日本学生選手権の様子)

●景観資源

・自然・農村景観資源

粘土質段丘地形に成立した湿原や落葉樹の里山などの自然景観や農地やため池などの農村景観は、播磨国風土記の時代より維持されてきた加西の代表的な景観資源です。草刈り、清掃、あぜ焼きなど、昔から脈々と続く加西の生活文化である共同と助け合いによって、維持保全されています。



農村景観(水田)



農村景観(ため池)

・歴史的・文化的景観資源

播磨国風土記にゆかりのある玉丘史跡公園、北条地区の歴史的景観形成地区、姫路海軍航空隊鶉野飛行場跡地など多様な歴史文化資源に恵まれています。地域伝承された社寺や祭りなども重要な景観資源です。



玉丘史跡公園



姫路海軍航空隊鶉野飛行場跡地



北条の歴史的景観形成地区



日吉神社祭り

・緑化によるまちなみ景観

市街地だけでなく市内のいたるところで、市民の協力によって、花壇の手入れによる美しいまちなみ景観が作られています。



道路脇の花壇

【市民アンケート結果】

◎「地域の花壇の手入れや植樹活動」に参加したことがある市民の割合
17.4% (H28)

※ まちなみ景観の象徴である花壇は市民の手入れや植栽活動によって維持されています。

■景観の現状

景観の保全について、市民アンケートから次のような課題が見えてきました。

【市民アンケート結果】

◎「庭やベランダで庭木や草花を育てたり、家庭菜園をしている」と答えた市民の割合
59.2% (H15) ↘ **36.8% (H28)**

各家庭における園芸や菜園は地域の景観要素となっていますが、実施する市民の割合は減少しています。

◎「田畑など農地の減少(耕作放棄地や宅地化など)」に関心があると答えた市民の割合
4.1% (H15) ↗ **12.6% (H28)**

耕作放棄地の増加は農村景観を損ねます。



緑のカーテン



耕作放棄地・遊休農地

【市民アンケート結果】

◎「狭い道路での歩行の危険性」に関心があると答えた市民の割合

12.4% (H15) ↗ **23.4% (H28)**

道路における歩行者への安全性の確保を望む意見が増加しており、農村景観、歴史景観の保全とともに安全性の確保も求められます。

◎「まちや公園でのポイ捨てごみの状況」が「不満」「やや不満」と答えた市民の割合

56.4% (H28)

ごみのポイ捨ては景観に悪影響を与えますが、ポイ捨ての現状に不満を持つ市民の割合は50%を超えています。



北条地区の宿場町の歴史的まちなみ



無くならないタバコのポイ捨て

【無秩序な太陽光発電設備の設置】

低炭素社会の実現に向け、環境への負担が少ない再生可能エネルギーとして太陽光発電設備の設置が急速に進められています。

しかし、場所を選ばず、環境にも配慮しない無秩序な設置は、自然・農村景観やまちなみ景観に悪影響を与えるばかりか、自然を破壊し、住民の安心・安全を脅かす存在になります。



■ 今後の課題

播磨国風土記の時代より続く景観を守るために、空き家・空き地・耕作放棄地の増加や太陽光発電施設の無秩序な設置への対策とともに、ごみのポイ捨てを減らす施策が必要です。また、従来からの歴史的・文化的景観と自然・農村景観の保全には、安全確保と景観維持の両立という新たな観点が求められています。

(4) 循環型社会

加西市では、従来から積極的にごみ対策に取り組んでいます。ごみの3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、廃棄物の不法投棄対策に加え、廃食用油リサイクル事業、剪定枝の堆肥化といった資源循環施策、ごみ処理広域化やクリーンセンターでのリサイクルプラザ、家庭系粗大ごみ拠点回収など、市民の協力の下で様々な循環社会づくりが進んでいます。

加西市民の1人あたりのごみの排出量、年間の最終処分量は減少傾向が続いています。しかしながら、不法投棄、違法焼却は依然として毎年相当数が発生しており、一層の対策強化が求められています。

【用語解説】

・循環型社会

循環型社会形成推進基本法によると、①製品などが廃棄物となることを抑制すること、②排出された廃棄物はできるだけ資源として適正に利用すること、③どうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」と定義され、資源やエネルギーの効率的利用と不要物の排出を抑えることにより、地域の物質循環を促進し、環境への総合的な負荷をできる限り少なくする社会をいいます。



- ・加西市クリーンセンターで平成26年度から始まったリサイクルプラザ（写真上）
- ・加西市内から集められた剪定枝から「花の土」と「バーク堆肥」作っています（写真下）

■循環型社会の現状

ごみの分別・減量の徹底などの市民の取組成果により、1人あたりのごみ排出量は兵庫県の平均値を下回っています。最終処分量は、平成20年度からの産業廃棄物の受入れ中止以降は減少傾向にあります。また、廃棄物の中間処理について、小野加東加西環境施設事務組合による共同処理を開始しており、廃棄処理の広域化による効率性・経済性の向上を図りました。

不法投棄においては、行政による防止パトロールを継続して実施しています。しかしながら、依然として毎年10t前後の不法投棄による廃棄物が回収されているのが実情です。

【市民アンケート結果】

◎「買い物にはマイかご・マイバッグを持参している」と答えた市民の割合

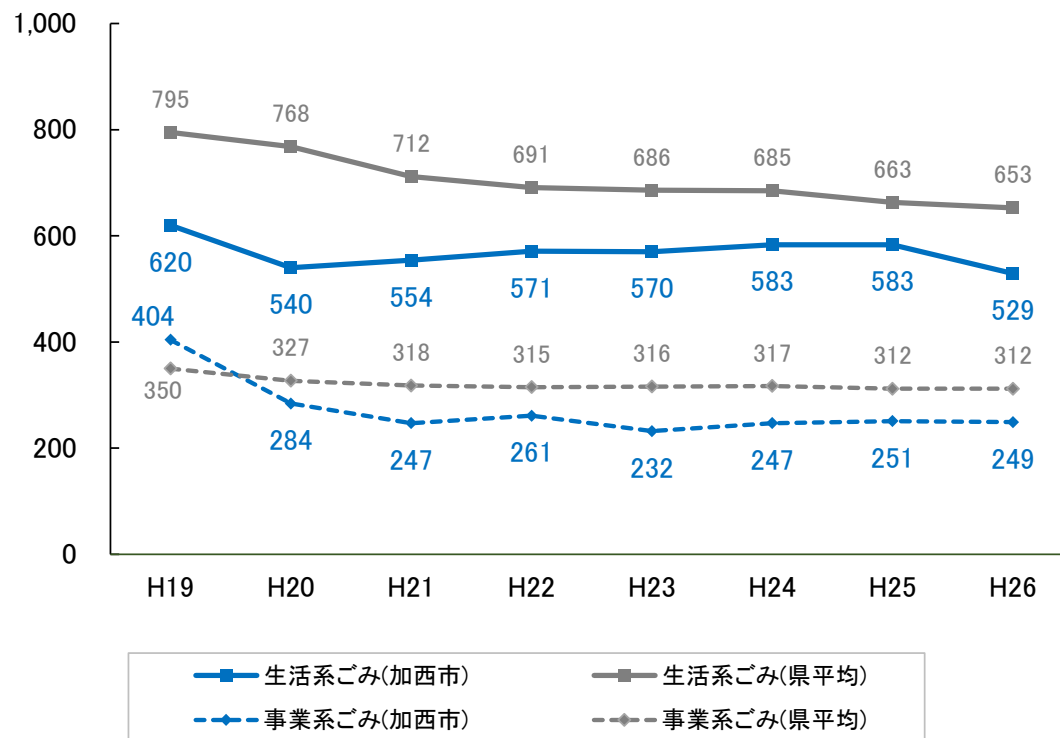
28.4% (H15) ↗ **70.0% (H28)**

◎「地域の清掃活動や美パースデーなどのごみ回収などに参加している」と答えた市民の割合

42.7% (H15) ↗ **43.4% (H28)**

【1人1日あたりのごみ排出量】

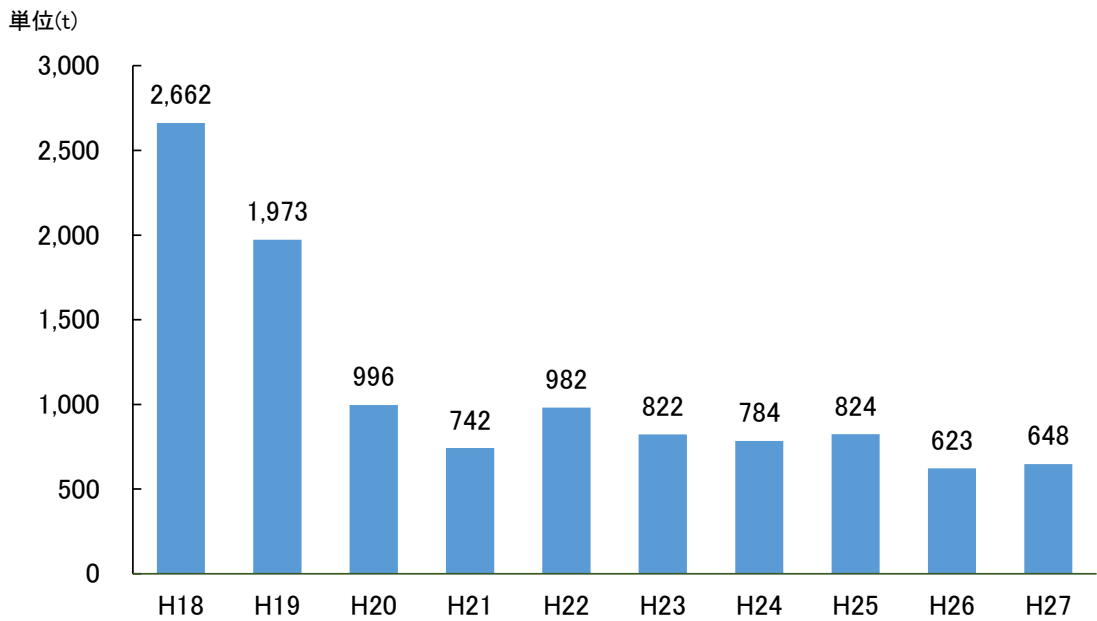
単位(g/人/日)



1人1日当たりごみ排出量の推移

兵庫県の一般廃棄物処理より

【最終処分量】



加西市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画より

最終処分量の推移

【用語解説】

・最終処分量

不要品のうちリユース(再利用)、リサイクル(再資源化、サーマルリサイクルを含む)が困難な廃棄物の量をいいます。



加西市最終処分場

【不法投棄の年間推移】

分類		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	冷蔵庫(冷凍庫)	6	1	2	2	0	4	4	9	8	1
	エアコン	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	テレビ	18	12	7	12	13	20	27	4	11	9
	洗濯機	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0
	パソコン	15	1	1	1	1	0	0	0	0	0
	自転車	6	2	11	2	4	2	8	10	2	4
	タイヤ	39	27	49	39	45	10	22	94	115	17
	粗大ごみ	23	9	15	14	18	30	14	23	17	25
	その他	4	12	20	13	17	10	5	0	1	3
回収量(t)	13.5	10.0	10.1	6.7	11.2	13.2	13.7	14.3	13.4	10.8	

環境課資料より



不法投棄の状況

■今後の課題

引き続き、ごみ減量・リサイクル・リユースといった従来の取組を着実に実施していくとともに、廃棄物の適正処理を図るために不法投棄対策の強化が必要です。

また、新たな取組として始まった地域との共同による家庭系粗大ごみ拠点回収について、実施地域の拡大を要望する声が多く寄せられています。今後もこれらの市民のニーズに応じた対策を実施し、循環型社会づくりのより一層の推進を図ることが重要です。

【市民アンケート結果】

◎「粗大ごみの拠点回収を実施してほしい」と答えた市民の割合

※住んでいる地域で実施していない回答者を対象

91.5% (H28)



粗大ごみの拠点回収

(5) 地球温暖化防止対策

加西市の地球温暖化防止対策は、加西市地球温暖化対策地域推進計画(平成23年策定)や加西市新エネルギービジョン(平成21年策定)などの環境関連計画に基づき、各種施策を実行しています。

地球温暖化対策は、世界規模の問題に対して地域レベルでの自主的な取組が求められる施策です。経済活動に大きく影響するため、法令規制に馴染まない上、即効性のある取組はなく、市民・事業者・行政が一体となり、あらゆる主体が草の根レベルの取組を積み重ねていくしかないという難しい問題です。

●地球温暖化防止対策について

◎世界的な動き

地球温暖化問題に対応するため、平成4年に気候変動枠組条約、平成9年に京都議定書が採択され、先進国において、平成2年(1990年)を基準とした温室効果ガス排出量の削減率を各国別に定め、約束期間内に目標値を達成することが定められました。近年においては、平成27年にパリ協定が採択され、先進国だけでなくすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新することが盛り込まれ、温室効果ガスの排出削減による地球温暖化の防止は世界的な流れとなっています。

◎日本における温暖化対策の取組について

京都議定書の採択を受け、国内対策の枠組みを定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)」が平成10年に制定されています。

日本においても、近年地球温暖化が原因とみられる日降水量100mm以上の大雨や最高気温が35℃以上の猛暑日の日数が増加しており、今後は生態系や健康など広範囲への影響が予想されているため、地球温暖化の防止に関心を持ち、積極的に役割を果たすことが求められています。

温室効果ガスの排出構造(部門別、エネルギー別)や排出量は異なり、温室効果ガスが増減している要因について地域ごとに分析し、各自治体が独自に地域の課題や特性・実情にあわせた適切な取組を実施することが重要であることから、地球温暖化対策推進法第20条においては、温室効果ガスの排出を抑制するなどの目的のため、すべての自治体に総合的かつ計画的な施策として「地域推進計画」を策定、実施するように求めています。

平成28年には、地球温暖化対策計画に定める事項の追加や地方公共団体実行計画の共同策定などの内容を追記した地球温暖化対策推進法の改正が実施されています。

◎加西市の地球温暖化対策の取組

加西市においては、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策を進めるために、平成23年10月に「加西市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しています。温室効果ガス削減目標は平成32年度に基準年度(平成2年度)比で25%削減としており、省エネ行動や機器・設備などの更新・導入などを一層推進することにより、約16.1万t/年の削減を図ることとしています。

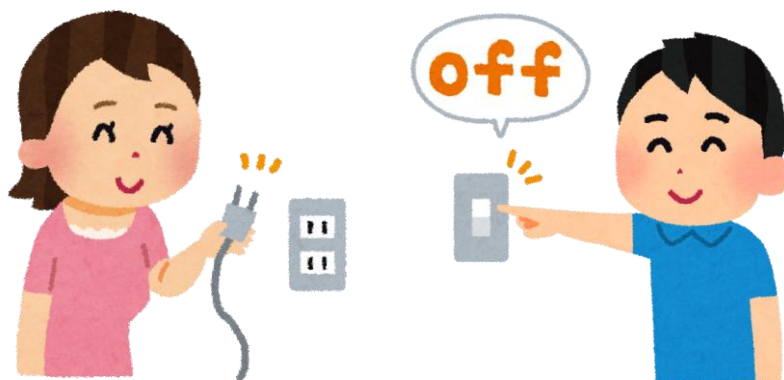
■地球温暖化防止対策の現状

加西市では、行政機関の公用車の低燃費車・ハイブリッド車・電気自動車への入れ替えや節電の取組を進め、加西市行政の事務・事業における温室効果ガスの削減について定めた「第2次加西市地球温暖化対策実行計画」の削減目標を達成しており、一事業者として率先して地球温暖化対策に取り組んでいます。

また、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故を契機として、市民意識はこれまで以上に大きく向上し、日々の生活の中での環境に配慮した行動が、多くの市民に定着しています。

【市民アンケート結果】

- ◎「地球環境問題」に関心があると答えた市民の割合
14.3% (H15) ↗ **24.5% (H28)**
- ◎「省エネ製品や詰替え商品など、環境にやさしい買い物を心がけている」と答えた市民の割合
38.4% (H28)
- ◎「電気をこまめに消している」と答えた市民の割合
47.1% (H15) ↗ **49.9% (H28)**
- ◎「エアコンの温度を上げすぎたり下げすぎたりしないようにしている」と答えた市民の割合
46.6% (H15) ↗ **49.3% (H28)**
- ◎「自動車の空ぶかし(アイドリング)、急発進、急加速はしない」と答えた市民の割合
42.5% (H15) ↗ **48.0% (H28)**



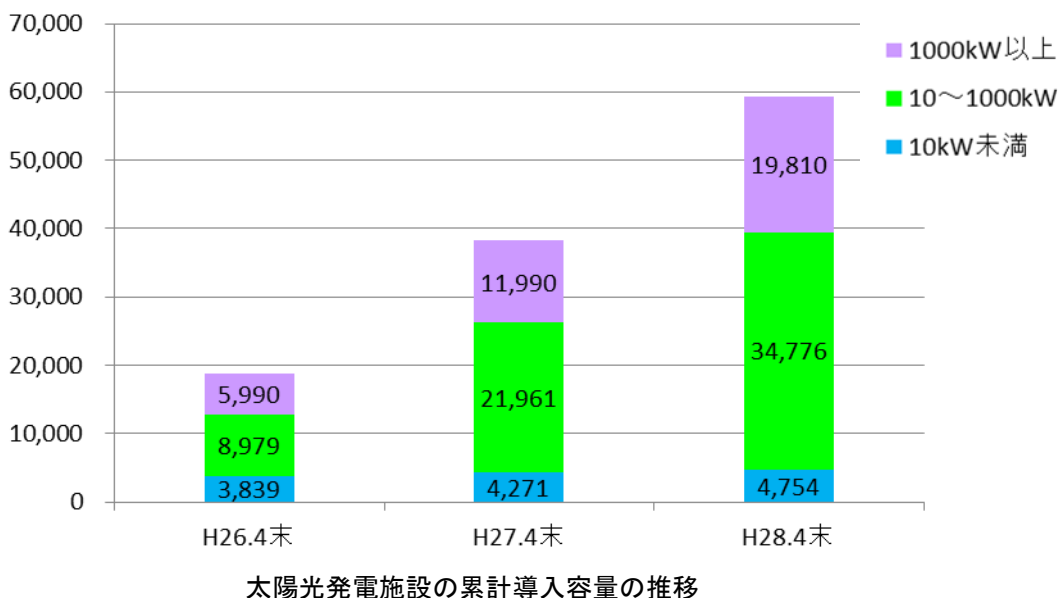
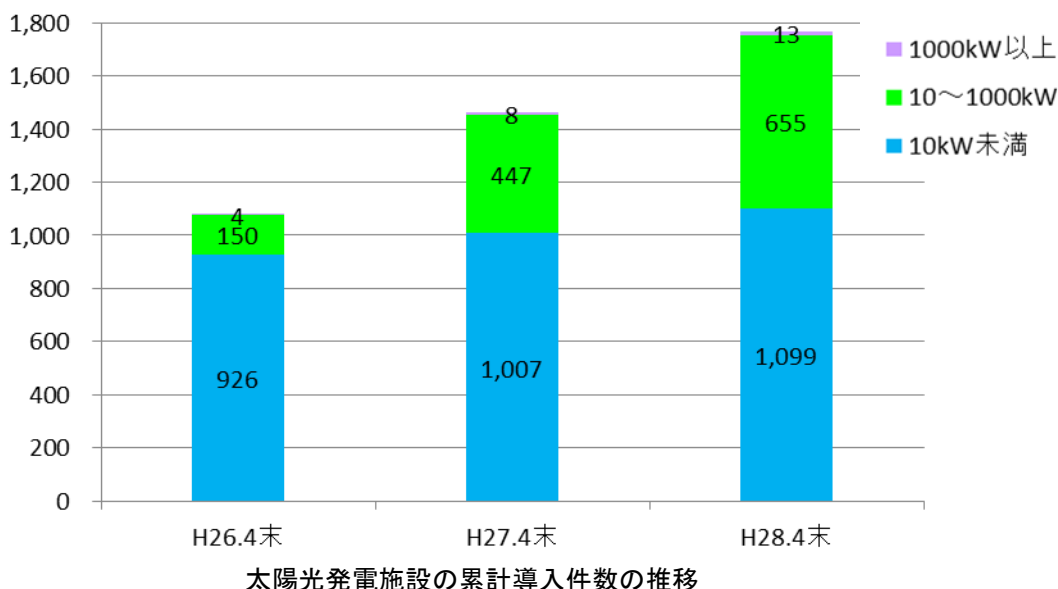
加西市では、市民・事業者を対象にした電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の購入時の補助、市役所駐車場への電気自動車用急速充電器の設置、住宅用太陽光発電設備の設置促進などの対策も実施しています。



平成26年7月からの国の再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始以降、加西市内の太陽光発電施設は設置件数は急激に増加しています。

累計導入件数の6割以上は10kW未満の住宅用の太陽光発電設備ですが（上のグラフの青い軸）、容量別で見ると発電量の9割以上が10kW以上の産業用の太陽光発電設備によるものです（下のグラフの紫と緑の軸）。

【加西市内の太陽光発電設備の導入状況】



資源エネルギー庁資料より



電気自動車 急速充電器

■今後の課題

市民の意識や行動には節電、省エネ、省CO₂が定着しています。各種補助金、普及啓発を継続することで、市民に定着した節電、省エネ、省CO₂行動を支援し、取組の質を向上させていかなければなりません。

新たな課題として、地球温暖化に伴う気候変動への適応策として、防災・減災の視点からゲリラ豪雨に対応するための雨水排水対策、熱中症対策としてクールスポットや過度な節電の回避、などのきめ細かな啓発が必要です。

大きな問題として、クリーンエネルギーとして導入が拡大している太陽光発電施設の乱立によって自然環境や景観が損なわれているという事実を踏まえて、最大限に環境との調和が図られた秩序あるクリーンエネルギーの導入を実現させなければなりません。

【用語解説】

・気候変動への適応策

地球温暖化の進行がもたらす気候変動などにより懸念される影響は、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減と吸収対策を最大限実施したとしても完全に避けられないことから、その影響に備えるための対策をいいます。

(6) 環境保全のための地域連携・人づくり

加西市の誇れる生活文化である地域の共同・助け合いによる草刈りや清掃活動、花作りは、加西の環境保全の大きな力として受け継がれています。また、学校現場や生涯学習を通じた環境学習が精力的に行なわれ、人づくり、担い手育成が進められています。市民・事業者・行政などの各主体の連携、専門機関との連携など、様々な主体が協力しながら環境保全が進められているのが加西市の特徴です。

しかし、地域間、世代間で環境保全に対する意識や、地域の共同・助け合いに対する理解に差があります。このような差を解消することで、取組の裾野はまだまだ広がる可能性があります。

●地域連携・人づくりの環境学習

・生涯学習

行政だけでなく、活発な公民館活動を通じて地域が自発的に環境学習や生涯学習に取り組んでいます。



公民館講座
(あびき湿原レンジャー養成講座)



自然観察指導員講習会



加西ロマンの里ウォーキングで
古法華自然公園を歩き（写真上）
善防山の岩肌を登る参加者たち（写真右）



・教育学習

学校教育の現場では、ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)のもと、加西市の特色を活かした環境学習が行われています。小学3年生で環境体験(市内の自然環境)、小学4年生でクリーンセンターでのごみ処理の見学、小学5年生で自然学校をカリキュラムに取り入れて、子どもの環境教育を推進しています。



学校教育における環境学習(里山学習)



学校教育における環境学習(生き物さがし)



小野クリーンセンター・リサイクルセンター見学の様子

・地域の自主的な保全活動

清掃活動や緑化活動、里山保全活動など、生活環境を守る活動が地域の共同・助け合いにより継続的に実施されており、加西市の環境保全に大きく貢献しています。

【市民アンケート結果】

◎「地域の草刈りや清掃活動に参加したことがある」と答えた市民の割合
65.7% (H28)

■今後の課題

地域連携・人づくりを目的として、行政、地域の公民館、民間団体が様々な環境学習、自然観察会、ウォーキングイベントを行っており、多くの参加者で賑わっています。しかしながら、市民アンケートからは、市民全体としては、参加率が非常に低いという結果が出ています。

世代や地域によって自然環境への関心は多岐にわたり、そもそも関心が薄い場合もあります。全ての市民の関心を満たす環境学習の提供は困難ですが、より一層市民の参加意欲を向上させる工夫や内容の検討が必要です。

また、環境活動への支援の充実を求める意見も多く寄せられました。高齢化や地域人口の減少により河川・ため池の草刈りや清掃活動の継続が困難な状況が出ていることが背景です。地域の自主的な環境保全活動を支援する施策が必要となっています。

【市民アンケート結果】

◎「環境調査や自然観察会など、環境を学ぶ場所へ積極的に参加している」と答えた市民の割合

1.2% (H15) → 0.8% (H28)

環境を学ぶ場所へ参加している市民の割合が依然として低い水準となっていることが分かります。

◎「自然観察会や環境学習会等のイベントに参加したことがある」と答えた市民の割合 **5.4% (H28)**

個人の意思に基づき参加する環境学習会などのイベントの参加経験率は、地域の共同・助け合いによる保全活動（「地域の草刈りや清掃活動」(65.7%)、「新聞、段ボール等の集団回収活動」(61.3%)）などと比べると著しく低い結果となっています。

◎「環境活動を行う団体への支援の充実」を行政に求めると答えた市民の割合 **15.5% (H28)**

(7) 各分野の課題のまとめ

対象	課題
(1) 生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大気や水環境については引き続き観測・測定を実施し、良好な生活環境づくりの維持に役立てていく。 ◎ 騒音や悪臭の苦情・相談への対応を強化する。 ◎ 環境保全と防災の両立を図る新たな施策を進める。
(2) 自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 特に優れた自然環境の保全を継続していく。 ◎ 生物多様性の意味や身近な自然環境の価値について、市民の認知度向上を進める。 ◎ 市民の自然環境の保全活動の裾野を広げていく。 ○ 有害獣対策については、人間との共生を基本として継続していく。
(3) 景観	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 播磨国風土記の時代より続く自然・農村景観と歴史・文化景を計画的に保全していく。 ○ 太陽光発電施設の無秩序な設置、ごみのポイ捨て、空き家・空き地・耕作放棄地の増加などの景観を損ねる原因の解消を進める。 ○ 狭あい道路の安全性の確保と農村・歴史景観との両立を図る。
(4) 循環型社会	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ減量・リサイクル・リユースなどの従来の取組を継続する。 ◎ 不法投棄対策を強化する。 ◎ 粗大ごみの拠点回収など市民のニーズに応じた対策を実施する。
(5) 地球温暖化防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民に定着した節電、省エネ、省CO2行動を支援し、取組の質を向上させる。 ○ 防災・減災や熱中症対策の観点から地球温暖化に伴う気候変動への適応策を推進する。 ○ 自然環境や景観との調和が図られたクリーンエネルギーの秩序ある導入の実現。
(6) 環境保全のための地域連携・人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市民の参加意欲を向上させる環境学習機会を提供する。 ◎ 環境活動への支援を充実させる。 ○ 様々な主体との連携を図るため、市民への情報発信、市民との情報共有、教育機関との協力を進める。

◎：特に重点的に取り組むべき課題

第3章 将来像と方向性

1 目指すべき将来像

第2章で整理した「環境の現状と課題」を踏まえ、加西市が次の10年で目指すべき将来像を以下のとおり定めます。

～ 水と緑と人がおりなす風土記の世界を未来につなぐまち 加西 ～

将来像は、播磨国風土記が記された当時の人と環境とのかかわりを将来目指すべき環境のモデルとして、現在の環境との関係性を見直し、必要に応じて改善して将来世代に引き継いでいくことを表現しています。

播磨国風土記には、今の九会・富合地区が檜原里（ならはらのさと）と呼ばれていたとの記述があります。檜とは落葉樹のコナラのことです。当時から人々が山を薪炭林として利用しており、本来優占するシイやカシを伐って、成長の早いコナラ林を増やしていたことが分かります。また、賀毛郡の山林が住吉大社の杣山（神社や寺院の建築部材を確保するための山林）としてあてがわれたとの記述からも、加西の山が里山として木材の生産地となっていたことが窺えます。

天からの恵み（水）をため池が受けて、緑が育つことで成立した自然環境を、当時の人々は伐る・育てるの折り合いをつけながら利用してきました。落葉樹のコナラの林は陽の光が届く明るい林となったことから、多様な動植物が生息する環境として今の加西の里山につながっています。

こうした長い年月を経て現在に引き継がれてきた人と環境とのかかわりあいのイメージを『水と緑と人がおりなす風土記の世界』とし、今を生きる私たちがより良い環境を築いて将来に受け渡すことの使命を込めています。



ため池、里山、集落、田畑といった
播磨国風土記の世界観が残る野条町西新池

2 環境目標の設定

将来像を実現するために目指すべきテーマとして、第1章で整理した本計画の対象範囲に基づいて、6つの環境目標を設定します。

環境目標1 安全で良好な生活環境づくり

大気・水・音などに代表される生活環境は、市民の生活に直接かかわる身近な環境です。市民が安全で快適に暮らしていくために、良好な生活環境の保全を継続していくことが重要です。

環境目標2 生物多様性に育まれた自然環境づくり

加西の豊かな自然環境は、加西独自の貴重な生物多様性を成立させています。この生物多様性は様々な恵みをもたらす源泉で、私たち人間を含めたあらゆる動植物の生存基盤でもあり、継続的に保全していくことが重要です。

環境目標3 播磨国風土記のさとを伝承する地域の景観づくり

加西市は播磨国風土記の世界を今に伝えており、自然・農村・歴史・文化といった多様な景観資源に恵まれています。景観はその地域の歴史や生活文化が目に見える形となって現れたもので、景観を保全することは市民が郷土への誇りをより強く持つことにつながり、生活環境の保全にも必然的に資するものとなります。優れた景観を保全し、魅力ある加西を新しく創造していくことが重要です。

環境目標4 廃棄物の発生を抑制する循環型社会づくり

持続可能な循環型社会の実現のため、資源をなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては循環の環(わ)を広域化させていく地域循環圏を形成し、廃棄物の発生を抑制する取組を地域レベルで行うことが重要です。

環境目標5 地球環境に配慮した低炭素社会づくり

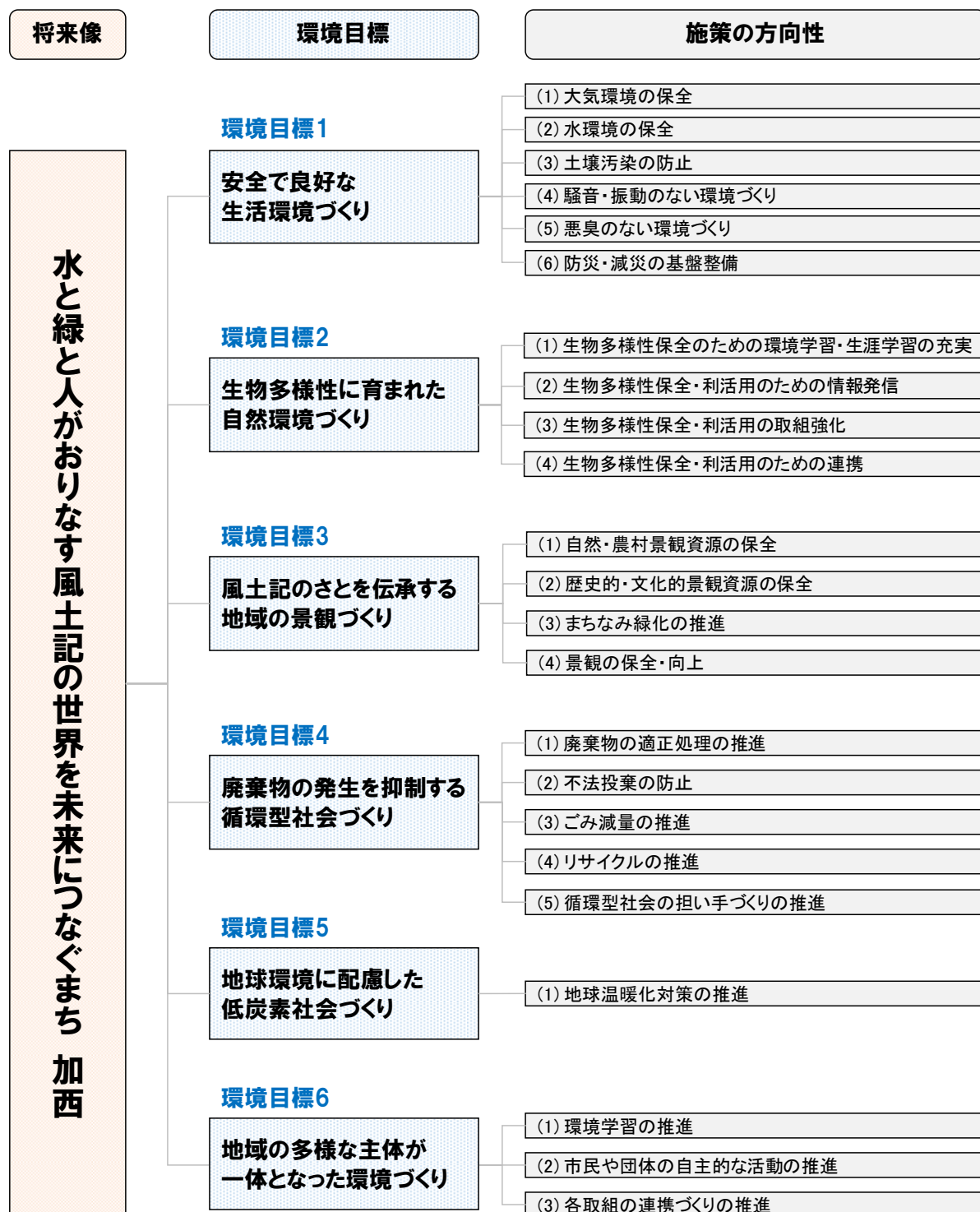
地球温暖化などの地球環境問題は、私たちの生活に関わるものであり、グローバルに考えながら足元から行動する視点に立ち、市町村レベルの小さな施策を着実に積み上げていくことが重要です。

環境目標6 地域の多様な主体が一体となった環境づくり

上記の各環境目標を達成するためには、行政主導で施策に取り組むだけでは不可能であり、加西が誇れる生活文化である地域の共同と助け合いによる環境保全の力が不可欠です。地域の自治会や市民団体、農業者団体、NPOなど多様な主体が、自分たちの手でできる環境活動に自主的に取り組み、環境保全の担い手として行政とゆるやかに連携することが必要です。

3 施策の方向性

将来像を実現するために定めた環境目標ごとに、どのような施策を具体的に進めていくのかを「施策の方向性」として整理しています。



第4章 環境施策

1 基本施策

環境目標 1 安全で良好な生活環境づくり

■基本的な考え方

生活環境については、従来実施してきた良好な環境づくりを継続の上、騒音や悪臭など比較的苦情の多い項目の環境改善や防災・減災対策との両立に向けた取組を推進します。

(1) 大気環境の保全

市域の大気を良好な状態に保つため、大気の測定や市民への情報提供を実施するとともに、市民や事業者への意識啓発を行います。

- 定期的な大気測定を実施します。
- 近年関心が高まっているPM2.5について、ホームページ等を通じて情報提供を実施します。
- アイドリングストップについて市民、事業者に対して積極的に意識啓発を図ります。
- 工場、事業所から排出されるばい煙・有害物質による公害相談苦情が寄せられた場合は、必要に応じて県と連携し、適切に指導を行います。
- 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車などの低公害車の導入を支援します。

(2) 水環境の保全

市域の水環境を良好な状態に保つため、水質測定や下水処理施設の維持管理を実施するとともに、市民と協力して公共水域の保全活動の充実を図ります。

- 河川、ため池の定期的な水質測定を実施します。
- 下水処理施設(公共下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティプラント施設)における維持管理を計画的に実施し、公共水域の水質保全を推進します。
- ため池や河川などの公共水域における市民の清掃活動を支援します。
- 地域住民が一体となった池干しなどの取組を継続的に推進し、ため池の水質保全を図ります。
- 工場、事業所からの排水による公害相談苦情が寄せられた場合は、必要に応じて県と連携し、適切に指導を行います。

(3) 土壌汚染の防止

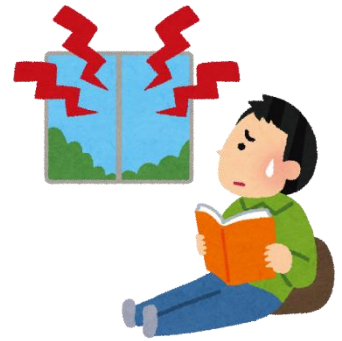
土壌環境を良好な状態に保つため、土壌汚染の発生防止及び発生状況の把握に努めます。

- 土壌汚染の発生要因である不法投棄の防止に努め、定期的なパトロールを実施します。
- 土壌汚染の発生状況について実態把握に努めます。
- 土壌汚染発生時は、法令や条例に基づき、必要に応じて県と連携しながら、汚染の除去、拡散の防止など適切な対策を行います。

(4) 騒音・振動のない環境づくり

騒音・振動のない生活環境を保つため、騒音・振動の測定や、発生時の適切な対応、発生源への指導を行います。

- 定期的な測定などにより、騒音や振動の発生状況について把握します。
- 騒音や振動に関する苦情の発生時には、現状を調査した上で、問題解決のため適切な対処を行います。
- 著しく騒音・振動を発生する特定建設作業を施工する事業者に対し、届出及び、防音・防振対策の徹底を指導します。
- 関係法令に基づき、騒音・振動の発生源である工場・事業所への適切な指導を行います。



(5) 悪臭のない環境づくり

悪臭のない良好な生活環境を保つため、市民・事業者への意識啓発、発生源への指導を行います。

- 野焼きは市民からの苦情が特に多いことから、市民への意識啓発に加え、警察、県との連携指導により、悪質な野焼き防止を推進します。
- 関係法令に基づき、悪臭の発生源である工場・事業所への適切な指導を行います。



(6) 防災・減災の基盤整備

地域の環境を保全することで災害を未然に防ぐ視点に立ち、環境保全と防災・減災対策を両立する対策の実施を推進します。

- ため池においては、治水機能を維持するための施設の現状把握を行い、一定の規模を有するため池についてはハザードマップを作成・活用することで、減災対策を推進します。
- 森林、里山においては、兵庫県の「災害に強い森づくり」事業などの活用により適切な治山・里山整備を行い、里山保全と風倒木などの山地災害の発生防止の両立を推進します。
- 太陽光発電設備による「創エネ」と蓄電池・電気自動車による「蓄エネ」について、災害停電時の非常用電源として活用できる体制づくりを推進します。

環境目標 2 生物多様性に育まれた自然環境づくり

■基本的な考え方

自然環境については、生物多様性の保全を中心に施策を展開し、保全・利活用へ促進や市民の生物多様性の認知度向上に向けた取組を進めていきます。

(1) 生物多様性保全のための環境学習・生涯学習の充実

市民が生物多様性を正しく学び、認知・理解できるよう、子どもの時からの継続的な環境学習を実施するとともに、子どもを指導する教員や大人も学べる生涯学習の充実を図ります。

- 幼稚園、保育所、こども園、小中学校において地域の自然に継続的に触れる・学ぶ機会を提供します。
- 加西市立総合教育センターによるジュニアリーダー教室、公民館講座など、既存の施策プログラムに生物多様性のテーマを組み込み、子どもや大人の環境学習、生涯学習の機会を提供します。
- 生物多様性について専門的な知見・知識を有する県立人と自然の博物館と連携し、環境学習、生涯学習を推進する体制を強化します。
- 市域の自然環境の保全に当たっては、市域の自然をよく知り、保全活動に取り組む市民や団体との連携を図ります。
- 加西市の豊かな自然を教材とした講習会を実施し、市域の自然を教えることができる人材を育成します。
- 古法華自然公園、丸山総合公園などの自然公園施設について、市民が加西市固有の自然とふれあい、学べる場となるよう、既存の植生を活かした整備、管理を行います。



園児の環境体験学習
(稲作体験)



園児の環境体験学習
(あぜ道探検)



丸山総合公園



古法華自然公園

(2) 生物多様性保全・利活用のための情報発信

市民が市域の自然環境や生物多様性について知り、また生物多様性保全・利活用に参加できるよう、ホームページ・広報誌・パンフレットなどを活用した情報発信を行います。

- 加西市の重要な生態系をとりまとめたパンフレット「加西の重要な生態系 48」を作成・配布し、市民が地域の優れた自然環境を知り、関心を広げる機会をつくります。
- 生物多様性に関する国や県が作成した計画・指針・マニュアル(里山放置林管理マニュアル-兵庫方式-・ため池保全管理マニュアルなど)などの情報を入手しやすくするために加西市のホームページで一元的に閲覧できるようにします。
- 市民やNPOの生物多様性保全の取組の資金源となる各種助成金について、ホームページや公共施設で案内するとともに、申請の書き方などを支援します。
- 農産物が加西の自然(生物多様性)の恵みであることを市民が認識できるよう、ホームページや広報誌などを通じて特産品のPR、地産地消を推進します。



加西の自然（生物多様性）の恵み

(3) 生物多様性保全・利活用の取組強化

市域の豊かな生物多様性を効果的に保全する施策を計画的に実行し、保全上重要性の高い場所から優先的・重点的に保全活動に取り組むほか、これまで進めている施策の継続的な実施、新しい施策の実施、法令による保全の強化を進めます。

- あびき湿原の保全・利活用が一層広がるようアメニティを充実させる整備を支援します。
- 市域の特に重要な生態系については、「野生生物保護地区」や「天然記念物」として指定し、法令に基づく計画的な保全を行います。
- 河川などの災害時における改修にあたっては、生物多様性に配慮した工法を採用します。
- 太陽光発電の設置など、その他の環境配慮事業においても生物多様性保全との調和を図り、自然環境の破壊防止を徹底します。
- 里山の生物多様性保全や景観保全などの環境機能に価値を見出し、それら機能を高める整備・管理を推進します。
- 里山の整備・管理やその効果を検証する方法を学ぶため、県立人と自然の博物館などの専門家と連携して講習会を開催するなど、実施者の取組を技術的に支援します。
- 環境学習や生涯学習において外来種問題を取り上げる機会を積極的に増やします。
- 外来生物法の周知を推進し、主要なため池においてブラックバス、ブルーギルなどの外来魚の放流禁止の看板を設置するなどの対策を講じます。
- 生物多様性に悪影響を及ぼす特定外来生物については、防除実施計画に基づき計画的な防除を行います。
- 生物多様性に悪影響を及ぼすシカ、ヌートリア、イノシシなどの有害獣については、加西市鳥獣被害防止計画書や防除実施計画に基づき、計画的な防除や獣害防護柵の設置などの対策を行います。
- 有害獣を防除する狩猟後継者の確保を推進します。
- 公共施設の植栽管理において生物多様性を低下させる不適切な植物が用いられていないかを調査し、用いられている場合は駆除します。
- 生物多様性に悪影響を及ぼす可能性のある過度な農薬使用を防止するため、農薬の使用を低減するなどの環境に配慮した農業を推進します。
- ナラ枯れの被害について状況を注視して必要に応じた対策を講じます。



大きい魚がブラックバス
小さい魚がブルーギル



ヌートリア

(4) 生物多様性保全・利活用のための連携

生物多様性の保全・利活用で大きな成果をあげるため、市民、NPO や事業者、専門家、行政の役割を明確にし、それぞれの連携を図ります。

- 専門家による科学的なアドバイス、加西市による管理資材(油圧式自動薪割機・チップーシュレッダ) の貸し出しや資金支援などの適切なインセンティブ付与のもと、市民、NPO が生物多様性保全の取組に参画できる体制を構築します。
- 市域における緑のネットワーク(生態系ネットワーク) を形成するため、市道や公共施設の適切な緑化・ビオトープ整備を進めるとともに、家庭の植栽、企業の社有地の緑化を推進します。
- 管理が約束されている公共施設や企業の社有地において避難地(レフュージア)の確保を推進し、絶滅危惧種の保全を推進します。



ため池 100 選「長倉池」の湿原帯

環境目標 3 風土記のさを伝承する地域の景観づくり

■基本的な考え方

播磨国風土記が編纂された時代より続く自然景観や里山や水田などからなる農村景観について、加西市固有の景観基盤として計画的に保全し、まちなみなどの生活エリアにおいては周囲との調和を図り、快適な景観づくりを推進します。

(1) 自然・農村景観資源の保全

加西市の代表的な景観資源である優れた自然景観や農村景観が将来にわたって維持されるために、適切な保全活動を推進します。

- 里山の景観を保全するため、常緑樹や竹などの伐採によりコナラなどの落葉樹林の維持を図り、整備・管理を推進します。
- 緑化事業においては、加西の原風景を復元・伝承するために、播磨国風土記 1300 年の昔から加西市に息づく万葉の植物を記した緑化リストを作成し、発信します。
- 河川やため池においては、市民の自主的な清掃活動への支援を行います。
- 他分野の環境配慮事業との調和を図り、ため池などへの太陽光発電の設置など無秩序な農村景観の破壊を防止します。
- 河川やため池の草刈りや池干しなど、維持管理活動への参加者及び実施地域の増加を図り、活動規模の拡大を推進します。



農村景観

(2) 歴史的・文化的景観資源の保全

加西市の歴史的・文化的景観資源については、法令による保全の強化や各箇所での保全方法の検討により計画的な保全を行います。また、地域ごとに受け継がれてきている祭りや社寺などについても、文化的景観資源としてその価値の共有を図り、保全方法の検討を行います。

- 北条地区の歴史的景観形成地区は、伝統的な町屋や社寺が集積し、歴史的景観を象徴するエリアであることから、加西市北条地区景観ガイドラインに基づき計画的な保全を行います。
- 玉丘史跡公園などの播磨国風土記にゆかりのある歴史資源については、開発などから守り、市民が利活用を通して歴史や環境を学ぶ場所として、計画的な保全・活用を行います。
- 各地に伝わる祭り、伝統行事や地域の社寺などその土地の貴重な文化資源について、無形文化財の指定など適切な保全方法の検討を行います。



北条地区の宿場町のまちなみ



住吉神社・節句祭り



網引八幡神社・網引獅子舞



東光寺・鬼会（上）
東光寺・田遊び（右）





加西市の史跡・文化財マップ

加西市観光マップより

(3) まちなみ緑化の推進

植樹や花壇の管理などによる市民の自主的な活動の継続を今後も推進していくほか、農村景観などと調和した緑化の実施を図ります。

- 県の「ひょうごアドプト事業」「県民まちなみ緑化事業」や加西市花と緑の協会による「花いっぱい運動事業」「花づくりボランティア事業」などの活動への市民の参画を推進し、活動規模の拡大を図ります。
- 街路樹や公園樹について、加西市域に固有の植物の植栽を進め、市街地などにおいても農村景観と調和した景観づくりを推進します。

(4) 景観の保全・向上

市街地における空き家の増加や狭あい道路などの新たな課題に対して適切に対応し、景観の保全を図ります。

- 増加する空き地や空き家について、所有者などへの適正な管理を指導し、まちなみ景観や生活環境の保全を図ります。
- 市街地における狭あい道路の解消を図り、歩行者の安全性と歴史ある景観の楽しみが両立する歩きやすい道づくりを推進します。
- ごみのポイ捨てを防ぐため、市民への環境意識の啓発や市民・団体が実施するクリーンキャンペーンへの支援を継続します。



増加する危険な空き家

環境目標 4 廃棄物の発生を抑制する循環型社会づくり

■基本的な考え方

循環型社会の構築をめざし、官民一体となったごみ減量・リサイクル・リユースの従来の取組を継続するとともに、廃棄物の収集方法の改善やごみ処理の広域化など新たな課題への取組を推進します。

(1) 廃棄物の適正処理の推進

排出される廃棄物が適切に処理されるため、ごみ処理体制の改善や市民・事業者への意識啓発を図ります。

- ごみ中間処理については、小野加東加西環境施設事務組合にて共同処理を開始しており、自治体の枠を超えた効率的な処理を推進します。
- 家庭系粗大ごみ拠点回収の拡大など市民のニーズに対応した収集方法の体制づくりを推進します。
- 事業系ごみ啓発パンフレットの作成や廃棄物管理責任者向け研修会などにより、事業系廃棄物の排出事業者及び処理業者への適切な指導を推進し、事業者のごみ処理にかかる意識の改善を図ります。



小野クリーンセンター

(2) 不法投棄の防止

不法投棄防止を図るため、予防措置や意識啓発などの活動を継続して行います。

- 不法投棄のパトロールなど継続的な監視を推進します。
- 不法投棄看板の設置、広報かさいによる啓発活動を実施します。
- 悪質な不法投棄に対しては、直ちに改善命令などを発するとともに、監視カメラの設置や警察との連携を強化し、不法投棄を許さない環境づくりを推進します。
- 不法投棄未然防止地区を指定し、市民とともに不法投棄の未然防止を図ります。



不法投棄の現場

(3) ごみ減量の推進

ごみ排出量の減量は、循環型社会の形成を目指す上で市民一人一人の実行が積み重なってはじめで実現できることから、多くの市民や事業者が参画できる体制づくりを推進します。

- 市民への意識啓発や事業者への指導などにより継続的なごみの減量を推進します。
- レジ袋削減のため、スーパー・小売店に協力を依頼し、市民へのマイバッグ運動の推奨を継続します。
- 消費者団体(加西市くらしと生活を守る会)とともに「生ごみひと絞り運動」やダンボールコンポストの普及を推進し、ごみの減量に努めます。
- 家庭から出る生ごみを、生ごみ処理機器などを購入・設置して自家処理されるご家庭に補助金を交付し、ごみの減量に努めます。
- 市発注の事業における工事入札加点に ISO14001、エコアクション 21 の取得を加点項目として設定するなど、事業者の自主的なごみ減量を推進します。
- 物を購入する際には、グリーン購入法に基づき、環境配慮製品の購入を推進します。
- 市内各事業所に対して、加西商工会議所など事業者団体を通して、ごみの排出抑制指導、再資源化への取組協力の依頼を行います。
- 廃棄物の多量排出事業所には、減量計画作成を要請し、事業系ごみの減量を図ります。



加西市マイバッグ

(4) リサイクルの推進

リサイクルにおいては、既存の取組の周知、拡大により市民が参画しやすい体制の構築や、行政を介さない資源回収状況の把握を進め、リサイクルの推進体制の強化を図ります。

- 資源集団回収の拡大を図り、リサイクル率の向上に努めます。
- 廃食用油の回収や、里山整備時に発生する薪などの活用推進を図ります。
- 廃棄物の品目ごとのリサイクルの推進を図ります。
- 量販店など民間施設における資源回収量、再資源化ルートの把握に努めます。
- オフィスペーパーや生ごみ、剪定枝など、リサイクルできる資源物については、本市からリサイクル業者を紹介して、事業者を利用してもらうことにより、資源物の分別を推進します。



「花と野菜の土」と「バーク堆肥」
※リサイクル資源を活用して製造



加西市クリーンセンター
ペットボトルリサイクル

(5) 循環型社会の担い手づくりの推進

次世代を担う子どもや市民への環境学習や意識啓発を実施し、循環型社会形成の担い手づくりを推進します。

- 学校教育において、循環型社会形成に向けて地域の団体などと連携し、質の高い環境学習の提供に努めます。
- 市民の循環型社会についての意識醸成を図るため、出前講座など積極的に市民に対して循環型社会に関する環境教育を行います。
- 環境保全やリサイクルを市民が理解し、自主的な行動につながる意識啓発として「加西市環境情報」を定期的に発行します。

環境目標 5 地球環境に配慮した低炭素社会づくり

■基本的な考え方

「地球に優しい環境都市加西」実現を目指して地球温暖化対策に取り組み、従来実施してきた対策の継続に加え、地球温暖化への適応策や自然環境や景観への影響を生じない秩序あるクリーンエネルギーの導入など新たな課題に取り組みます。

(1) 地球温暖化対策の推進

本市の地球温暖化対策においては、「加西市地球温暖化対策地域推進計画」「加西市グリーンエネルギーシティ構想」などの関連計画に基づき、計画的に施策の実行や見直しを行います。

- 「創エネ」「省エネ」「蓄エネ」の3つの取組を組み合わせた「創省蓄エネ」を活用してエネルギー自給力を高め、温室効果ガスの排出量削減を図ります。
- 自然環境や景観を阻害しないことを条件に、太陽光発電の導入を推進します。
- 建築物の断熱や省エネ家電の利用促進などにより省エネ対策を推進します。
- 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の導入時における支援や急速充電器の普及を図り、蓄エネ対策を推進します。
- 地球温暖化対策の目標達成状況の情報発信や学習会の開催などにより、市民・事業者の「創省蓄エネ」行動の普及啓発を図ります。
- 市庁舎や公共施設において創省蓄エネを積極的に導入し、市民や事業者のモデルとなるよう努めます。
- 加西市公共交通総合連携計画に基づき、1人あたりのCO₂排出量が自家用車より少ない鉄道やバスなど公共交通の積極的な利用を促進します。
- 下草刈り・間伐などの里山整備を推進し、森林のCO₂吸収量の増加を図ります。
- 市発注の事業における工事入札加点にISO14001、エコアクション21の取得を加点項目として設定するなど、市内の事業者への指導や支援を実施し、温室効果ガス排出抑制を推進します。
- 「うちエコ診断」など家庭のCO₂排出量を「見える化」して、温室効果ガス削減対策を個別に提案する取組を推進します。



加西市コミュニティバス「KASAI ねっぴ〜号」



環境目標 6 地域の多様な主体が一体となった環境づくり

■基本的な考え方

各施策を実行するそれぞれの取組基盤を確立するため、従来から地域で取り組まれている共同・助け合いの活動基盤を活用する視点に立ち、人と人、地域と地域など、環境をつなぐネットワークを構築し、地域が一体となった取組を進めるとともに、環境学習を通して、次世代を担う人づくりを推進します。

(1) 環境学習の推進

学校教育における環境体験学習や市民を対象にした学習講座などの環境学習を充実させ、市民が環境について学べる機会を提供します。

- 学習テーマや開催日、場所などにおいて市民のニーズに対応し、参加意欲を向上させる環境学習機会の提供に努めます。
- 関係部署や地域と連携して地域の特色を活かしながら、幼稚園、保育所、こども園、小中学校などにおける学校教育の環境体験学習機会の充実を図ります。
- 子どもに質の高い環境学習を提供するため、教職員を対象にした環境学習に関する研修講座を実施します。
- 自然環境やリサイクルなど多様な分野における学習機会の提供に努めます。
- 市民の関心の高い防災・減災テーマと合わせて、環境防災教育の推進を図ります。
- 市民の生物多様性の認知度を向上するため、環境学習講座の開催や子どもの環境教育の支援を行います。
- 地域のNPOや団体などと調整の上環境保全ボランティア養成講座などを開催し、環境保全の担い手になる人づくりを推進します。

(2) 市民や団体の自主的な活動の推進

各地域の活動の支援などにより活動の拡大を図り、環境保全への取組の基盤をつくります。

- 河川やため池の草刈りや池干しなど、地域のコミュニティ活動の支援を行い、参加者及び実施地域の増加を図ります。
- 清掃活動や里山整備など地域の自主的な環境活動の支援を推進し、参加者及び実施地域の増加など活動の拡大を図ります。
- 地域で環境保全活動を自主的に行うNPOや団体などの活動組織への支援を実施し、活動の充実を図ります。
- CSR活動など事業者の環境保全に関する社会貢献活動への支援を推進します。

【用語解説】

・ CSR 活動

企業が、社会的存在として最低限の法令遵守を果たすだけでなく、社会貢献や奉仕活動を自主的に行うべきであるという考えに立ち、社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくために行う活動をいいます。

(3) 各取組の連携づくりの推進

各地域で行われている活動を活性化させ、異なる地域における取組と連携し、さらなる活動の拡大、活動基盤の強化を図ります。

- 環境活動を行う団体同士の情報共有と連携を進め、環境活動の活性化を図ります。
- 幅広い世代の市民が環境活動に参加・体験できるよう、環境活動に取り組む団体やNPO、事業者などと連携し、地域密着型のイベントの開催を推進します。
- 学校教育の質を高めるため、環境学習や環境教育を支援する地域人材と教育機関を連携する体制づくりを推進します。
- 環境関連計画の適切な推進を図るため、環境を取り巻く農業、都市計画、教育分野との連携を密にし、効果的・効率的な施策の実施を図ります。
- 播磨圏域7市8町による「播磨圏域連携中枢都市圏形成連携協約（平成27年5月）」、北播磨3市1町による「北播磨広域定住自立圏共生ビジョン（平成27年11月）」に基づき、加西市の枠組みを超えた広域的な環境施策を進めます。
- ホームページや広報誌を通じた積極的な環境情報の発信や、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)などの双方向のコミュニケーションが可能な手段を活用して、市民のニーズに合わせた情報の発信・共有を図ります。



環境体験で善防山の岩壁を
駆け上がる子どもたち

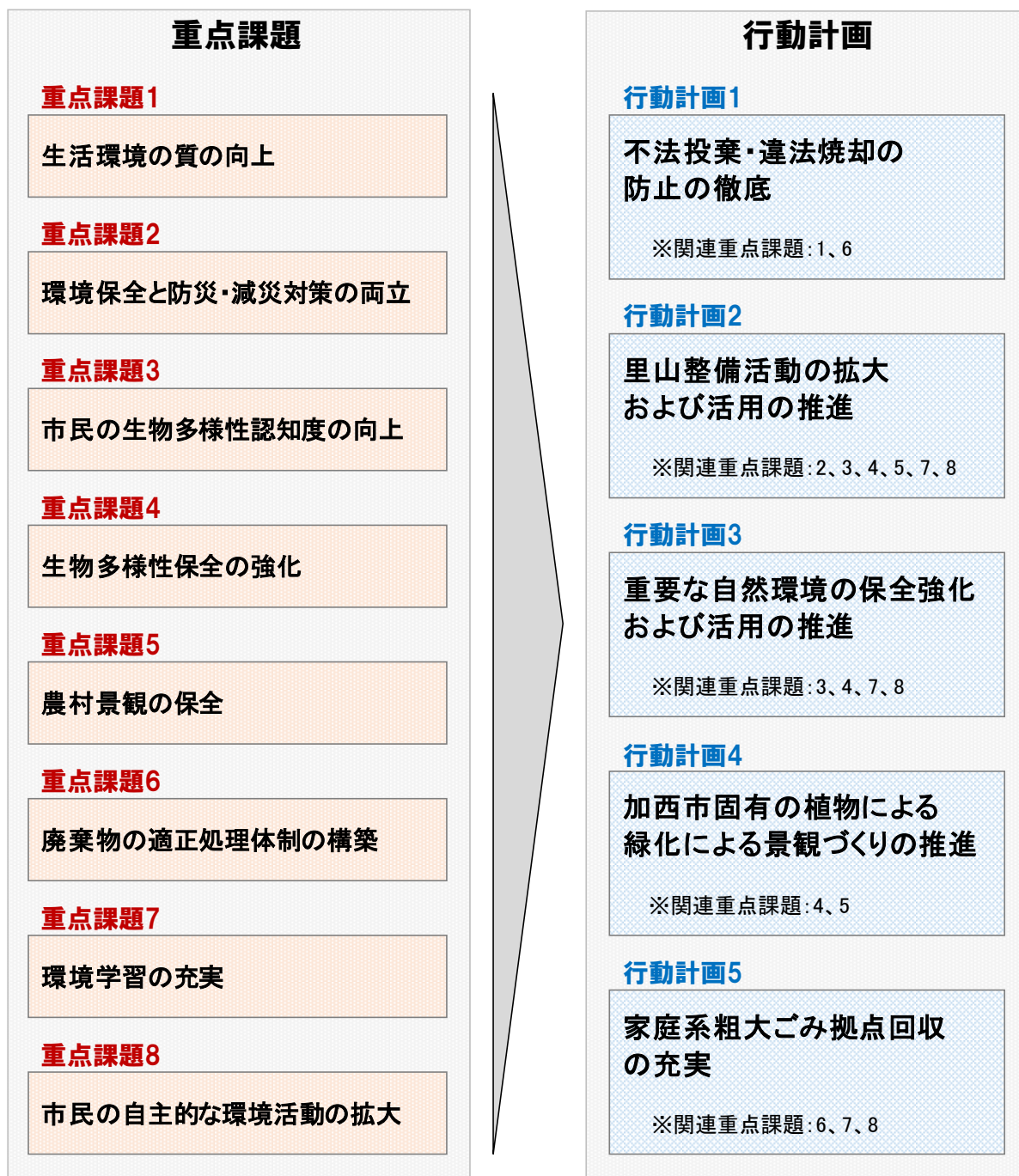


ため池の池干し

2 重点的に推進する施策

環境像や環境目標を実現するためには、基本施策を総合的に進めていくとともに、波及効果の高い重点課題を優先的に取り組むことが重要です。

加西市の現状において改善すべき事項や、今後重要度が高くなる事項について重点課題を設定し、複数の重点課題に横断的に対応した行動計画を定め、確実な施策の実行を図ります。



行動計画 1 不法投棄・違法焼却の防止の徹底

目的 1 不法投棄の防止により廃棄物の適正処理を図ります。(重点課題 1、6)

目的 2 野焼きなどの違法焼却の防止により市民の生活環境の質の向上を図ります。(重点課題 1)

- 不法投棄防止のパトロールなど継続的な監視を行います。
- 不法投棄防止看板の設置、ホームページ、広報誌による意識啓発を行い、不法投棄を許さないまちづくりを進めます。
- 不法投棄のやり得をなくすために、不法投棄多発地点に監視カメラを設置し、警察と連携して犯人検挙に努めます。
- 小中学生の下校時など市民からの苦情が特に多い野焼きについては、ホームページやガイドブックを通じて市民への意識啓発を徹底します。
- 悪質な野焼きについては、警察、県と連携を強化して、強く指導に当たります。



不法投棄



野焼き

行動計画 2 里山整備活動の拡大及び活用の推進

- 目的1 里山整備により山地災害の発生リスクを抑えます。(重点課題2)
- 目的2 里山整備により森林荒廃を防止し、里山の生物多様性を保全します。(重点課題4)
- 目的3 里山整備活動への市民参加を促し、地域の自然環境について学ぶ機会の提供、市民の生物多様性認知度の向上を図ります。(重点課題3、7、8)
- 目的4 里山整備により農村景観を保全します。(重点課題5)

■ 目的に応じた里山保全を促進するための里山整備・管理に関するマニュアルの周知を図ります。

主な例：里山放置林管理マニュアル、里山林の基礎、兵庫の植物群落、
兵庫県災害に強い森づくり資料 など

■ 農村景観の保全のため、落葉樹林の整備や竹林の間伐や利用を積極的に推進します。

- 加西の里山は播磨国風土記の編纂時期から続く落葉樹林(コナラ林など)です。常緑樹林への遷移を抑制する整備を推進します。
- 増加する放置竹林は里山荒廃の原因となっていることから、間伐や利用を促す施策を進めます。



整備された竹林

■ 市民やボランティアによる里山整備活動の支援を強化します。

- 市民やボランティアによる自主的な里山活動への支援により、活動基盤を強化し、環境学習の場としての質の向上を図ります。
- 参加人員の増加など活動規模の拡大につなげ、他地域への活動の波及を目指します。

行動計画 3 重要な自然環境の保全強化及び活用の推進

目的1 あびき湿原、周遍寺、糠塚山などの「野生生物保護地区」を中心に、市内の自然環境における生物多様性の保全を強化します。(重点課題4)

目的2 特に優れた自然環境を学校教育や環境学習の場として活用することで、生物多様性や加西の自然環境の価値に対する理解を深めます。(重点課題3、7、8)

■ 重要な自然環境の野生生物保護地区への指定を推進し、保全強化を図ります。

→ 平成28年現在、加西市民の美しい環境をまもる条例に基づく野生生物保護地区に指定されているのは、「あびき湿原」「周遍寺」「糠塚山」の3箇所ですが、加西市には他にも優れた自然環境が数多く残されていることから、これらの箇所については野生生物保護地区の指定を積極的に推進します。

■ 野生生物保護地区について、関連部署と連携して文化財の保護に関する条例に基づく文化財(天然記念物)の指定を推進します。

→ 野生生物保護地区について、生物多様性の豊かさや優れた自然を象徴するものであることを市民が認識し、学ぶ場としての役割を深めるために、指定文化財(天然記念物)の指定を推進します。

→ 学校教育の場として活用し、子どもたちが加西の自然のすばらしさを知る機会を与えることも、加西の環境を未来に残すために重要です。

■ **地域住民やボランティアによる保全活動・自然ガイドを支援します。**

- 地域住民やボランティアによる重要な自然環境の保全や来訪者への自然ガイドなどの支援により、活動基盤を強化し、市民の環境学習の場としての質の向上を図ります。
- 参加人員の増加など活動規模の拡大につなげ、他地域への活動の波及を目指します。

■ **優れた生物多様性を保全するため、獣害や盗掘などの被害の防止対策を推進します。**

- 近年増加しているシカなどの野生動物により、貴重な植物が食害を受ける事例もあることから、獣害防止柵の設置や野生動物の捕獲などの対策を行います。
- 盗掘を防止するため「加西市民の美しい環境をまもる条例」に基づく規制事項について周知徹底を図ります。



あびき湿原での自然観察会

行動計画 4 加西市に自生する植物の緑化による景観づくりの推進

目的 1 まちなみ景観と自然・農村景観とが調和した地域が一体となった景観の創出を図ります。(重点課題 5)

目的 2 生き物同士のつながりをつくり、地域の生物多様性の向上を図ります。(重点課題 4)

- 街路樹や公園樹などの公共施設における植栽において、加西市に自生する植物の活用を推進します。

→ まちなみ景観と周囲の自然景観、農村景観との調和を図り、一体的な景観の創出を図ります。

- 外来種など地域の景観に不適切な植物の使用を防止し、逸出して拡大した個体の駆除を実施します。

→ 地域本来の景観にそぐわない植物について、植栽への使用を控え、周辺へ逸出し拡大した個体を駆除することで、地域の景観の復元及び生物多様性の保全を目指します。

【用語解説】

・外来種

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた動植物のことで、生態系や生物多様性に重大な影響を与えることがあり、環境問題のひとつとして扱われます。街路樹や公園樹として使用される主な外来種には以下の種があります。

ブラタナス、ハナミズキ、ナンキンハゼ、トウカエデ、ポプラ など

行動計画 5 家庭系粗大ごみ拠点回収の取組促進

目的 1 市民のニーズを取り入れた廃棄物の処理体制を構築します。(重点課題 6)

目的 2 ごみの回収に市民が参加することにより、循環型社会づくりを学ぶ機会を提供し、市民の意識の向上を図ります。(重点課題 7、8)

- 粗大ごみ拠点回収を行う地域を拡大します。

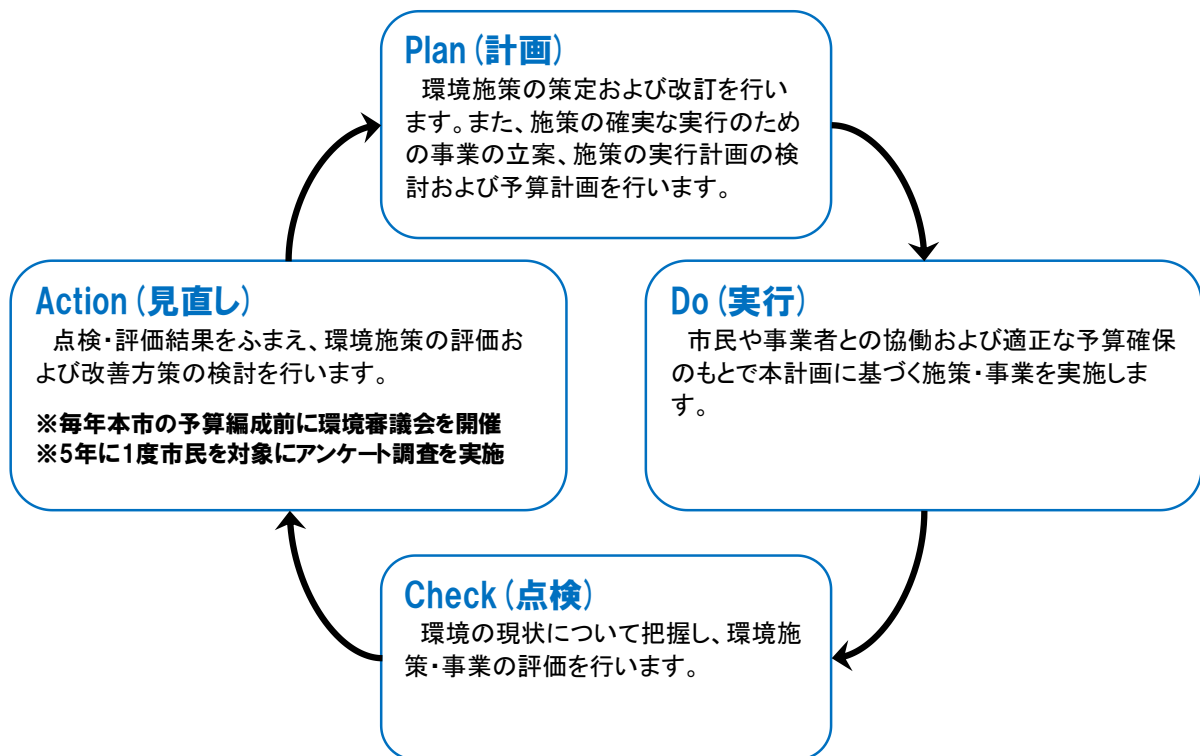
→ 平成 28 年度から実施している家庭系粗大ごみ拠点回収について、市民から好評を博しているため、高齢者で一人暮らしの方など粗大ごみを遠くまで運べない市民のニーズに対応して、今後取組を行う地域の拡大を推進します。

第5章 計画の進行管理

本計画に基づく施策の実効性を高め、推進していくための進捗管理として、Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検)、Action(見直し)のPDCAサイクルを基本とした施策の点検を進めます。

本計画の進捗管理を行う加西市環境審議会を毎年予算編成前の時期に開催し、施策を実行するにあたり必要な予算の確保に努めます。

また、5年に1度、市民アンケート調査を実施し、施策の実施効果について検証を行います。



加西市環境審議会

環境基本法 44 条の規定に基づいて設置された市長の諮問機関で、環境基本計画に関する事項、環境の保全と創造に関する事項について調査審議し、意見を述べます。

学識経験者や環境保全に関して識見を有する市民で構成され、主に計画を推進していくための取組や現状について評価、改善方策の検討を行います。

資 料 編

資料1 加西市環境基本条例

平成16年12月21日

条例第15号

私たちのまち加西は、古代から豊かな自然や歴史に恵まれ、先人たちの知恵や事跡を大切に受け継ぎながら発展してきた。

これまでの文化の向上と社会の発展は、利便性を向上させる一方、廃棄物の増加、不法投棄、水質汚濁、大気汚染等の身近な環境問題を起こすとともに、地球温暖化やオゾン層の破壊等にみられるように、今や地球環境をも脅かすまでに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、この良好な環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。このためには、市、事業者及び市民それぞれが環境への負荷の少ない社会を築き、協働して、環境の保全と創造に取り組んでいかなければならない。

このような認識のもとに、「花と愛と夢を育み 豊かな自然と歴史を未来につなぐまち加西」を実現し、自然と共生した持続的発展が可能なまちを実現するため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本的な事項を定め、すべての主体の参画と協働のもと、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来において、市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響

響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生息・生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全と創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできないものであることから、その環境が将来の世代へ継承されるように積極的に行わなければならない。

2 環境の保全と創造は、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担と協働のもと、自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 地球環境保全は、市、事業者及び市民それぞれが自らの課題であることを認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、環境へ影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全と創造に配慮し、環境への負荷を低減するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、事業者及び市民の環境の保全と創造に関する取組を支援していかなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境の適正な保全と創造に資するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全と創造について自ら認識し努めなければならない。

2 市民は、市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

第2章 環境の保全と創造に関する基本施策

(基本方針)

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる事項を基本方針とし、環境の保全と創造に関する施策を推進するものとする。

- (1) 健康や生活環境に被害を及ぼす環境保全上の支障を防止し、市民が安心できる良好な生活環境を確保すること。
- (2) 生物の多様性を確保し、生態系の保護を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全と創造を行い、人と自然が共生する良好な環境を確保すること。
- (3) 地域の歴史的・文化的な環境の保全及び身近な自然環境を生かした良好な景観の形成・整備を推進し、快適な生活環境を確保すること。
- (4) 資源、エネルギーの合理的かつ循環的な利用の促進、廃棄物の発生抑制及び適正な処理等の環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けた取組を行うこと。
- (5) 地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等の地球環境問題に対する市民等の自発的な学習を啓発し、地球環境保全に関する施策の推進を積極的に行うこと。

(環境基本計画)

第8条 市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、加西市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全と創造に関する目標及び施策
- (2) 環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市は、環境基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第9条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他の環境に著しい影響を及ぼすおそ

れのある事業を行おうとする者が、その事業を実施するに当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について、自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第10条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境美化の促進)

第11条 市は、環境美化を促進するため、ごみの投棄の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(資源の合理的かつ循環的な利用等)

第12条 市は、事業者及び市民による資源、エネルギーの合理的かつ循環的な利用、廃棄物の発生抑制及び適正な処理等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全と創造)

第13条 市は、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるよう、森林、農地、河川、ため池等における多様な自然環境の適正な保全と創造に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第14条 市は、地球環境保全のための施策を積極的に推進するものとする。

(年次報告)

第15条 市は、毎年、市域における環境の状況及び環境の保全と創造に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(市民等の自発的な活動の支援)

第16条 市は、事業者、市民及びこれらの者で組織する民間の団体が行う環境の保全と創造に資する自発的な活動が促進されるように、助成、顕彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第17条 市は、環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興により事業者又は市民が環境の保全と創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全と創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供)

第18条 市は、環境の保全と創造に資するため、環境の状況、その他の環境の保全と創造に関する情報の提供に努めるものとする。

2 事業者は、環境の保全と創造に資するため、製品の環境への負荷に係る情報及びその他の事業活動に伴う環境への負荷に係る情報を公開するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全と創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、加西市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 環境の保全と創造に関する事項

3 審議会は、委員13名以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

資料2 加西市民の美しい環境をまもる条例

平成16年12月21日

条例第16号

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

第2節 市長の責務（第3条—第10条）

第3節 事業者の責務（第11条—第15条）

第4節 市民の責務（第16条・第17条）

第2章 自然環境の保全と創造に関する施策

第1節 自然環境の保全と創造（第18条・第19条）

第2節 緑化の推進（第20条—第22条）

第3節 生物の生息環境の保全と創造（第23条—第27条）

第3章 生活環境の保全に関する施策

第1節 環境美化の促進（第28条—第33条）

第2節 資源の合理的かつ循環的な利用等（第34条—第39条）

第3節 自動車公害の防止（第40条—第42条）

第4節 空き地等の管理（第43条・第44条）

第5節 静穏の保持（第45条）

第6節 建築物による障害の防止（第46条・第47条）

第4章 公害の防止に関する施策

第1節 公害防止対策（第48条—第52条）

第2節 規制基準（第53条）

第3節 改善措置等（第54条—第58条）

第5章 地球環境保全の推進に関する施策（第59条—第61条）

第6章 雑則（第62条—第65条）

第7章 罰則（第66条—第70条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

(目的等)

第1条 この条例は、加西市環境基本条例（平成16年加西市条例第15号）の基本理念にのっとり、公害の防止その他の環境の保全と創造に関する施策について必要な事項を定め、これに基づく施策を推進し、現在及び将来において、市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

2 環境の保全と創造に関する施策の必要な事項については、他の法令又は条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 加西市環境基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。
- (2) 地球環境保全 加西市環境基本条例第2条第2号に規定する地球環境保全をいう。
- (3) 公害 加西市環境基本条例第2条第3号に規定する公害をいう。

第2節 市長の責務

(市長の基本的責務)

第3条 市長は、この条例の定めるところにより、環境への負荷の低減、地球環境保全の推進、公害を防止するための措置を講じなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、あらゆる施策を通じて環境の保全と創造、公害その他の市民の健康又は生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれのある環境の保全と創造上の支障の防止に努めなければならない。

(自然環境の保全と創造)

第4条 市長は、豊かな自然の保護と回復に必要な施策を講じ、良好な環境の保全と創造に努めなければならない。

2 市長は、自然環境の保全と創造のために必要な基礎調査の実施及び自然環境の保全と創造に関する知識の普及を図るとともに、市民意識を啓発して市民の自主的活動の助長に努めなければならない。

3 市長は、第1項の施策達成のため必要があると認めるときは、財政上の措置、技術的な援助その他の必要な措置を講じなければならない。

第5条 削除

(監視及び測定体制の整備等)

第6条 市長は、公害の状況を把握し、及び公害の防止等の規制措置を適正に実施するため、必要な監視及び測定体制を整備しなければならない。

2 市長は、公害の発生源、発生原因、発生状況その他の公害に関する事項について調査し、監視しなければならない。

(公害等に係る苦情の処理)

第7条 市長は、他の行政機関と協力して、公害の苦情その他の良好な環境の侵害に関する苦情について、迅速かつ適正な処理を図らなければならない。

(事業者に対する助成措置)

第8条 市長は、事業者が公害防止のために行う施設の設置、整備改善等について、金融上の助成及び技術指導を行うよう努めなければならない。

2 前項の措置を講じるに当たっては、小規模事業者に対し特別の配慮がなされるよう努めなければならない。

(公害防止協定の締結)

第9条 市長は、市民の健康を保護し生活環境を保全するため、公害の発生のおそれのある工場、事業所等事業を行う場所（以下「工場等」という。）をすでに設置している事業者、又は新設若しくは増設しようとする事業者と公害防止に関する協定を締結するよう努めなければならない。

(市民意識の啓発)

第10条 市長は、良好な自然環境、生活環境及び文化環境の保全と創造に関する市民意識を高めるために必要な知識の普及に努めなければならない。

第3節 事業者の責務

(事業者の基本的責務)

第11条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境の汚染、公害を防止するため、その責任において必要な措置を講ずるとともに、市長その他の行政機関が講ずる環境の保全と創造、公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた公害に係る被害について、適切な措置を講じなければならない。

(最大努力義務)

第12条 事業者は、法令及びこの条例に違反しない場合においても、良好な環境の侵害を防止するために最大限の努力をするとともに、その事業活動による公害等について紛争が生じたときは、誠意をもって解決にあたらなければならない。

(管理及び監視義務)

第13条 事業者は、その事業に係る公害の発生源を嚴重に管理するとともに、公害の発生原因及び発生状況を常に監視しなければならない。

(廃棄物の自己処理の義務)

第14条 事業者は、その事業活動に伴って生じたごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。以下「廃棄物」という。）をその責任と負担において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより廃棄物の減量に努めるとともに、製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合においては、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(協定の締結)

第15条 事業者は、第9条の規定による協定に関し、市長から協議の申し出があつたときは誠意をもってこれに応じるとともに、当該協定事項を確実に履行しなければならない。

第4節 市民の責務

(市民の基本的責務)

第16条 市民は、常に良好な環境の保全と創造に努めなければならない。

(協力義務)

第17条 市民は、公害の発生状況を通報する等、市長その他の行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

第2章 自然環境の保全と創造に関する施策

第1節 自然環境の保全と創造

(自然環境の保全と創造)

第18条 市長、事業者及び市民は、それぞれの立場において自然環境や美しい景観の保全と生態系の多様性の確保に努めなければならない。

(自然とのふれあいの促進)

第19条 市長は、人が自然と共生することの大切さについて理解を促し、市民が自然とふれあうための施設の整備及びそのための機会提供に努めなければならない。

第2節 緑化の推進

(緑化の推進)

第20条 市長は、その管理する公園、道路その他の公共施設において、地域環境との融合を考慮して樹木及び草花の植栽を行う等緑化推進に努めなければならない。

(事業者の緑化推進)

第21条 事業者は、事業地内の自然緑地の確保に努め、又は樹木及び草花の植栽を行う等緑化推進に積極的に努めなければならない。

(地域の緑化)

第22条 市民は、進んで樹木及び草花の植栽を行う等、緑豊かな地域環境の育成に努めなければならない。

第3節 生物の生息環境の保全と創造

(生物の保護)

第23条 何人も、自然環境の保全と創造に関する知識を深めるとともに、自然環境に生息する動物及び植物を大切にしなければならない。

(生物の生息環境の保全と創造)

第24条 市長は、生物の生息環境を確保するために、生物の生息が可能な環境の保全と創造に努めるものとする。

(野生生物保護地区の指定)

第25条 市長は、貴重な動物の生息地又は植物の生育地であって、当該野生動物又は植物(以下「野生生物」という。)の保護若しくは繁殖を図るため保全することが必要と認められる地区を、野生生物保護地区として指定することができる。

2 市長は、前項の地区を指定しようとするときは、加西市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項の規定により加西市環境審議会の意見を聴くに当たっては、あらかじめ指定しようとする地区の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)の意見を聴かなければならない。

4 市長は、第1項の地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

5 第3項の規定は、地区の変更又は指定の解除について準用する。

(行為の届出等)

第26条 野生生物保護地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の規則で定める行為については適用しない。

- (1) 木竹を伐採すること。
- (2) 木竹以外の植物を採取し、又は損傷すること。
- (3) 建築物その他の工作物を新築、改築又は増築すること。
- (4) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他の土地の形質を変更すること。
- (5) 水面を埋立てること。
- (6) 土石類を採取すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、野生生物の保護に影響を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項本文の規定による届出があった場合において、野生生物を保護するために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導することができる。

(民間団体等の協力)

第27条 市長は、野生動植物の保護について関心のある市民が組織する民間団体等の協力を求めることができる。

第3章 生活環境の保全に関する施策

第1節 環境美化の促進

(廃棄物の投棄等の禁止)

第28条 何人も、公共の場所及び他人が所有し、管理する場所に廃棄物を捨て、又は散乱させてはならない。

2 何人も、周辺住民の生命身体に危害を及ぼし、又は生活環境を著しく阻害するおそれがあるときは、自己が所有し又は管理する場所であっても、廃棄物を放置し、埋立て、投棄等をし、又はさせてはならない。

(ポイ捨ての禁止)

第29条 何人も、飲食料を収納していた缶、びんその他の容器(以下「空き缶等」という。)、タバコの吸い殻、ガム、ちり紙等を公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所に、

捨ててはならない。

(散乱防止)

第30条 市民は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納する等散乱の防止に努めなければならない。

2 事業者のうち、容器入り飲食料を販売する者は、容器入り飲食料を販売する場所に回収容器を設け、空き缶等を散乱させないように当該回収容器を適切に管理し、生じた空き缶等を自らの負担において運搬し、処分するとともに、空き缶等の散乱防止について消費者に対する啓発に努めなければならない。

(自転車の放置の禁止)

第31条 何人も、公共の場所等（道路、公園、駅前広場その他公共の用に供する場所で駐輪場以外の場所。）に自転車を放置してはならない。

(廃棄物の燃焼制限)

第32条 何人も、燃焼の際、著しいばい煙、有毒ガス又は悪臭を発生するおそれのあるゴム、いおう、ピッチ、皮革、プラスチックその他の廃棄物を焼却してはならない。ただし、これらの廃棄物を焼却することがやむをえないと認められる場合であって、法令等に基づく処理又はその他の方法により、人の健康又は生活環境に損害を及ぼすおそれのない措置を講じたときは、この限りでない。

(工事施行者の義務)

第33条 土木工事、建築工事その他の工事を行う者は、その工事に際し土砂、廃材、資材等が道路その他の公共の場所に飛散し、脱落し、又は堆積しないよう、これらの物を適正に管理しなければならない。

第2節 資源の合理的かつ循環的な利用等

(大量消費の抑制)

第34条 市民は、循環型社会の形成の必要性を認識し、使い捨て商品の購入の日常化及び大量消費型の生活様式を改めるよう努めなければならない。

2 事業者は、循環型社会形成の必要性を認識し、大量消費につながるような製品の生産及び販売を控えるよう努めなければならない。

(廃棄物の発生抑制)

第35条 市民は、廃棄物の減量化及び資源化（以下「廃棄物の減量化等」という。）を推進するため、過剰包装商品の購入自粛、買物袋の持参等を実践し、廃棄物の発生及び排出

の抑制（以下「リデュース」という。）に努めるとともに、廃棄物分別の徹底にも努めるものとする。

- 2 事業者は、廃棄物の減量化等を推進するため、物の生産及び販売において、リデュースに努めるとともに、廃棄物分別の徹底にも努めるものとする。

（再使用の推進）

第36条 市民は、廃棄物の減量化等を推進するため、繰り返し利用する容器が使用されている商品を積極的に購入する等、物を再使用（以下「リユース」という。）することに積極的に努めるものとする。

- 2 事業者は、廃棄物の減量化等を推進するため、リユースが可能な製品の生産及び販売を積極的に行うよう努めるものとする。

（再資源化の推進）

第37条 市民は、廃棄物の減量化等を進めるため、生ごみの堆肥化等、不用になったものを原材料として再資源化（以下「リサイクル」という。）することにより製造された商品の購入や利用に努めるものとする。

- 2 事業者は、廃棄物の減量化等を図るため、リサイクルされた製品の生産や販売を積極的に行うよう努めるものとする。

（環境負荷の低減に資する物品等の調達）

第38条 市長は、環境負荷の低減に資する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達（以下「グリーン購入」という。）の推進に関する方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表し、基本方針に基づき、物品等の調達を行わなければならない。

- 2 事業者及び市民は、製品の生産、販売等の事業活動、日常生活において必要な物品等を調達するときは、グリーン購入に努めるものとする。

（環境エネルギーの活用及び省エネルギー等）

第39条 市長は、太陽光、太陽熱、風力、廃棄物熱等（以下「環境エネルギー」という。）の有効活用の推進に努めなければならない。

- 2 市長は、エネルギーを有効に利用するために自ら省エネルギーに配慮した公共施設の建設や機器、設備の導入を進めるとともに、省エネルギー行動に関する情報の提供を行うものとする。

- 3 事業者及び市民は、市その他の行政機関が行う環境エネルギー及び省エネルギーの推進に協力しなければならない。

第3節 自動車公害の防止

(自動車公害の防止に関する施策の計画的な実施)

第40条 市長は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車（以下「自動車」という。）の運行に伴って生ずる公害を防止するための必要な施策を計画的に実施しなければならない。

(アイドリング・ストップの促進)

第41条 自動車を運転する者は、自動車を駐車し、又は停車するときは、当該自動車の原動機の停止（以下「アイドリング・ストップ」という。）をしなければならない。ただし、規則で定める場合はこの限りでない。

- 2 自動車を事業の用に供する者は、その管理する自動車の運転者が前項の規定を遵守するよう適切な措置を講じなければならない。
- 3 規則で定める規模以上の駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう必要な事項を表示したものを掲示し、周知するとともに指導しなければならない。

(環境への負荷の少ない自動車の購入等の促進)

第42条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が少ない自動車（以下「環境への負荷の少ない自動車」という。）を購入し、又は使用するように努めなければならない。

- 2 市長は、環境への負荷の少ない自動車の購入又は使用を促進するため、その普及及び啓発に努めるものとする。

第4節 空き地等の管理

(空き地の所有者等の責務)

第43条 現に人が使用していない土地及び同様の状態にある土地（農地を除く。）（以下「空き地」という。）の所有者等は、当該空き地に雑草が繁茂し、若しくは枯れ草が密集し、又は廃棄物が投棄され、かつ、それが放置されているために良好な環境が著しく損なわれている状態（以下「荒廃状態」という。）にあるときは、荒廃状態を解消し、良好な環境の保全と創造に努めなければならない。

(雑草等の除去の勧告)

第44条 市長は、空き地が荒廃状態にあり、著しく生活環境の保全に支障があると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、荒廃状態を解消するように勧告することができ

る。

第5節 静穏の保持

(静穏の保持)

第45条 何人も、周辺的生活環境を著しく損なう騒音を発生させてはならない。

- 2 何人も、住居の周辺において自動車の原動機空ふかし、原動機を作動させたまま駐車することによって騒音を発し、近隣の静穏を害してはならない。

第6節 建築物による障害の防止

(建築主等の日照障害防止の義務)

第46条 建築物の建築主及び設計者、工事施工者（下請人を含む。）又は工事管理者（以下「建築主等」という。）は、都市計画区域外において建築物を建築しようとするときは、建築確認申請書を提出する以前に日照障害基準による建築計画書を市長に提出し、協議することにより、日照障害の防止を図らなければならない。

- 2 前項に規定する建築計画書の提出及び協定事項並びに日照障害基準については、規則で定める。
- 3 建築主等は、その建築物が近隣の住宅用建築物に及ぼす日照に関する影響をあらかじめ調査し、その日照障害により近隣の住宅用建築物の所有者等（占有者がいない場合は、管理者をいう。以下次条において同じ。）の生活環境に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

(指導及び関係機関への要請)

第47条 市長は、前条に規定する日照障害基準により、近隣建築物の所有者等の生活環境に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、建築主等に対し、適切な指導を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関にその措置を要請するものとする。

第4章 公害の防止に関する施策

第1節 公害防止対策

(公害防止対策)

第48条 市長は、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、公害防止に関する総合的かつ計画的な施策を講じなければならない。

(環境配慮事業協議)

第49条 環境の保全を図る上で配慮を必要とする、産業廃棄物処理施設の設置及び施設の

変更、その他市長が必要と認めた事業（以下「環境配慮事業」という。）を実施しようとする者（以下「環境配慮事業者」という。）は次に掲げる事項について、市長と協議しなければならない。

- (1) 環境配慮事業の目的及び内容。
- (2) 環境配慮事業に係る周知範囲、周知方法。
- (3) 環境配慮事業の実施に係る自然環境及び生活環境保全に対する配慮措置。

(地域説明会)

第50条 環境配慮事業者は、前条に規定する協議の後、地域説明会を開催するとともに、地域との調整を完了しなければならない。

(環境配慮報告)

第51条 環境配慮事業者は、前条の規定による地域説明会、地域との調整が完了したときは地域説明会実施状況報告書、地域との調整の完了書を添付し環境配慮報告書により市長に報告しなければならない。

(体制の整備)

第52条 市長は、公害の状況の把握及び公害の防止に必要な監視、測定及び検査のための体制の整備に努めなければならない。

- 2 市長は、事業者が事業活動によって、公害を発生させることのないよう適切な指導を講じなければならない。
- 3 市長は、公害に関する苦情の処理に関する体制を整備し、県及び他の行政機関と協力して適切な処理に努めなければならない。

第2節 規制基準

(規制基準の遵守)

第53条 工場等を設置している者は、法令等で定める規制基準のほか、市長が定めた規制基準（以下「市の規制基準」という。）を遵守しなければならない。

- 2 市長は市の規制基準を定めようとするときは、加西市環境審議会の意見を聴いて規則で定める。

第3節 改善措置等

(公害防止計画の提出等)

第54条 市長は、公害の防止及び環境を保全するうえで必要があると認めるときは、工場等を設置している者に対し、ばい煙、粉塵、汚水（廃液を含む。）、騒音、振動及び悪臭

(以下「ばい煙等」という。)の減少措置その他の公害防止に関する計画の提出を求めることができる。

- 2 工場等を設置している者は、公害防止のため必要な測定機器を設置し、及び汚染原因物質の量等を記録し保管しなければならない。

(事故時の措置)

第55条 工場等を設置している者は、事故により当該工場等から著しく、ばい煙等を発生させ、又はそのおそれが生じたときは、直ちにその事故について応急の措置を講ずるとともに、速やかに復旧し施設の改善に努めなければならない。

- 2 前項に規定する事故が発生したときは、速やかにその事故の原因及び状況、応急措置の内容並びに復旧工事の計画を市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事故について復旧措置が完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第56条 市長は、この条例に規制基準の定めがない場合であっても工場等からばい煙等を排出し、発生し、飛散したことにより、人の健康又は生活環境に障害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、その状態を除去するために必要な限度において改善を勧告することができる。

(改善命令及び使用停止命令)

第57条 市長は、工場等が規制基準を超える量のばい煙等を排出し、発生させ、若しくは飛散させたと認めるとき、又はそのおそれがあるときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該工場等の作業の方法、建物若しくは施設の構造及び配置、若しくはばい煙等の処理方法の改善を命じ、又は工場等の当該施設の全部若しくは一部の使用停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令を受けた者が、その命令に基づく改善を行ったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(違反事業者に対する措置)

第58条 市長は、前条第1項の規定による命令に従わないで操業している工場等から排出し、発生し、若しくは飛散するばい煙等が、人の健康又は良好な環境を著しく損なうおそれがあり、かつ、他の手段によっては当該工場等の操業を停止させることが困難であると認めるときは、当該工場等に供給する事業用水（生活用水を除く。）の全部又は一部

の供給を停止することができる。

- 2 市長は、法令又はこの条例の規定に違反して、著しく公害を発生させている者がいるときは、必要に応じ、その者を公表することができる。

第5章 地球環境保全の推進に関する施策

(地球環境保全に関する施策の推進)

第59条 市長は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策の推進に努めるとともに、地球環境保全に関する国際的な連携を図るように努めなければならない。

(行動計画の策定等)

第60条 市長は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する行動に関する計画を定めるとともに、これを推進するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(温室効果ガスの抑制等)

第61条 市長は、地球の温暖化の防止に資するため、自らの事務及び事業に関し、地球の温暖化の原因となる二酸化炭素その他の規則で定める物質（以下「温室効果ガス」という。）の排出の抑制等に努めなければならない。

- 2 市長は、事業者及び市民による温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動を促進するため、地球の温暖化の防止に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第6章 雑則

(立入検査及び立入調査等)

第62条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に工場等、工事現場その他の場所に立ち入り、関係書類、物件及びその場所で行われている行為の状況を調査させ、若しくは検査させ、又は関係者に対し、必要な指示又は指導を行わせることができる。

- 2 前項の規定により、立入り検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(環境監視員の設置)

第63条 良好な環境を守るため、規則で定めるところにより、市に環境監視員を置くことができる。

(公害紛争の処理)

第64条 公害に係る紛争が生じ、その解決が容易でないときは、当該紛争の当事者は、市長に紛争の斡旋を申し立てることができる。

2 市長は、前項の申し立てを処理するために、公害紛争調停委員会を置くことができる。

3 公害紛争調停委員会の運営に必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第65条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

第7章 罰則

第66条 第26条第1項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第67条 第57条第1項に規定する命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第68条 第62条第1項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第69条 第57条第2項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第70条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(加西市民の住みよい環境をつくる条例の廃止)

2 加西市民の住みよい環境をつくる条例（昭和48年条例第40号）は、廃止する。

附 則（平成22年9月22日条例第20号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

資料3 加西市環境審議会規則

平成17年3月22日

(趣旨)

第1条 この規則は、加西市環境基本条例（平成16年加西市条例第15号。以下「条例」という。）第20条第4項の規定に基づき、加西市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱または解任されるものとする。

(会長および副会長)

第4条 審議会に会長および副会長1人をおく。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 審議会の部会に属すべき委員および臨時委員（以下「委員等」という。）は会長が指名する。
- 3 審議会の各部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。
- 4 部会長の職務および部会の会議については、第4条第3項および前条の規定を準用する。
（関係者の出席）

第7条 審議会は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め説明または意見を聞くことができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は生活環境部において処理する。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が決める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 加西市環境保全審議会規則（昭和49年加西市規則第1号）は、廃止する。

資料4 加西市環境審議会委員

平成 27 年 3 月 4 日委嘱

氏名	所属団体等	役職・肩書	備考
朝治一樹	一般社団法人加西市医師会	理事	
尾内良三	兵庫県立やしろの森公園協会	理事	副会長
木村展久	兵庫県立播磨農業高等学校	教諭	
木村弘文	加西市区長会	富田地区代表区長	
佐々木信行	加西商工会議所食品飲食商業部	会長	
高見博道	加西市連合 PTA	庶務	
武田義明	神戸大学	名誉教授	
田中光顕	兵庫県地球温暖化防止活動推進員	推進員	
谷勝公代	加西市くらしと生活を守る会	会長	
玉置清和	加西市農会長会	会長	
服部保	兵庫県立大学	名誉教授	会長
田村賢一	兵庫県北播磨県民局県民交流室	環境参事	
三宅利弘	加西市議会	議長	

資料5 第2次環境基本計画策定経過

実施時期	内容	備考
平成28年 3月4日	第1回環境審議会	(議事) ・環境基本計画策定の進め方について ・第1次加西市環境基本計画の評価・検証について ・環境基本計画策定スケジュールについて
6月22日	第2回環境審議会	(議事) ・第1回環境審議会の確認事項の報告 ・第2次加西市環境基本計画の策定方針について ・加西市の環境に関する市民アンケート(案)について
7月11日～30日	市民アンケート	(議事) ・(対象)市内在住18歳以上の男女 ・(目的)市民の環境に対する意識の変化や市民の関心事項について把握する
7月13日～21日	子どもアンケート(市内小中学生)	(議事) ・(対象)市内小学6年生、中学3年生 ・(調査内容)環境に関する意識や関心について前回アンケートと比較検証する
9月30日	第3回環境審議会	(議事) ・市民アンケート結果について ・子どもアンケート結果について ・現行計画の構成をベースに課題抽出について ・環境目標について
12月20日	第4回環境審議会	(議事) ・第2次加西市環境基本計画(素案)について
平成29年 1月7日～31日	パブリックコメント手続の実施	・意見数 10件
2月24日	第5回環境審議会	(議事) ・委員長及び副委員長から市長へ第2次加西市環境基本計画を答申

資料6 庁内会議経過

第2次加西市環境基本計画策定に係る庁内環境会議

回数	実施時期	議題
第1回	平成28年1月7日	<ul style="list-style-type: none">・第2次加西市環境基本計画策定の目的について・重点的に推進すべき環境プラン検証について
第2回	平成28年1月22日	<ul style="list-style-type: none">・重点的に推進すべき環境プラン検証の実施状況及び課題について
第3回	平成28年10月14日	<ul style="list-style-type: none">・加西市環境基本計画作成における部署別確認事項について
第4回	平成28年11月18日	<ul style="list-style-type: none">・「第3章 将来像と方向性」について・「第4章 環境施策」について・第2次加西市環境基本計画（素案）について

資料7 アンケート結果

(市民アンケート)

■概要

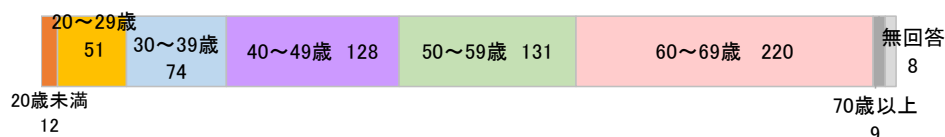
調査実施期間	平成 28 年 7 月 11 日～7 月 30 日
調査対象者	市内在住 18 歳以上の男女
配付数	1,350 部
回収数 (回収率)	633 部 (46.9%)

■属性(問1～6)

【問1】性別



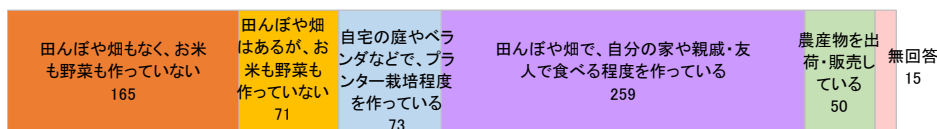
【問2】年齢



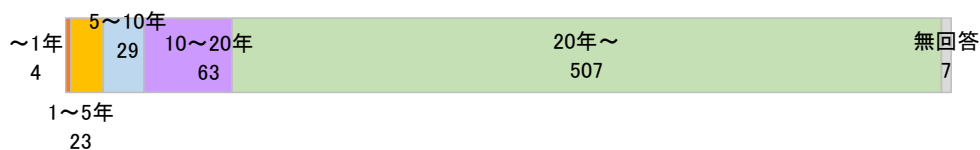
【問3】職業



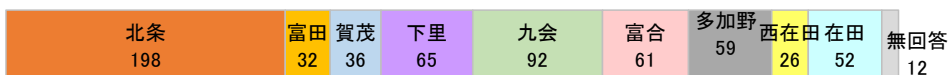
【問4】農業との
かわり



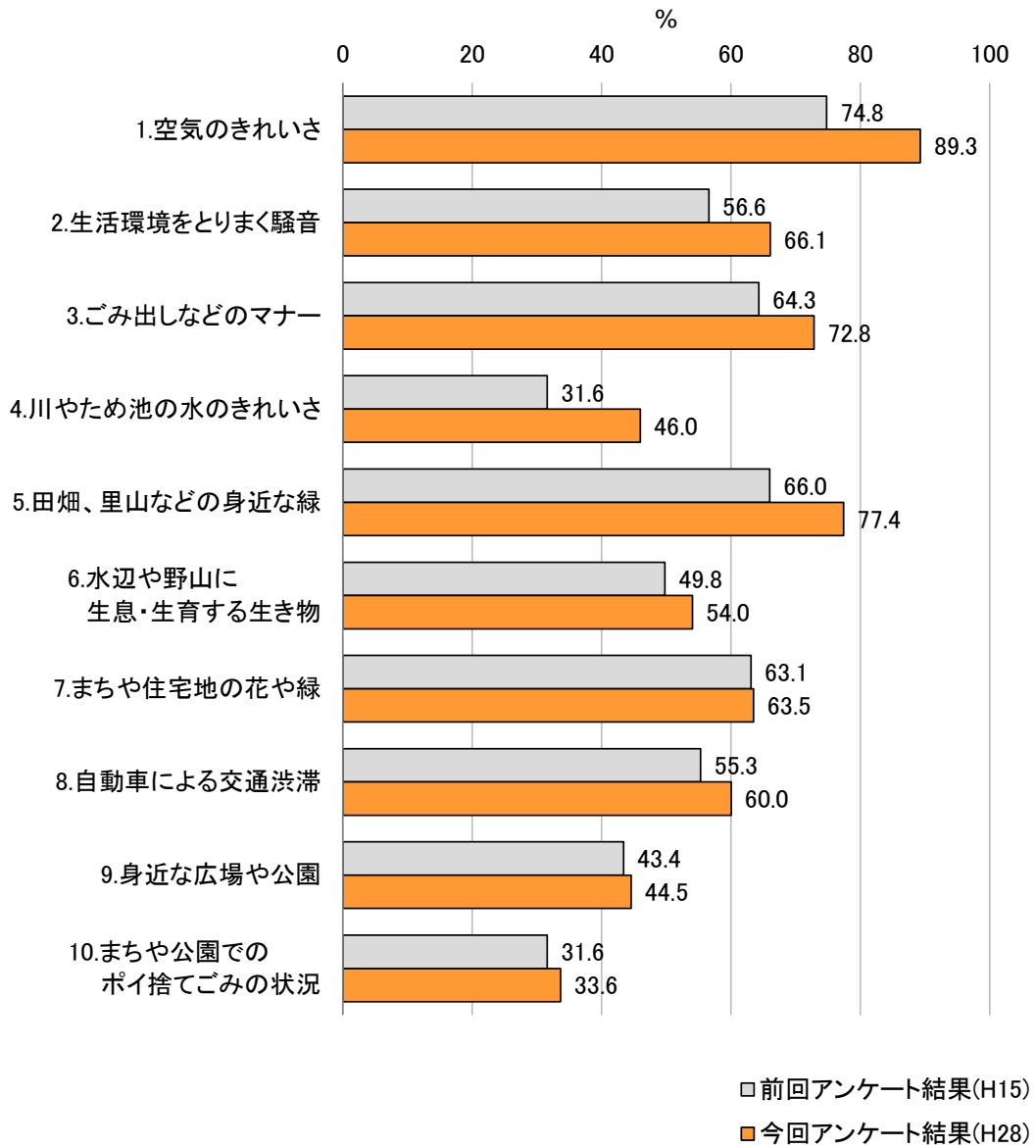
【問5】居住年数



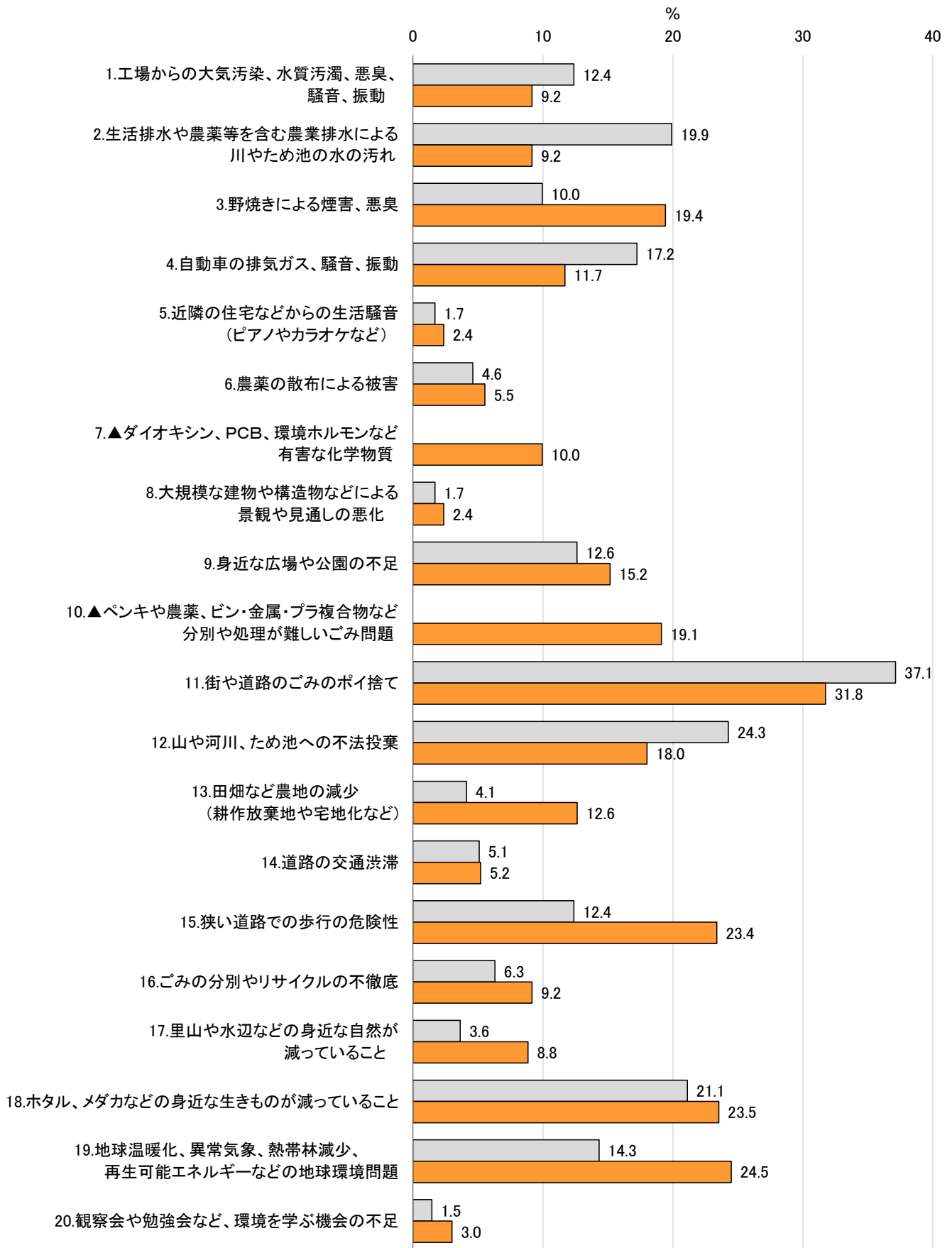
【問6】居住地区



【問7】各環境の満足度

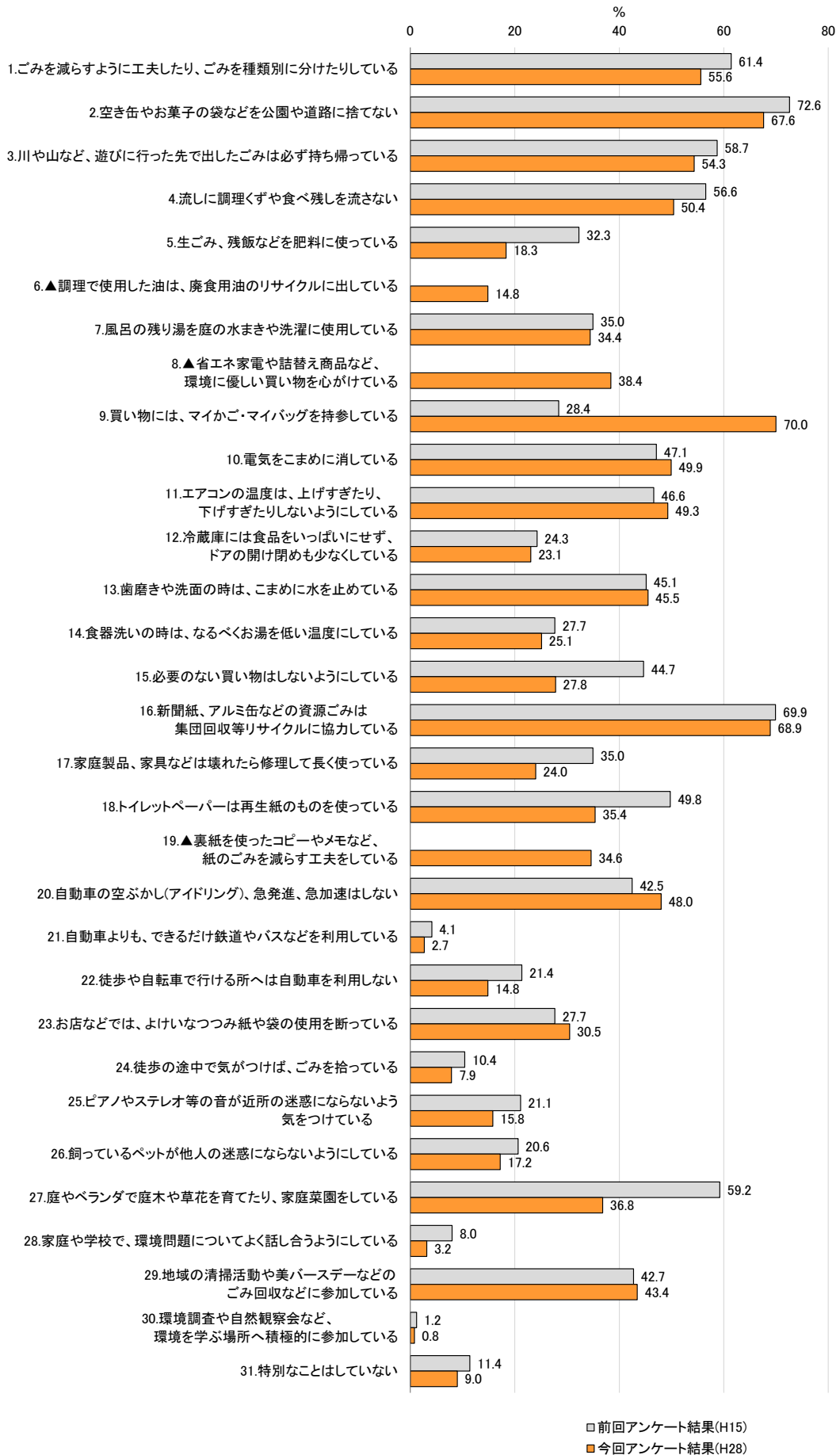


【問 8】 関心のある環境問題

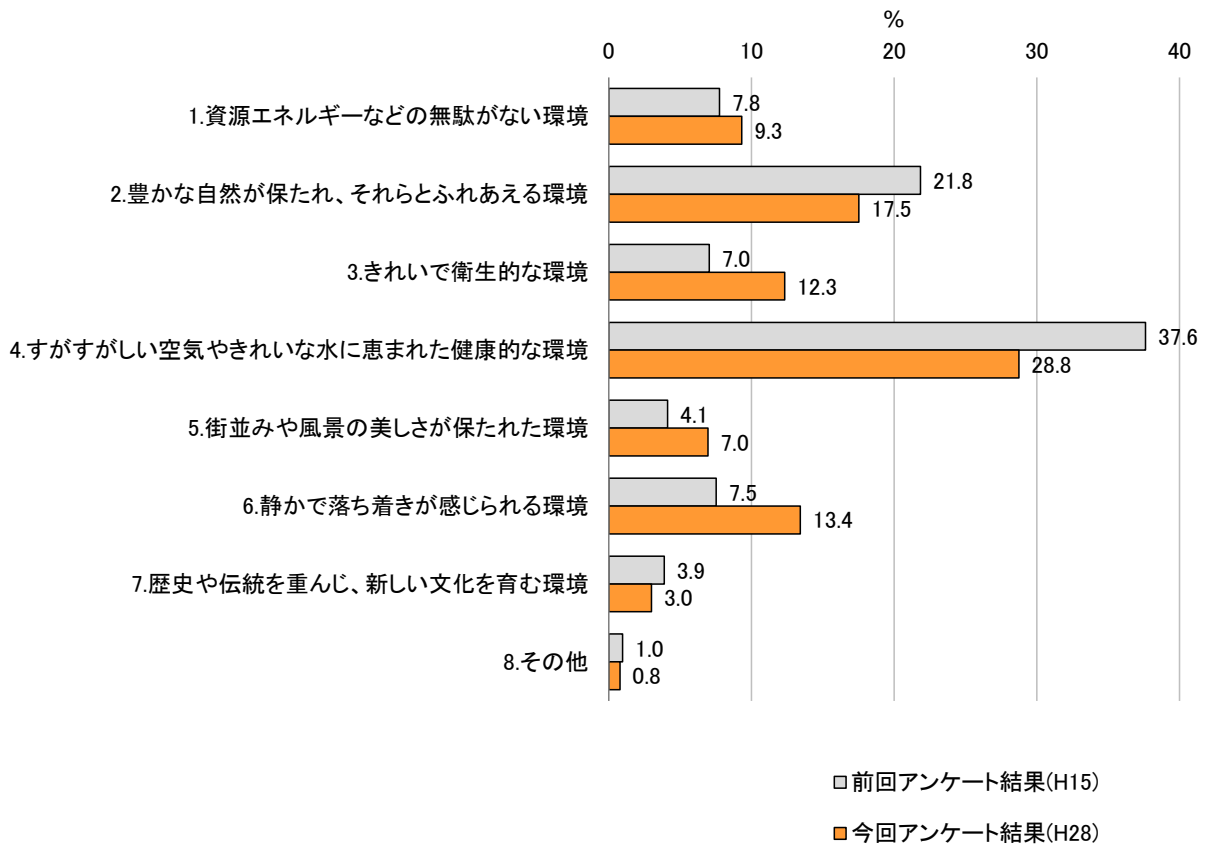


□ 前回アンケート結果(H15)
 ■ 今回アンケート結果(H28)

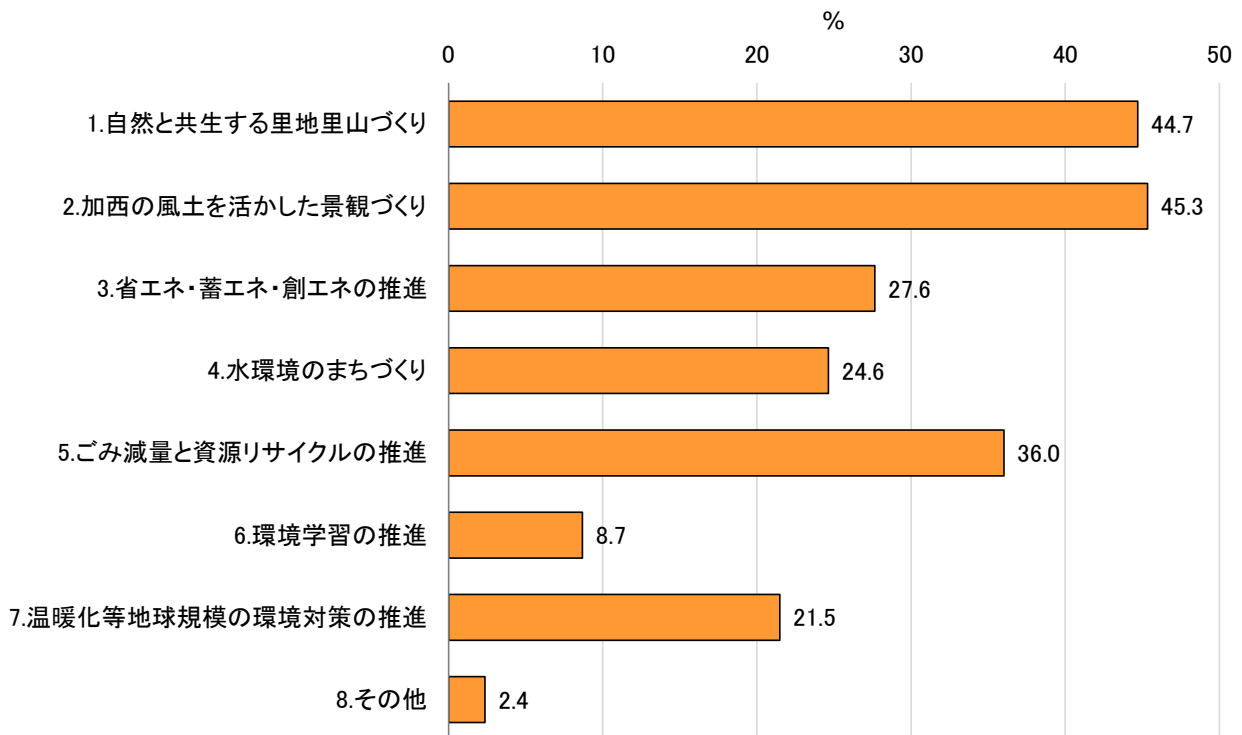
【問 9】 環境のために日頃から気をつけていること



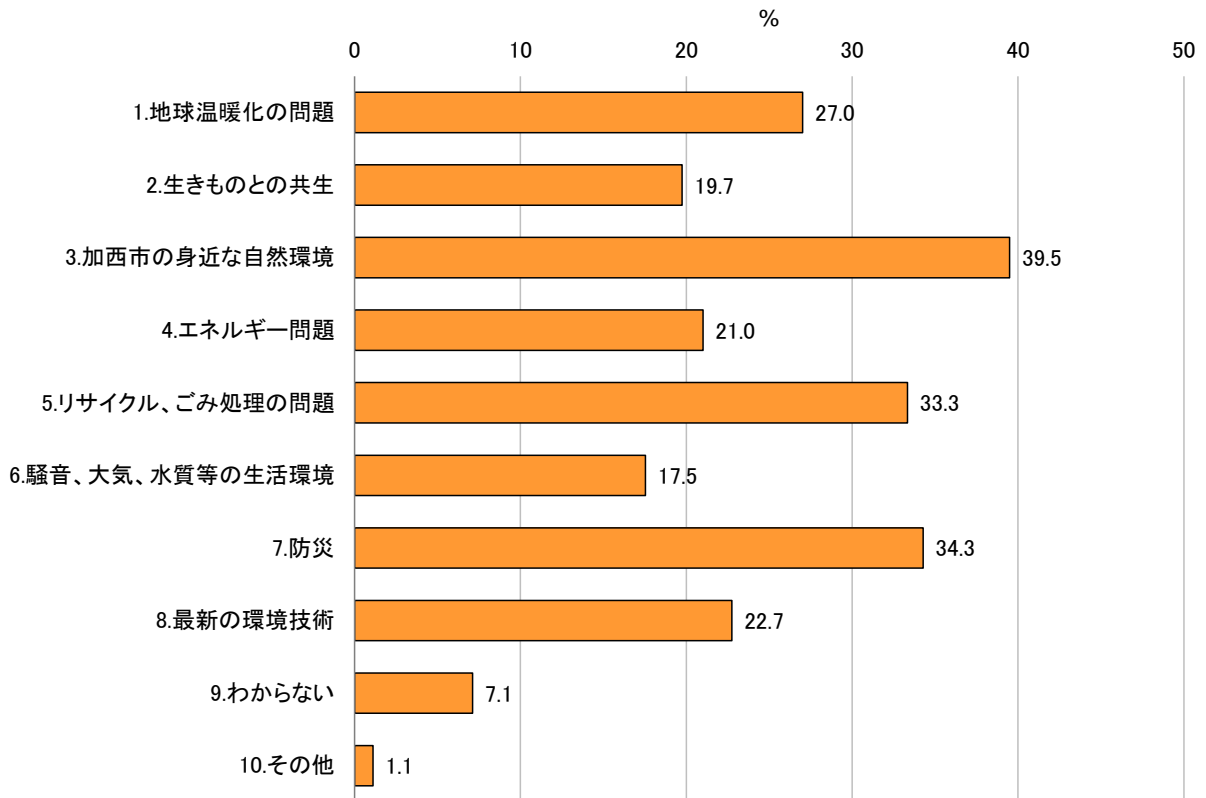
【問 10】 理想の環境像



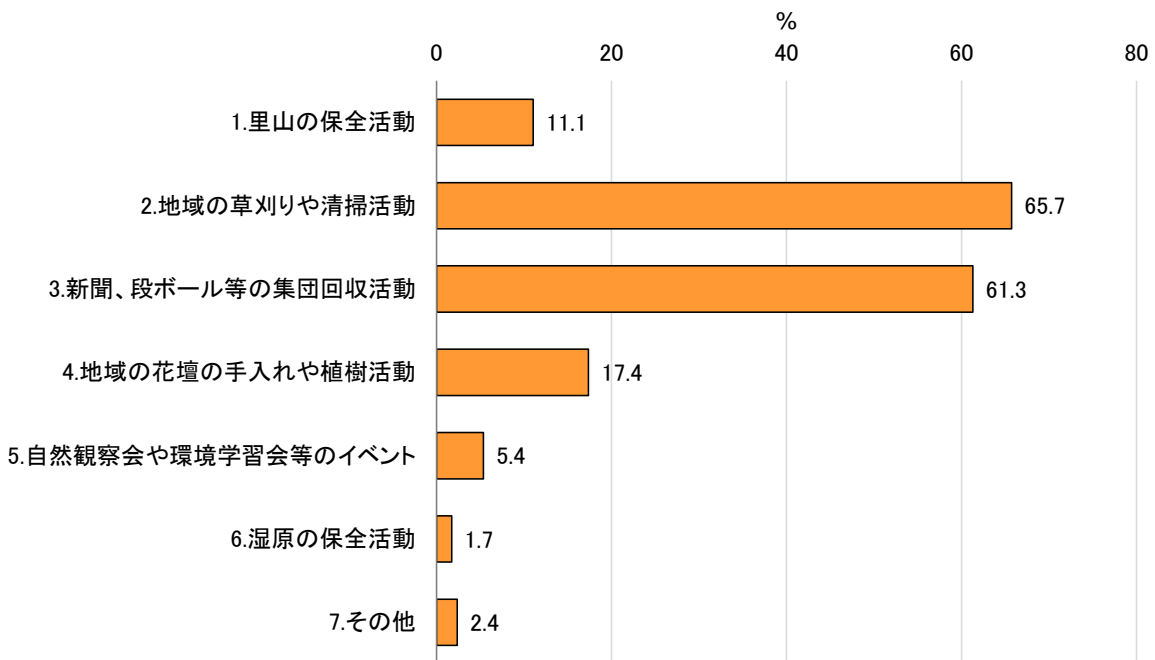
【問 11】 重点的に進めるべき環境施策



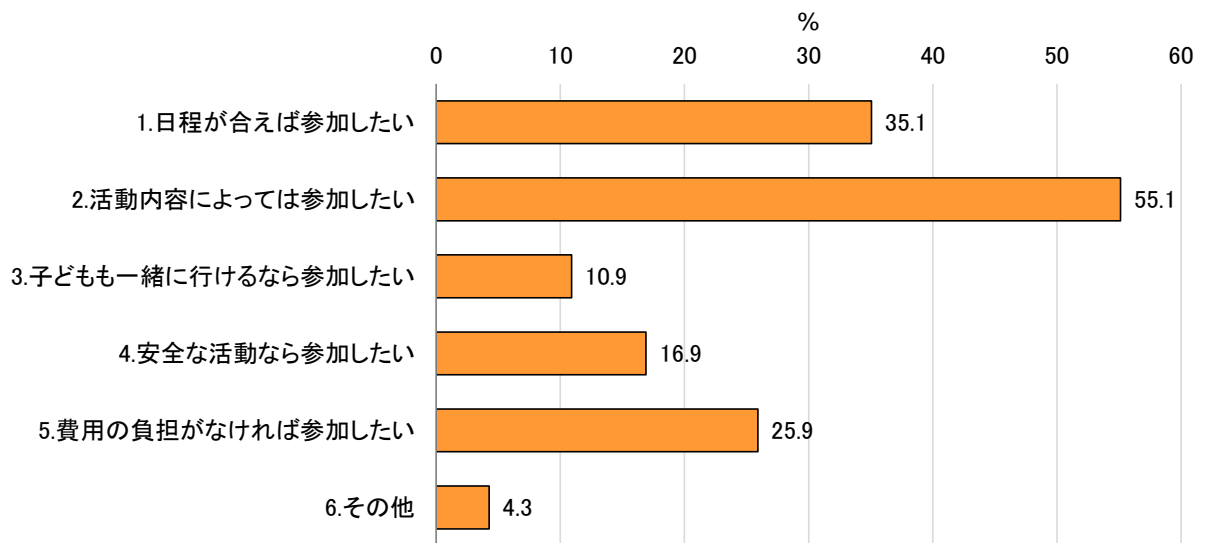
【問 12】 環境学習として学んでみたいこと



【問 13】 参加したことがある環境保全活動



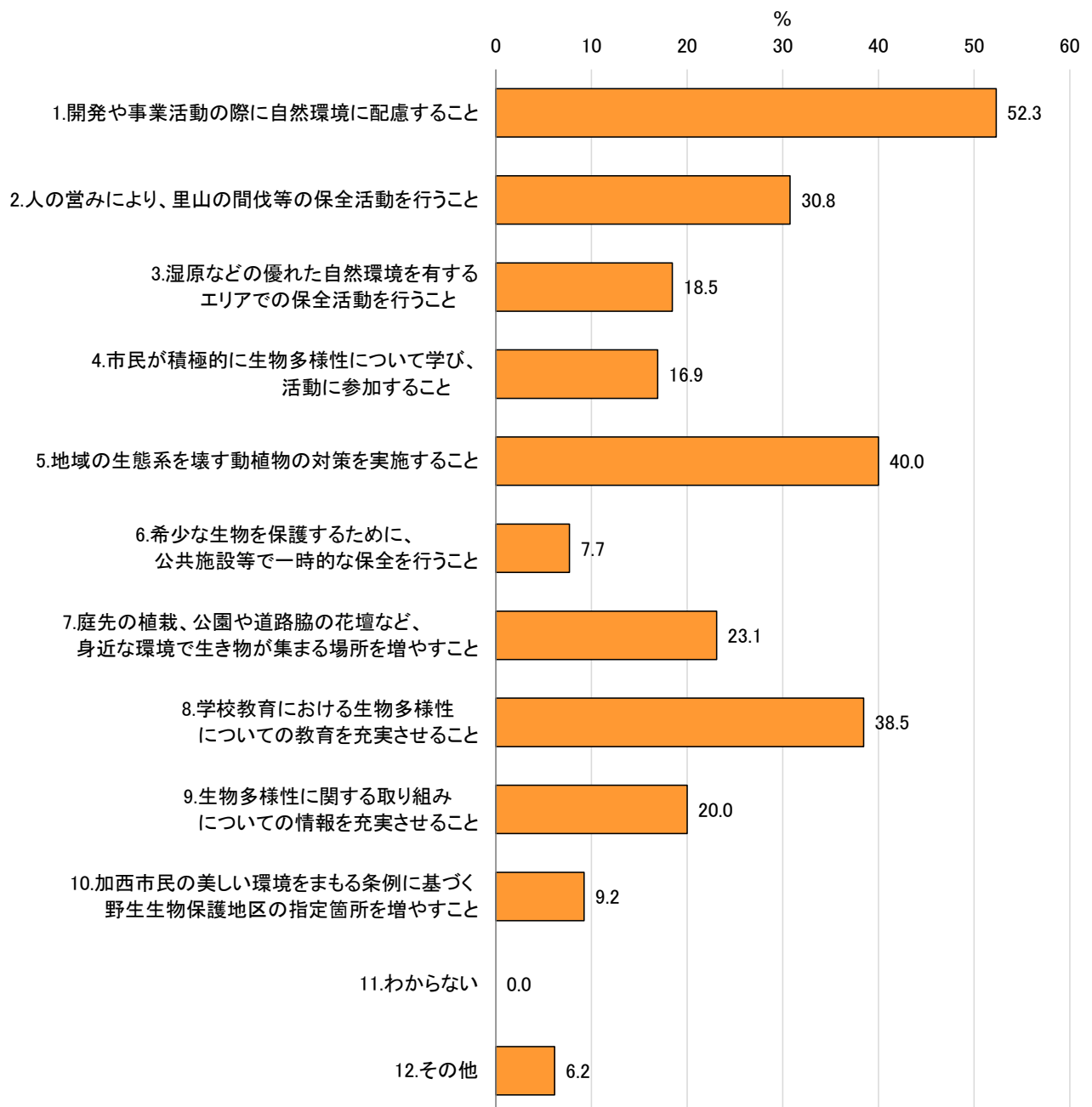
【問 14】 環境保全活動に参加する条件



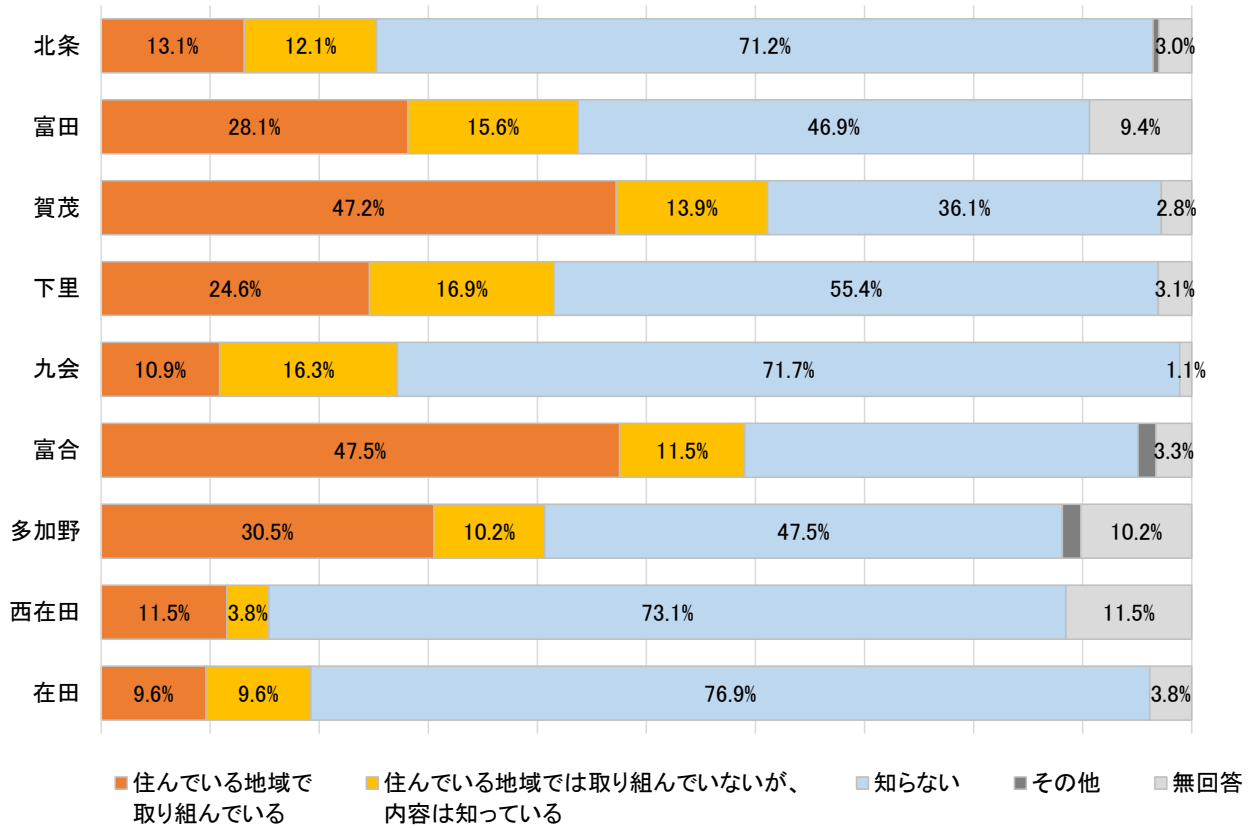
【問 15】 生物多様性の認知度



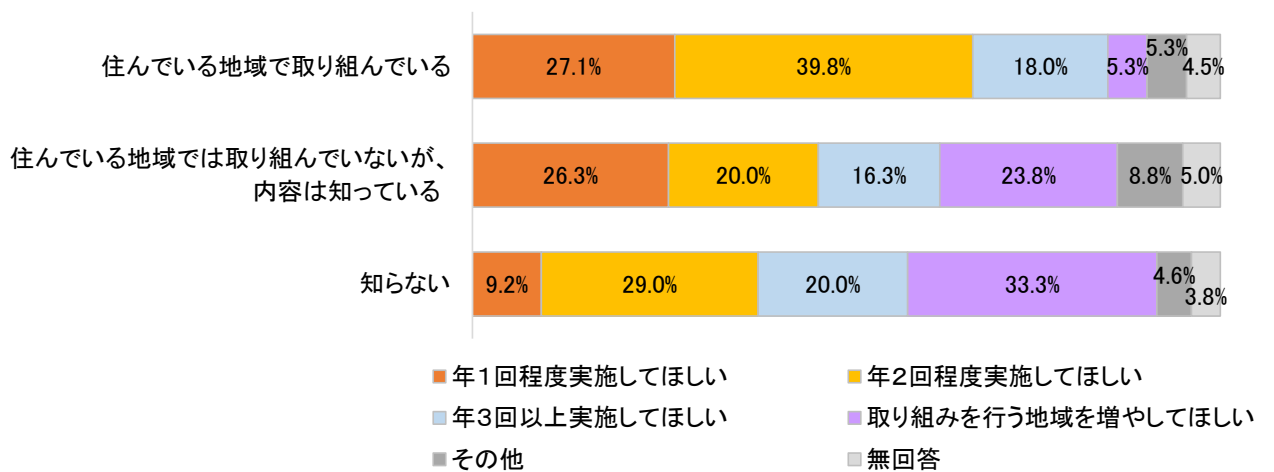
【問 16】 生物多様性を向上させるために必要と思うこと



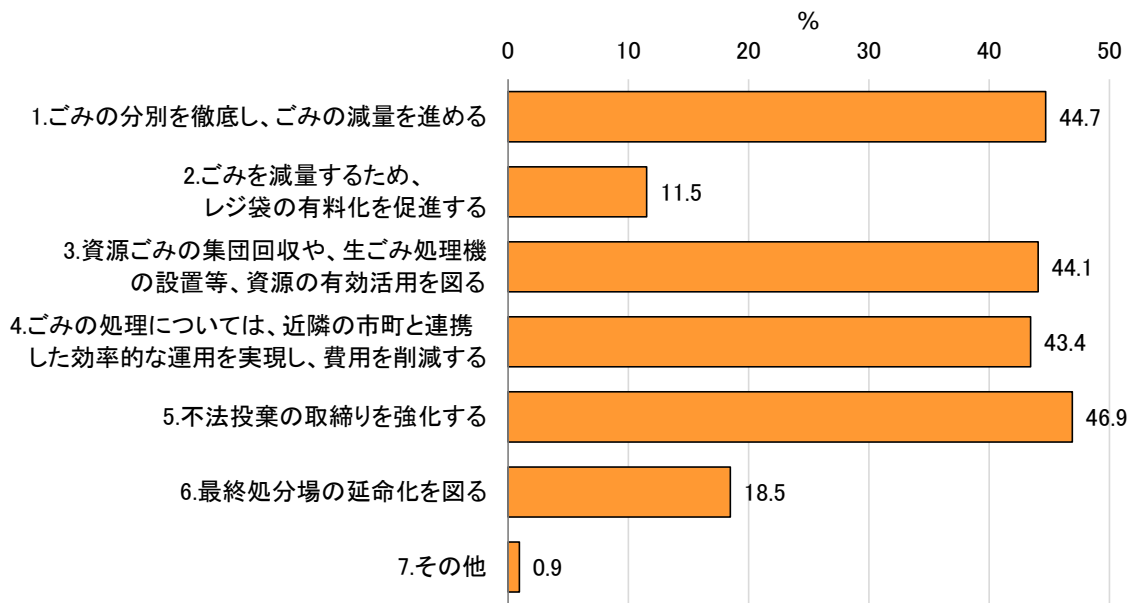
【問 17】 地区ごとの粗大ごみの拠点回収の認知度



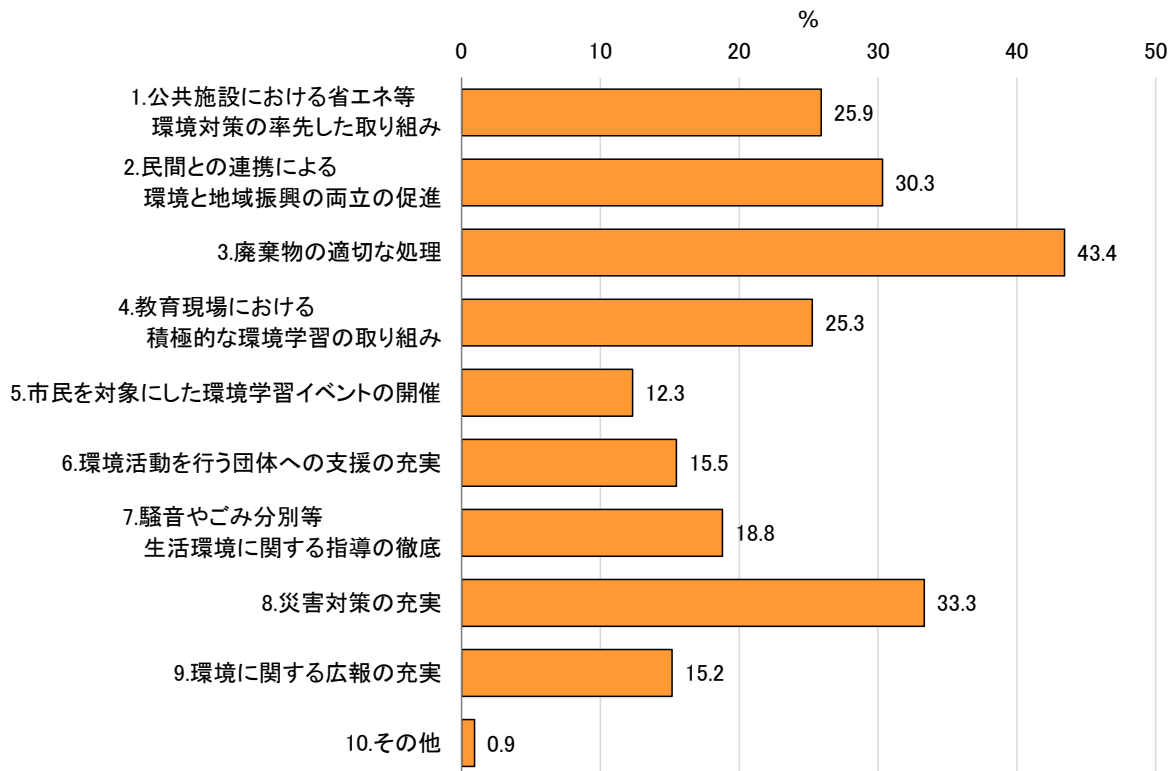
【問 18】 粗大ごみの拠点回収の今後の要望



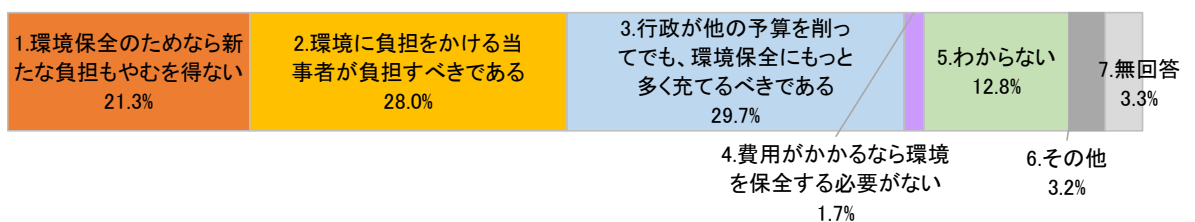
【問 19】 循環型社会を目指すために必要なこと



【問 20】 環境施策を推進するにあたり行政に求めること



【問 21】 環境を守るための費用負担について



平成28年度 環境に関する小学6年生アンケート 集計結果

【概要】

調査実施期間 平成28年7月13日～7月21日

調査対象者 市内小学6年生

配付数 386部

回収数 380部

回収率 98.4%

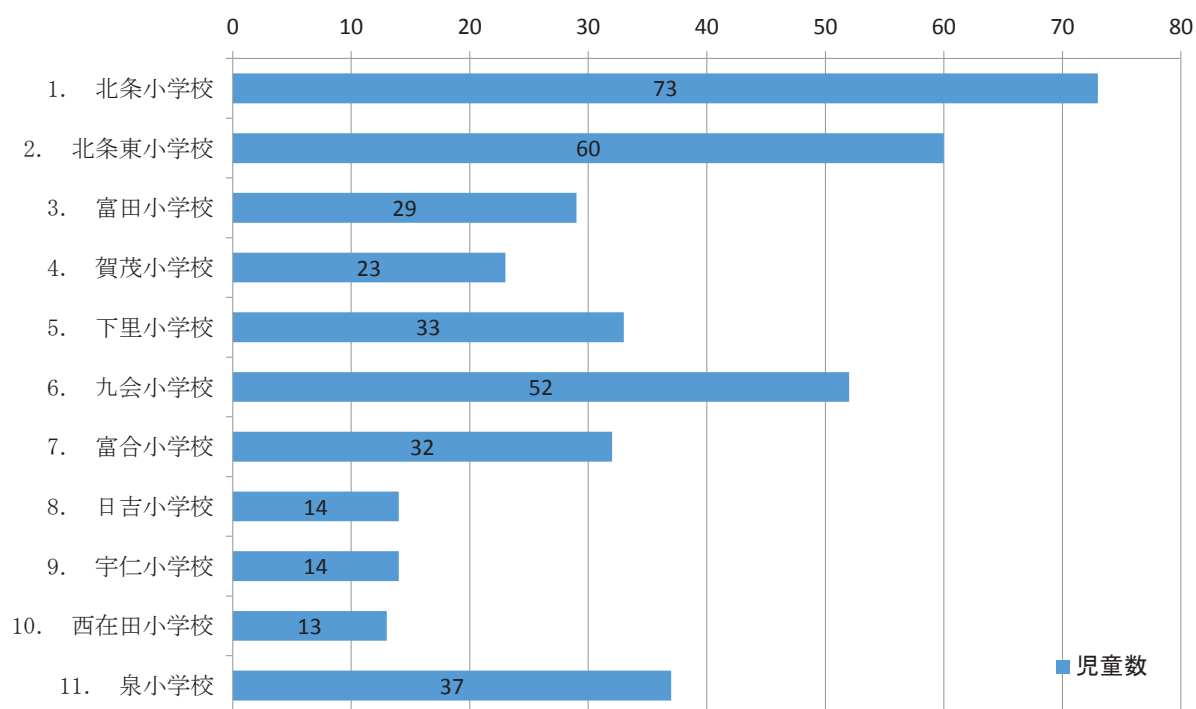
※ 結果は中学校区単位で整理しております。

※ %の算出は、回収数ではなく、各設問の有効回答数、意見数に応じて算出しています。

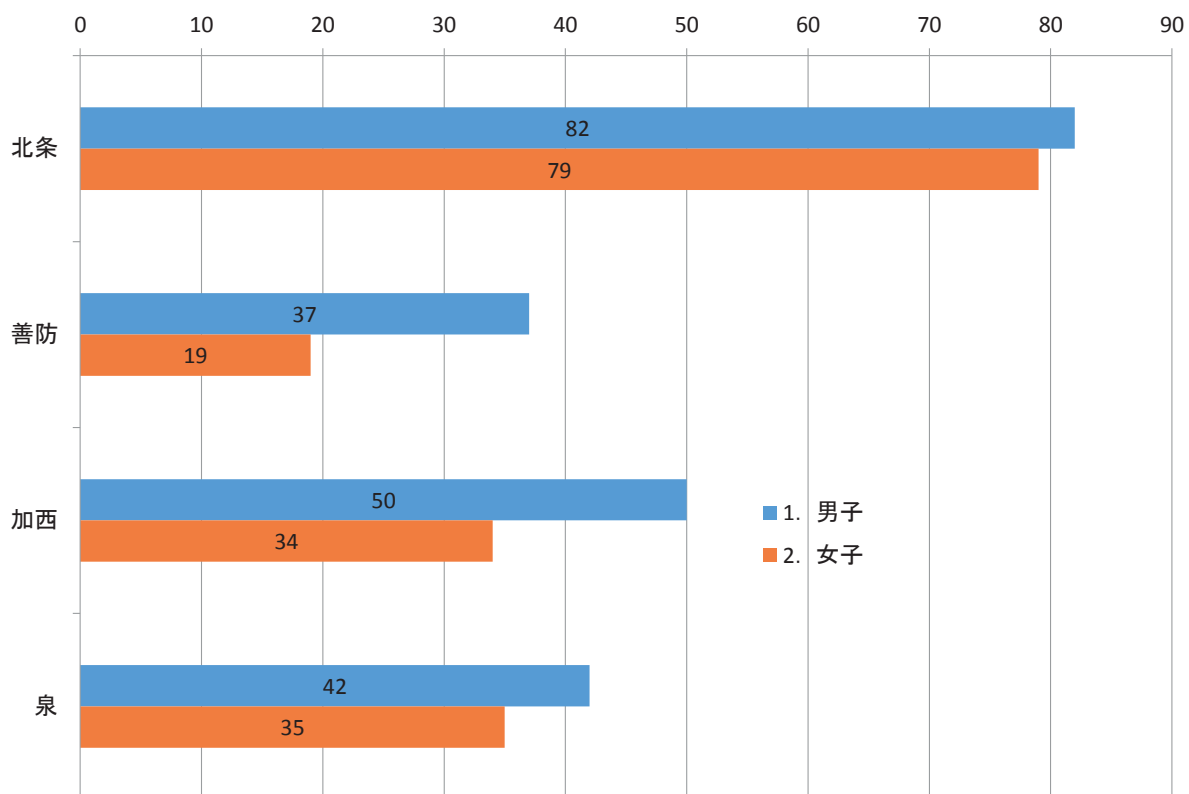
加西市生活環境部環境課

I. あなたご自身のことについて

問1. あなたが通っておられる小学校について

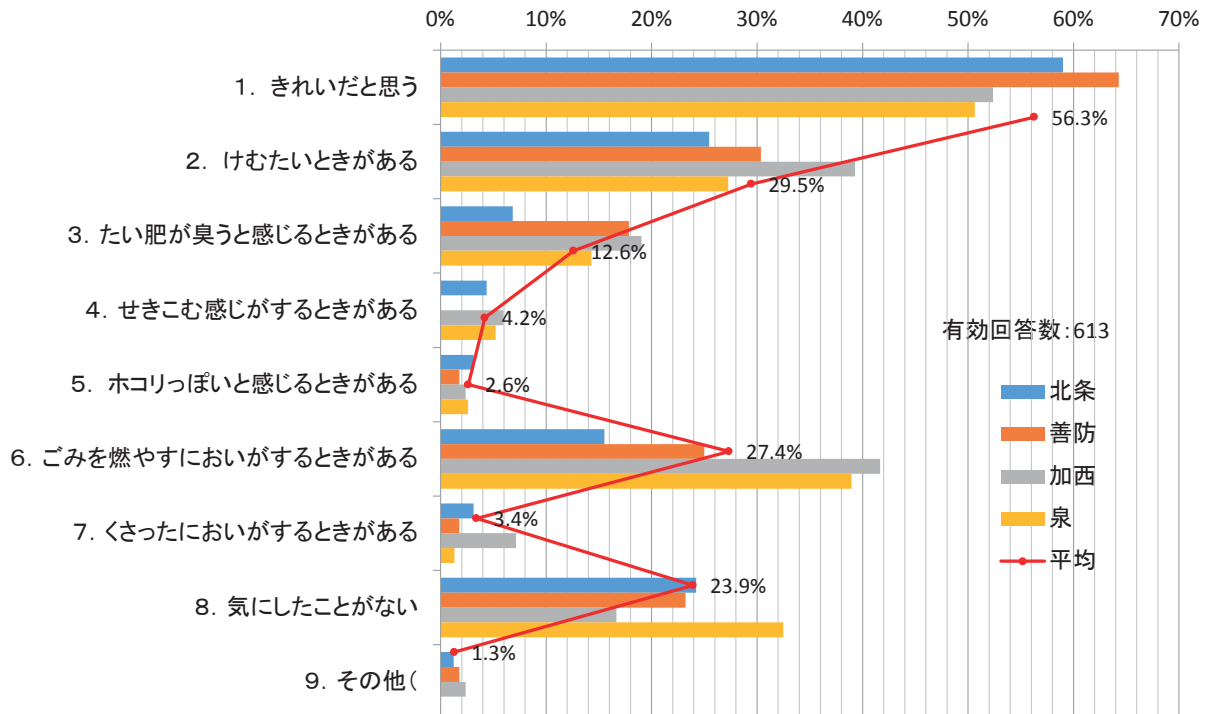


問2. あなたの性別について

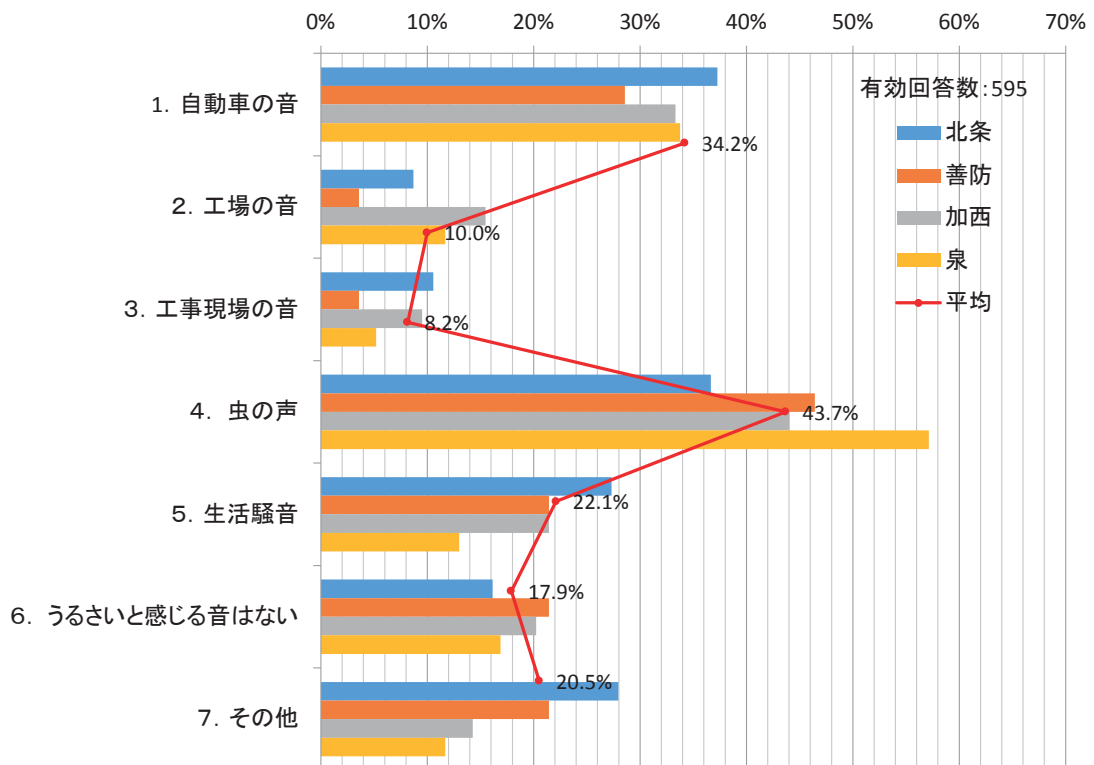


Ⅱ. あなたが住んでるまちやまわりの環境について

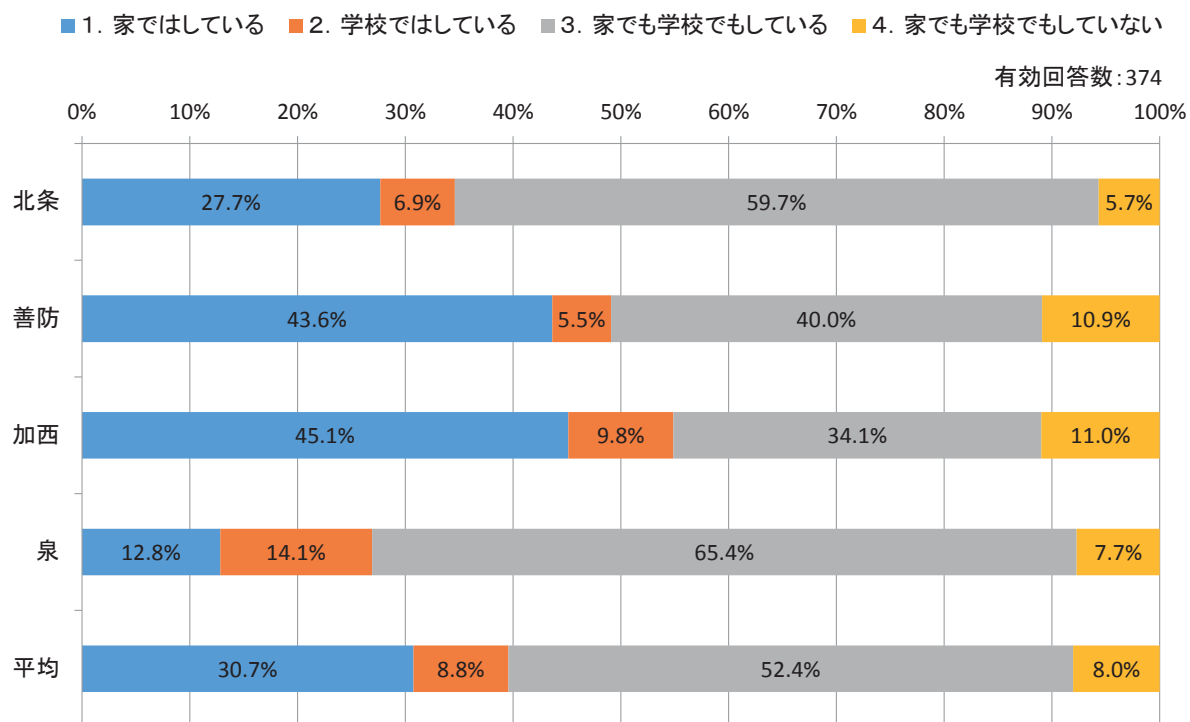
問3. あなたの家の近くの空気はどんな空気ですか。(複数回答あり)



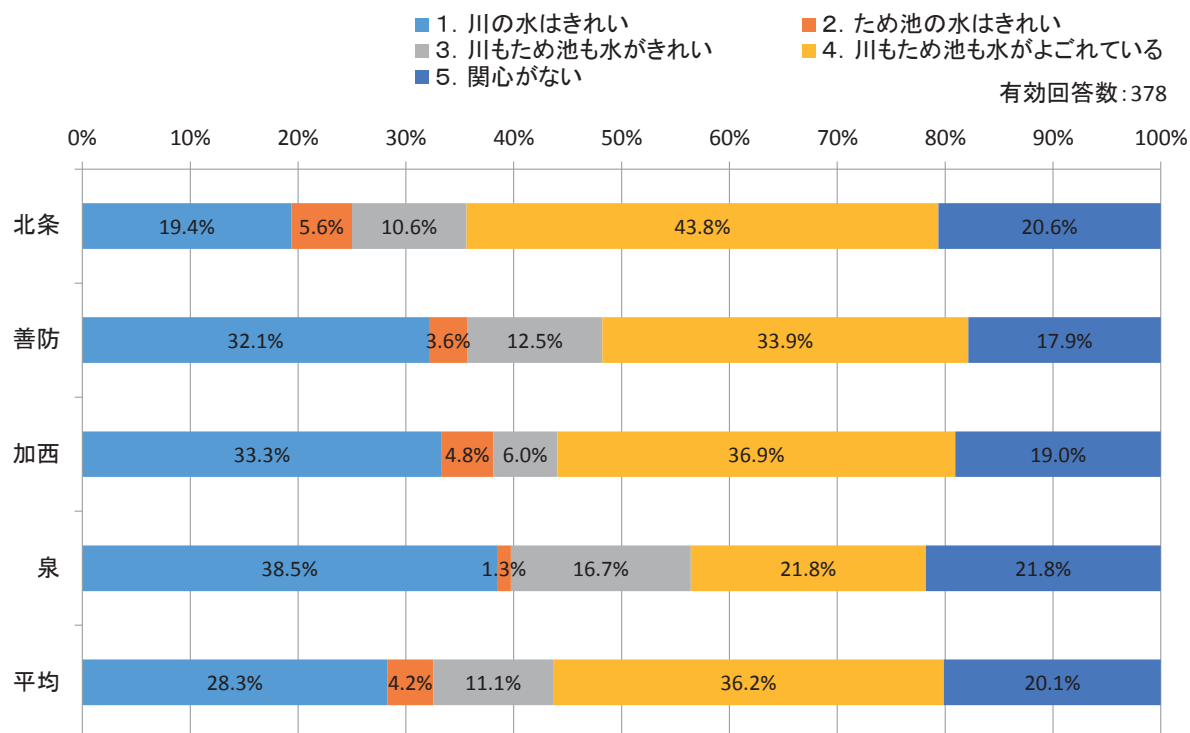
問4. あなたの家に聞こえてくる、うるさいと感じる音はどんな音ですか。(複数回答あり)



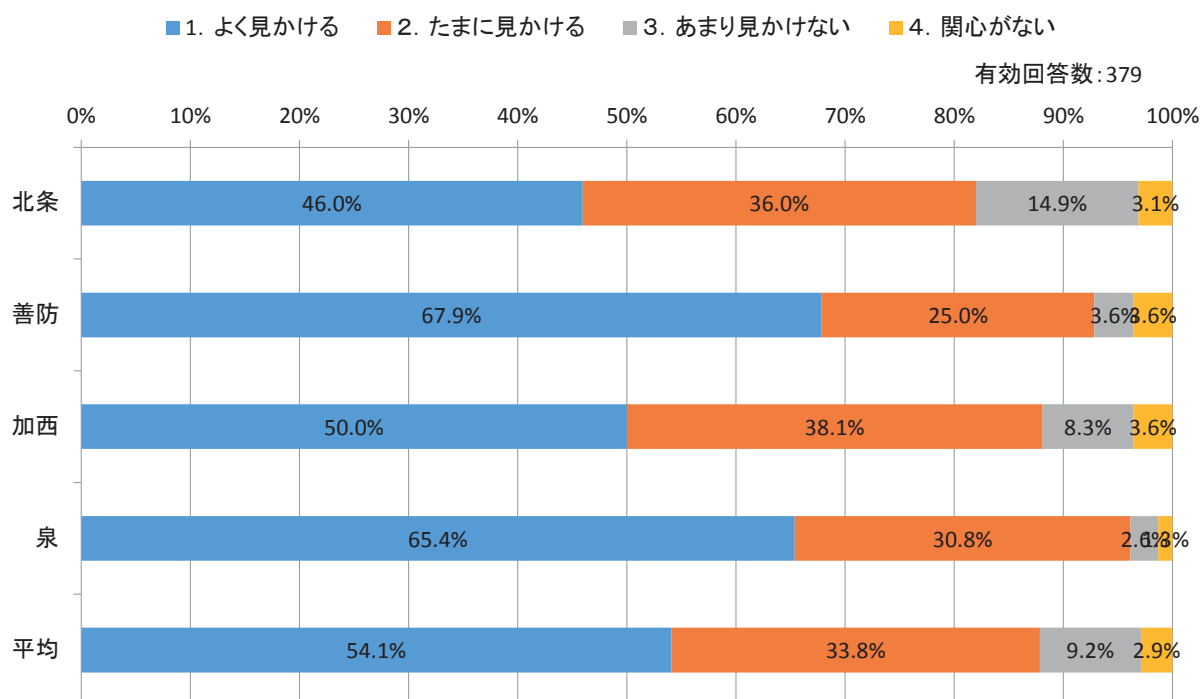
問5. あなたは、ごみの分別をしていますか。(1つ回答)



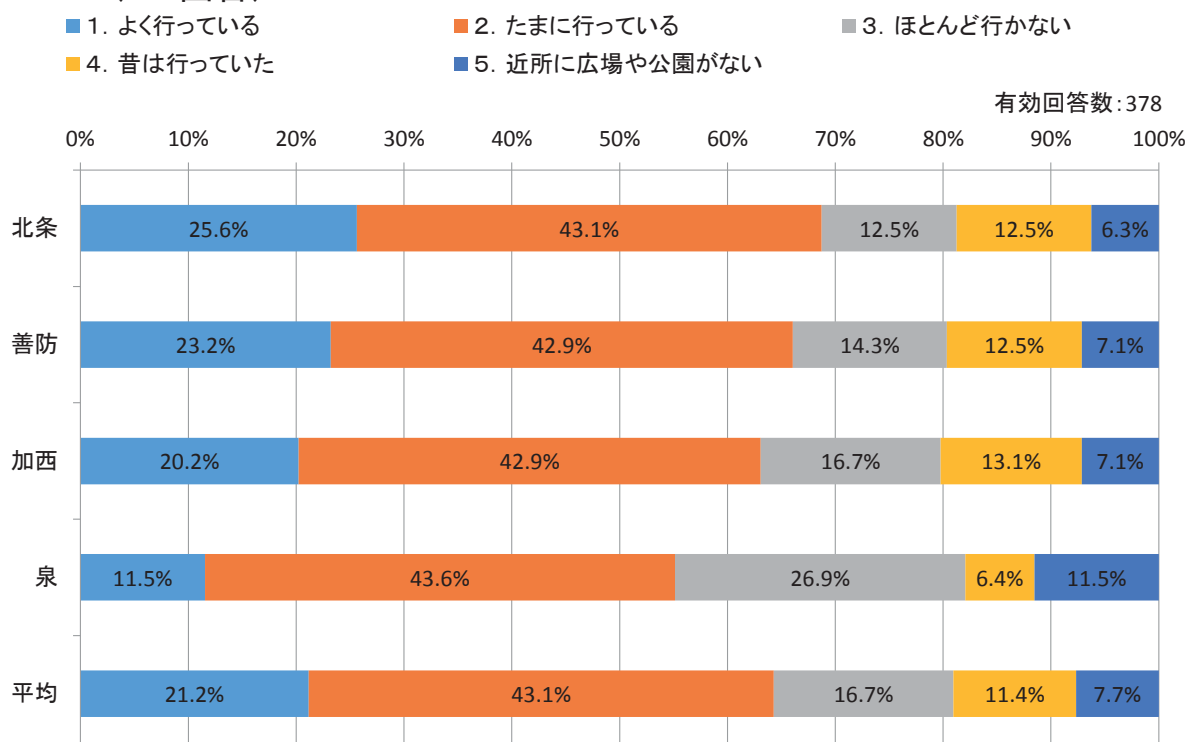
問6. あなたの近くの川やため池の水はどんな水ですか。(1つ回答)



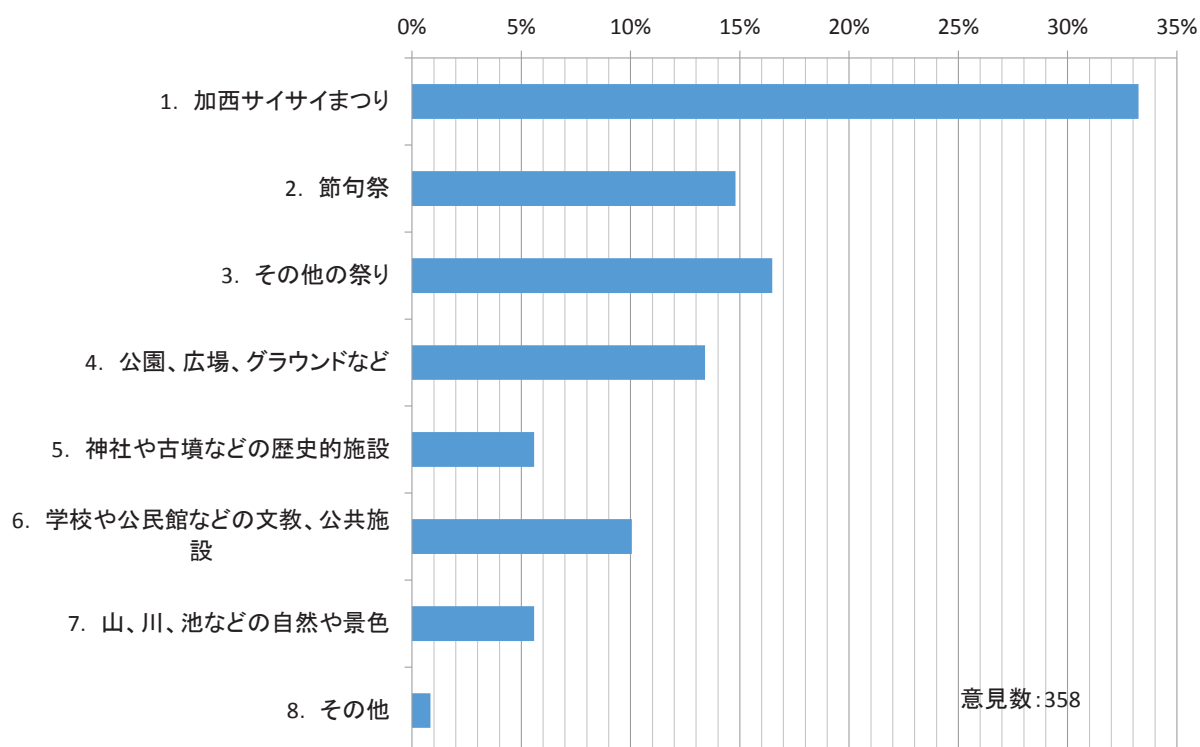
問7. 通学・帰宅の途中で、生きものを見かけることはありますか？
(1つ回答)



問8. 近所の広場や公園に、運動したり、遊びに行くことはありますか？
(1つ回答)



問9. あなたがずっと大切にしたい、未来に残しておきたい、よく遊ぶ場所、風景、お祭り等がありますか？(自由記述)例:(◇◇公園)(□□祭り)



『3. その他の祭り』、『4. 公園、広場、グラウンドなど』、『5. 神社や古墳などの歴史的施設』の項目で挙げられていた主な回答を以下に例示しています。

『3. その他の祭り』

- ・天神祭 9票
- ・川下祭 5票
- ・富田祭 3票
- ・盆踊り 3票
- ・七夕祭 2票

『4. 公園、広場、グラウンドなど』

- ・丸山公園 16票
- ・玉丘公園 7票
- ・上山公園 3票
- ・三口公園 3票
- ・富田グラウンド 3票

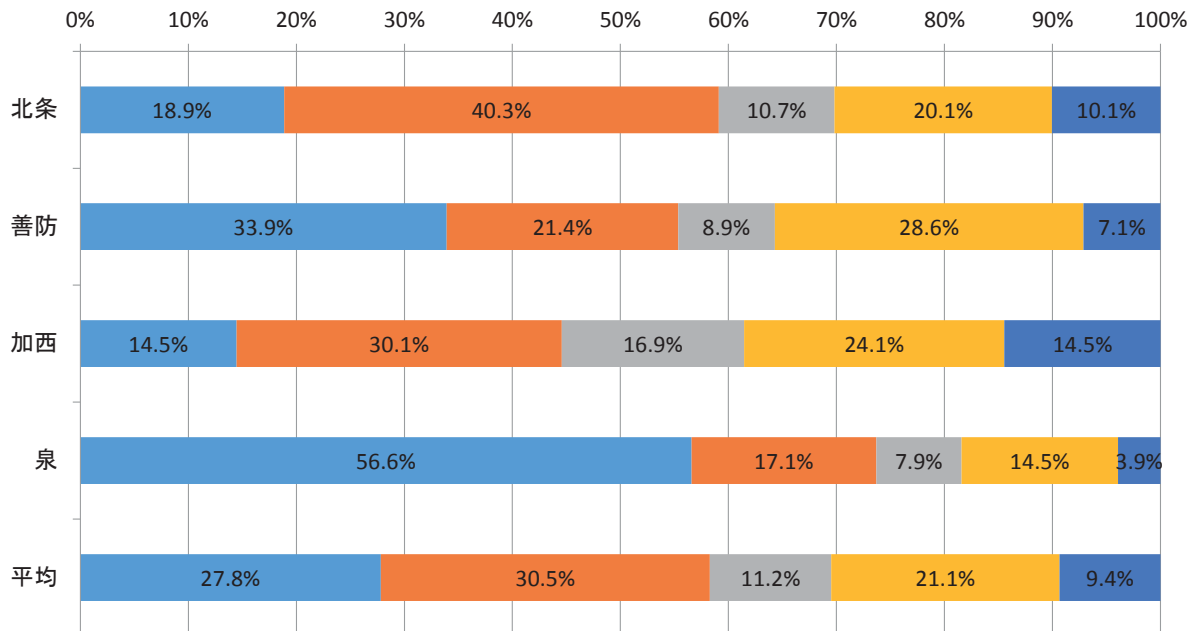
『5. 神社や古墳などの歴史的施設』

- ・玉丘古墳 3票
- ・五百羅漢 2票
- ・日吉神社 2票
- ・大歳神社 2票
- ・大日堂 1票

問10. あなたの近所で、ホテルを見かける場所がありますか？(1つ回答)

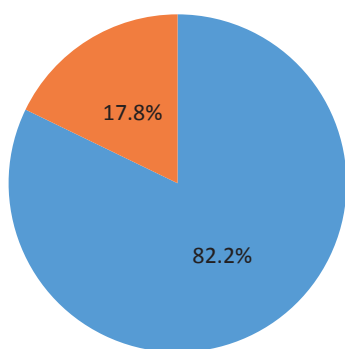
- 1. 見かける場所がある
- 2. 近所に見かける場所がない
- 3. 昔は見かける場所があった
- 4. ホテルを見たことがない
- 5. 関心がない

有効回答数: 374



問11. 加西市の住み心地について、良いところがあれば教えてください。(1つ回答)

- 1. 良いと思うところがある
- 2. 良いと思うところはない



有効回答数: 376
意見数: 304

【良いと思うところ】

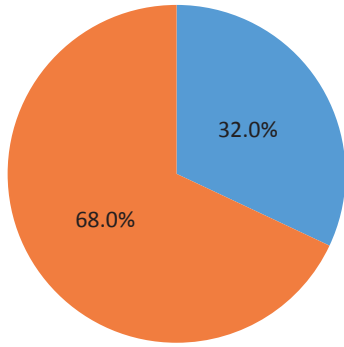
1位 空気きれい、自然豊か 149票

2位 人柄、治安、静かさなどの生活環境が良い 28票

3位 災害が少ない 15票

問12. 加西市の住み心地について、悪いところがあれば教えてください。
(1つ回答)

- 1. 悪いと思うところがある
- 2. 悪いと思うところはない

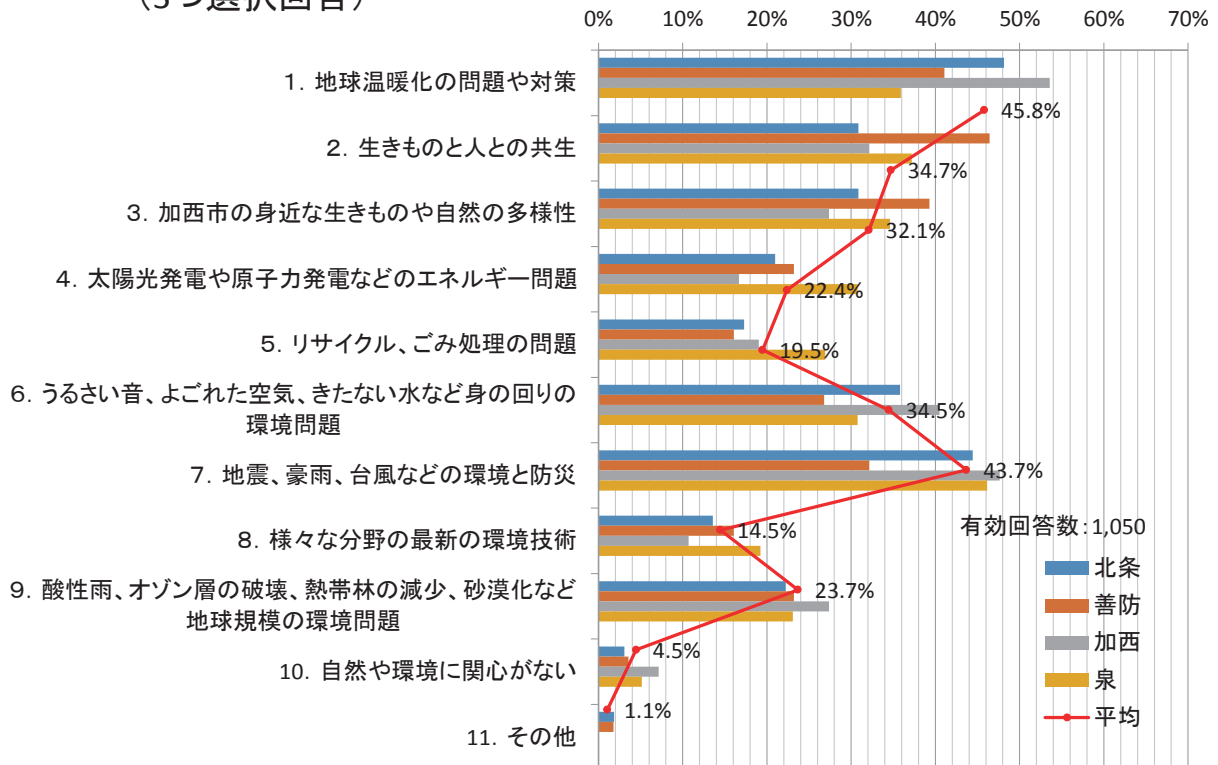


有効回答数: 372
意見数: 118

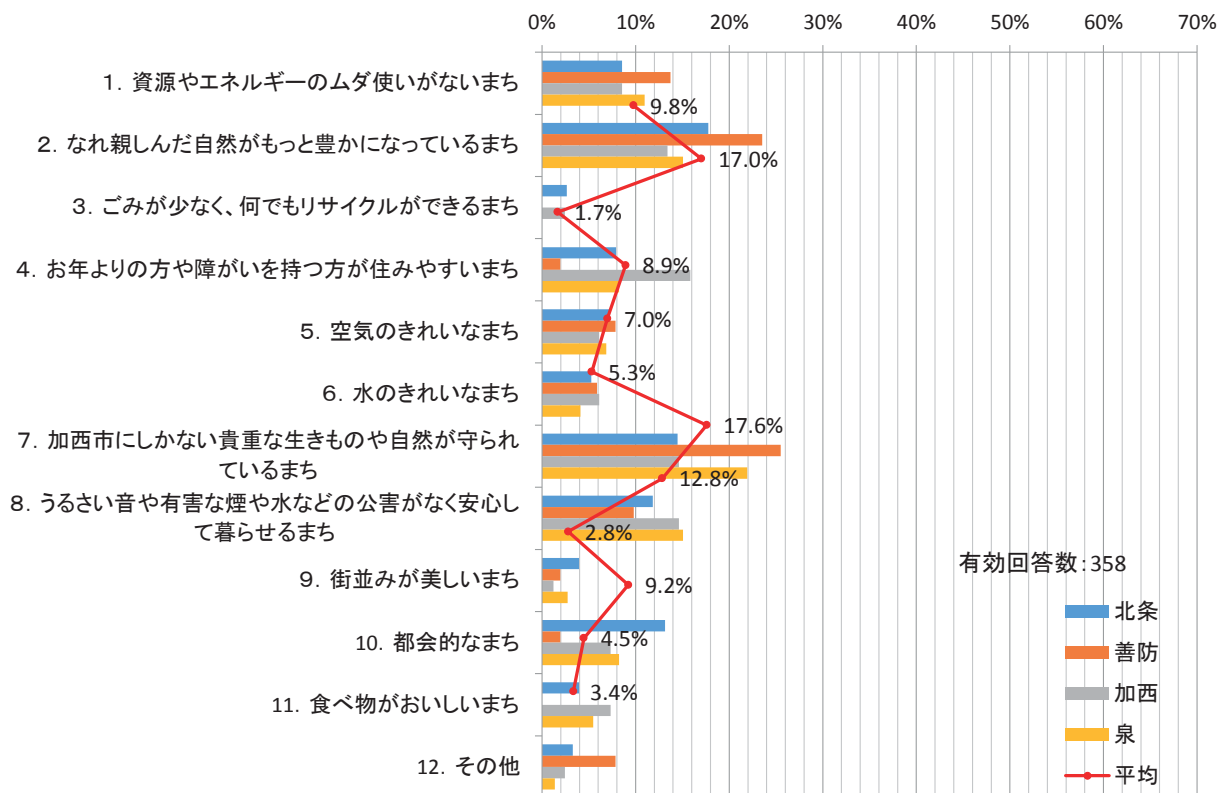
【悪いと思うところ】

- 1位 バイクなどの騒音、野焼きの煙などの生活環境が悪い 40票
- 2位 娯楽・商業施設が少ない 20票
- 3位 道路が狭い 6票

問13. 自然や環境のことで、知りたいこと、学んでみたいことはありますか？
(3つ選択回答)

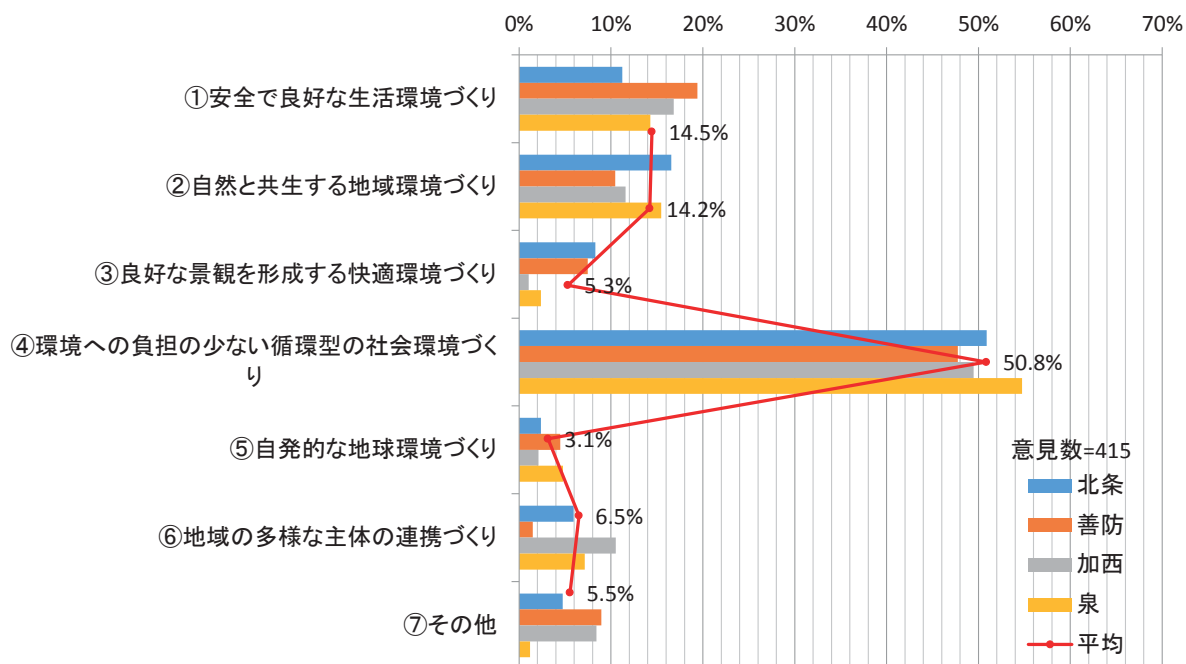


問14. 将来、加西市はどのようなまちになって欲しいですか？(1つ選択)



問15. 環境を良くしていくために、できること、したらいいこと、ふだん気になっていること、なんでも良いですから、思いつくことを書いてください。

※ 意見数を内容に応じて環境基本計画の環境目標6分類に整理しました。具体的な意見は次のページにまとめています。



環境目標	小学生の主な意見
①安全で良 好な生活環 境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・道の両方が田んぼで、そこで燃やしている人がいっぱいいて、視界が煙になって何も見えなくて目が染みてのどが痛くなったことがあります。 ・空気をきれいにすることが大切だと思う。理由は、私が通学しているときにあまり生き物を見かけなくなったから。 ・もっと自然を増やし、CO2をもっと減らして、空気がもっときれいになるようにしたい。
②自然と共 生する地域 環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・大人たちは、自分たちが生きるために自然(森や林、川)をぶっ壊しまくっている。少しは自然を守って欲しい。「きもい」と思われている生きものも神様からもらった大切な命だと思う。 ・都会は都会の良さがあり、田舎は田舎の良さがある。周りに都会的なまちはあるので、加西市は田舎での優れた町を目指すのが良いのでは？そのために珍しい生物、自然の保護、これからこのような生物、自然を増やしていくことが大切だと思う。 ・もっと植物を増やして、鹿やイノシシ、アライグマなどが人里に降りてこないようにして、生きものが事故に遭わないようにしたり、人も農作物をとられないようにしたりする。
③良好な景 観を形成す る快適環境 づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろなところに木を植えて、木の手入れをしたりする。生きものが住みやすいような環境を作り、生きものを大切に作る。 ・名所を回りながらポイ捨てされたゴミを拾ったりする行事をしてはどうでしょうか。 ・緑化(花や木を植える)建物と植物の関係を考える(建物〇mにつき植物は〇m位植えるなど)
④環境への 負担の少な い循環型の 社会環境づ くり	<ul style="list-style-type: none"> ・公園などにゴミが落ちているのをよく見かけます。マンションから見下ろすとききれいと思えるような町が見てみたい！ ・ゴミがあれば拾う。加西市をきれいにしようという気持ちがあればよい。 ・自分からリサイクルする。ゴミをしない。使えるものは最後まで使う。私生活を大事にする。進んで注意をする。
⑤自発的な 地球環境づ くり	<ul style="list-style-type: none"> ・草木をもっと増やして、地球温暖化をなくしたい。 ・電気自動車やハイブリット自動車を作り、たくさん走らせる。 ・排気ガスを少なくして、地球温暖化を防止し、街並みがきれいになってほしい。
⑥地域の多 様な主体の 連携づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・よく川などで釣りをしている人がいて、してもよいところだったらいいけど、してはいけないところで釣りをしている人がいるのでずっと気になっています。「釣りをしてはいけない」という看板があるのにしている大人がいる。 ・自然とふれあうボランティアや行事をしたらいいと思います。 ・ポイ捨て禁止を当たり前、もっとがんばってよりきれいな市にしていく。ポスターなどでの呼びかけ、自分から動くことが大事だと思います。

平成28年度 環境に関する中学3年生アンケート 集計結果

【概要】

調査実施期間 平成28年7月13日～7月21日

調査対象者 市内中学3年生

配付数 387部

回収数 362部

回収率 93.5%

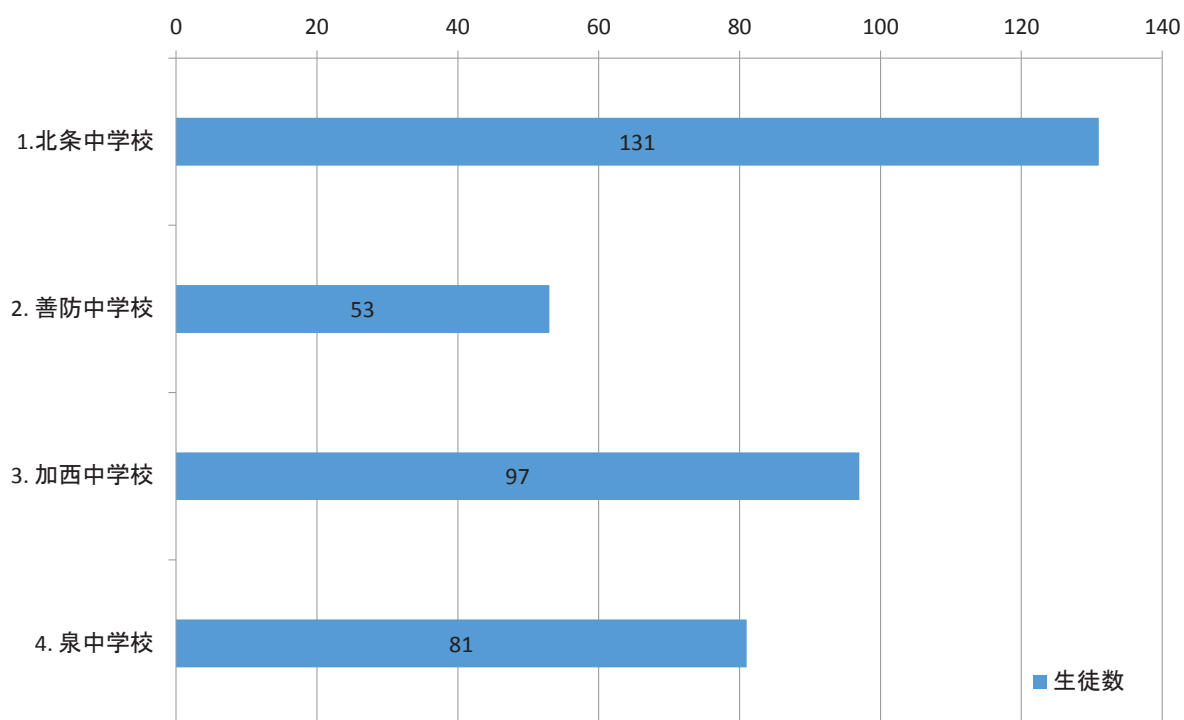
※ 結果は中学校区単位で整理しております。

※ %の算出は、回収数ではなく、各設問の有効回答数、意見数に応じて算出しています。

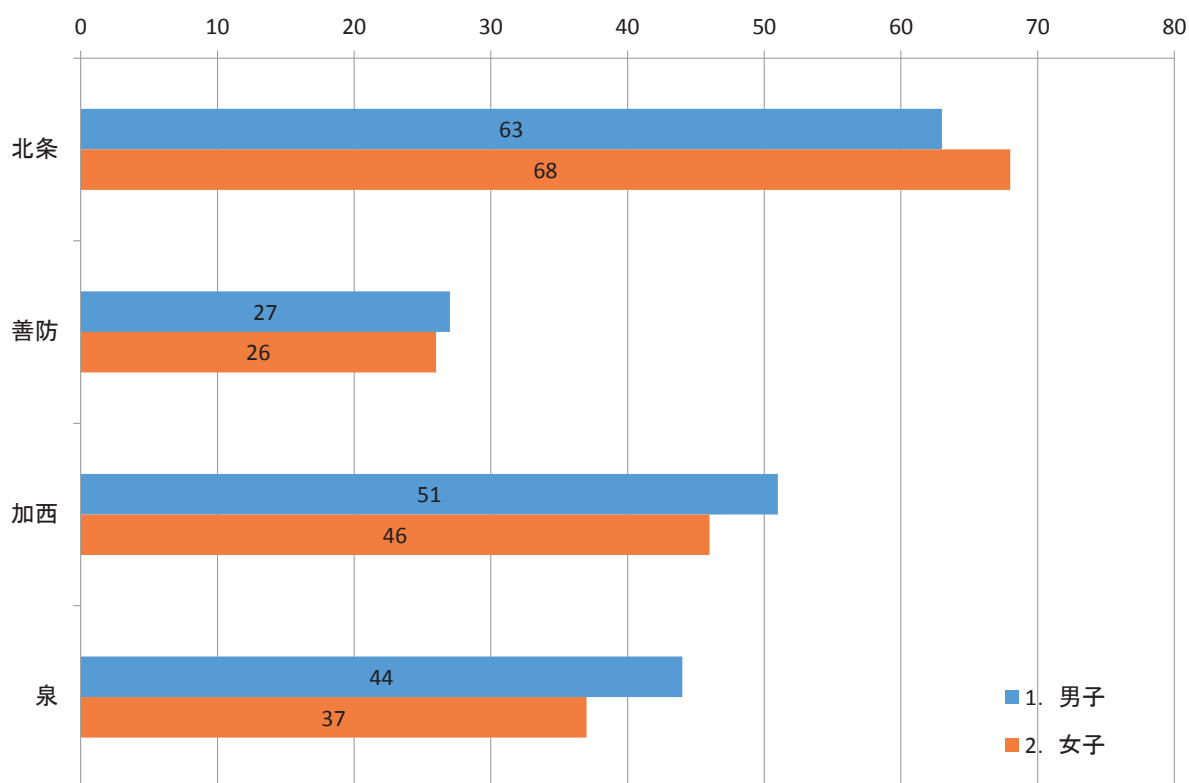
加西市生活環境部環境課

I. あなたご自身のことについて

問1. あなたが通っておられる中学校について

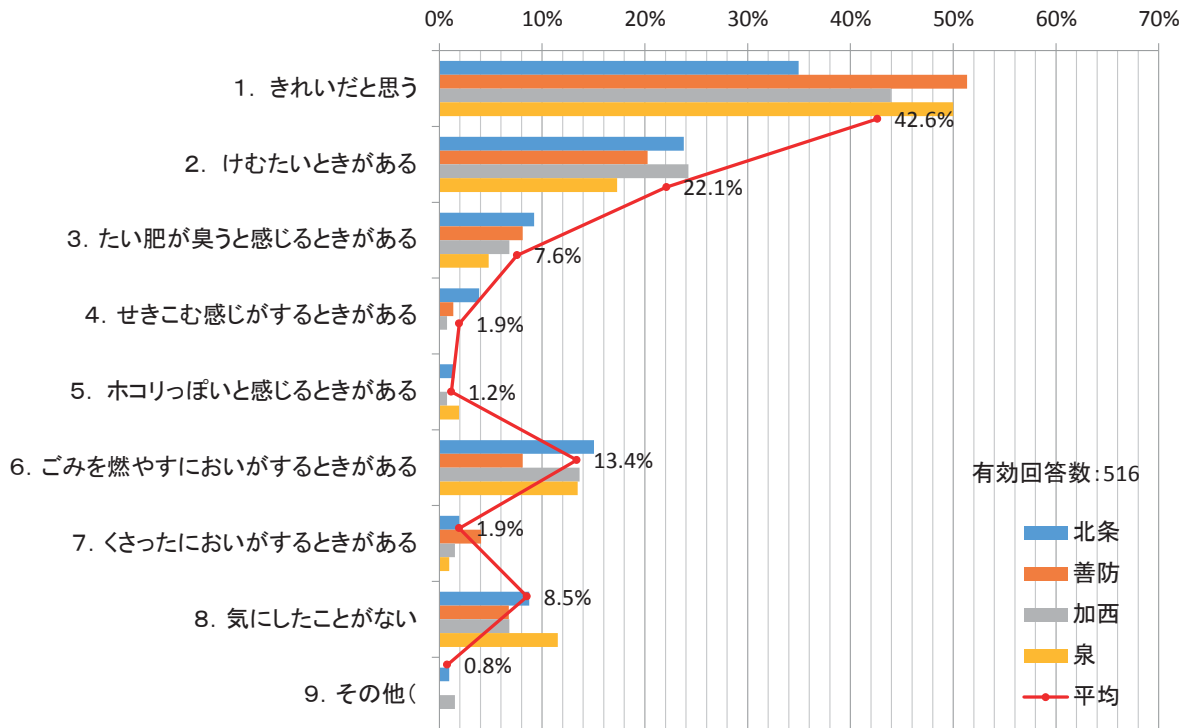


問2. あなたの性別について

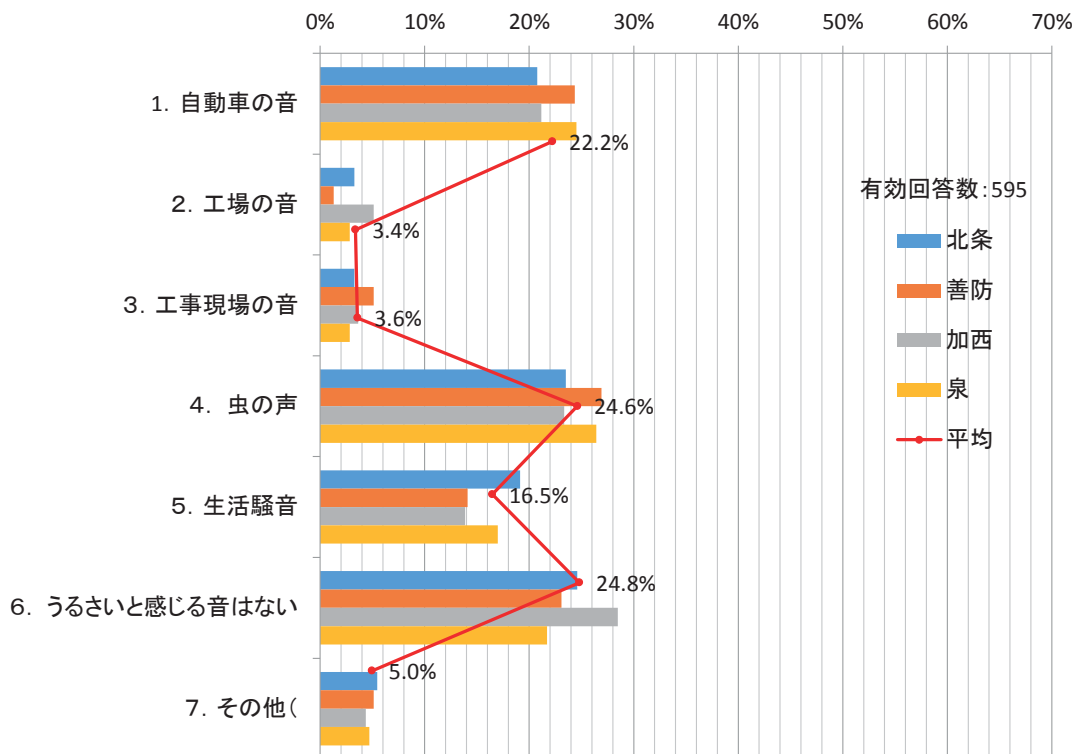


Ⅱ. あなたが住んでるまちやまわりの環境について

問3. あなたの家の近くの空気はどんな空気ですか。(複数回答あり)



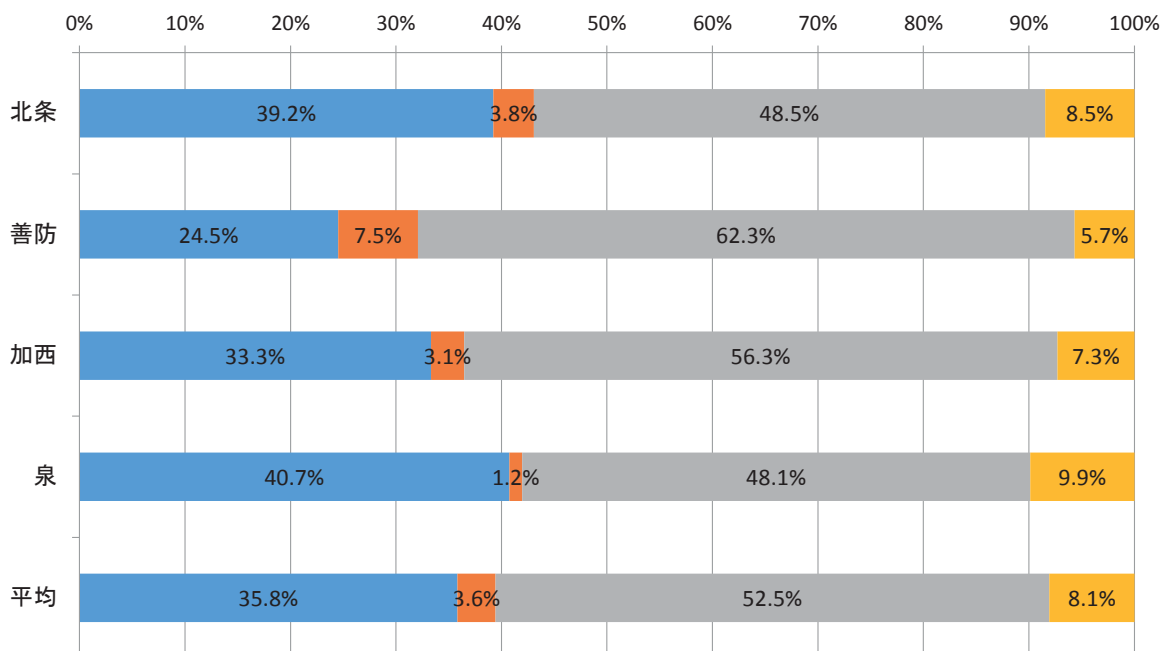
問4. あなたの家に聞こえてくる、うるさいと感じる音はどんな音ですか。(複数回答あり)



問5. あなたは、ごみの分別をしていますか。(1つ回答)

- 1. 家ではしている
- 2. 学校ではしている
- 3. 家でも学校でもしている
- 4. 家でも学校でもしていない

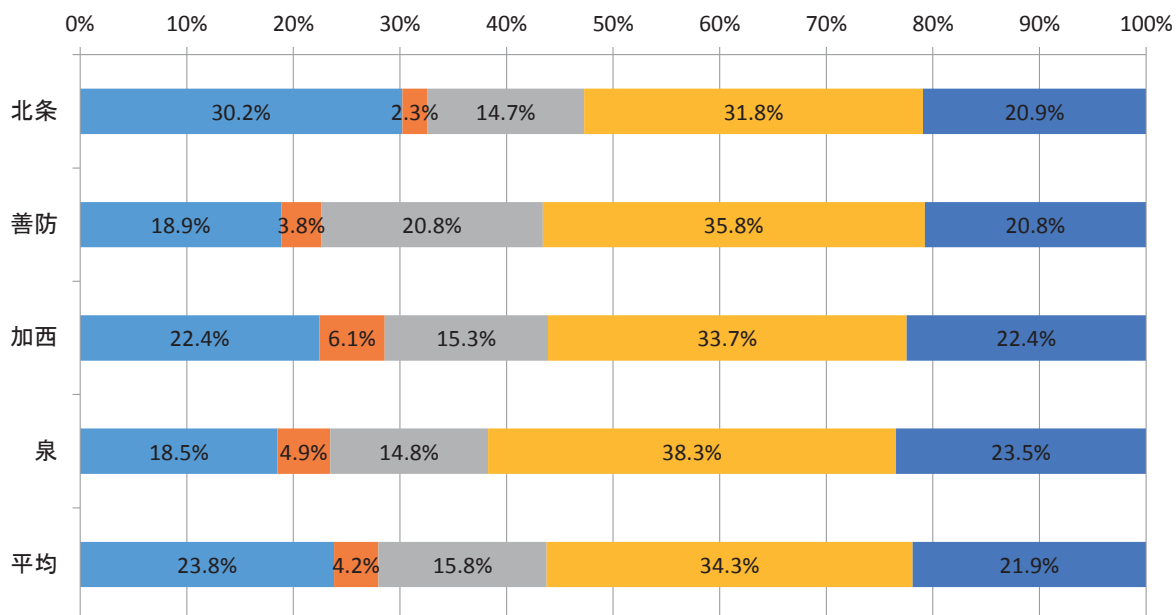
有効回答数: 360



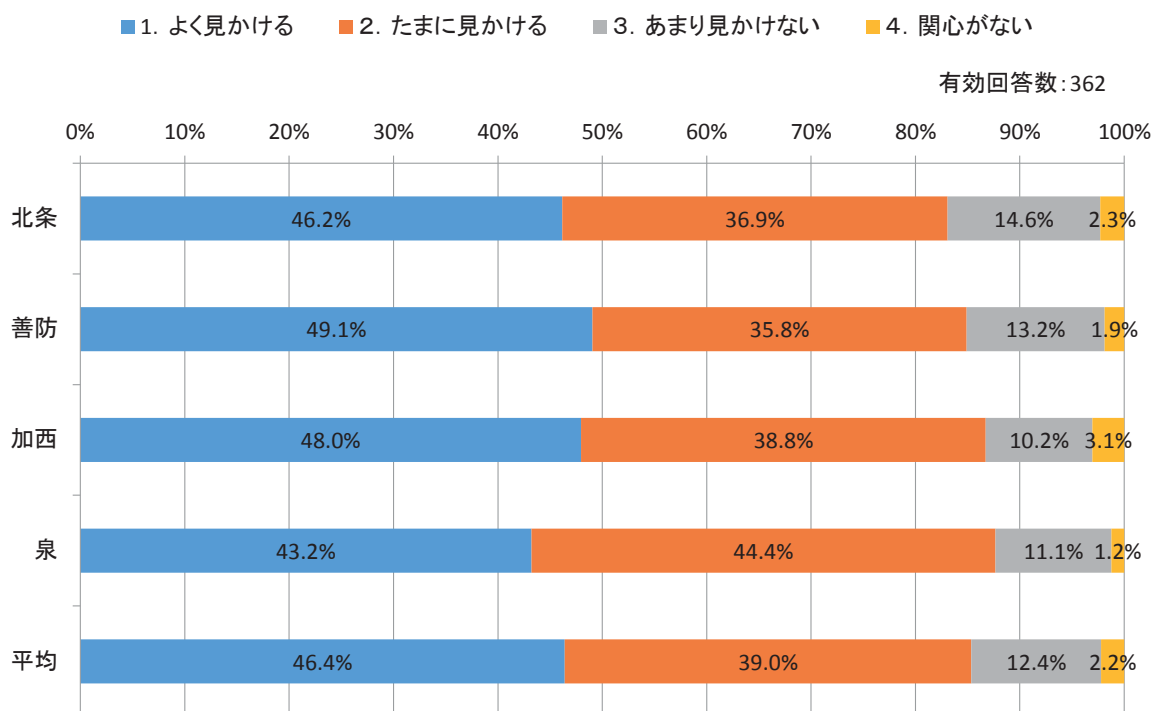
問6. あなたの近くの川やため池の水はどんな水ですか。(1つ回答)

- 1. 川の水はきれい
- 2. ため池の水はきれい
- 3. 川もため池も水がきれい
- 4. 川もため池も水がよごれている
- 5. 関心がない

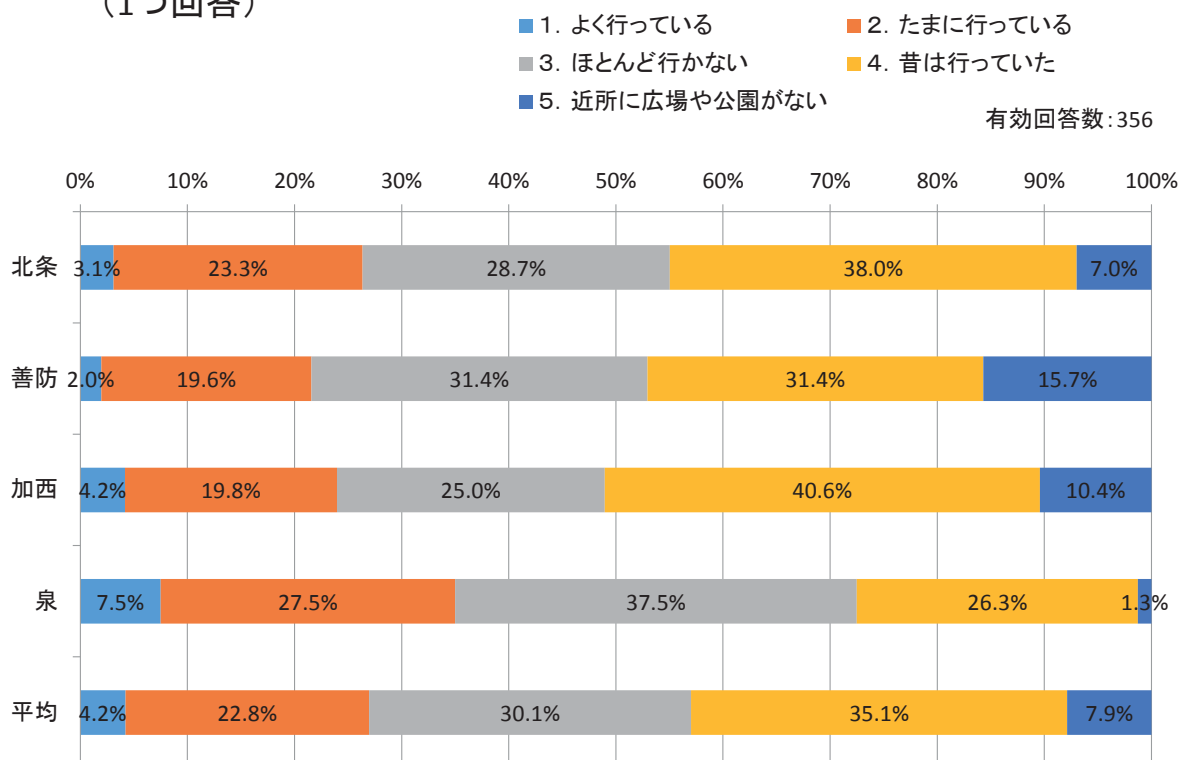
有効回答数: 361



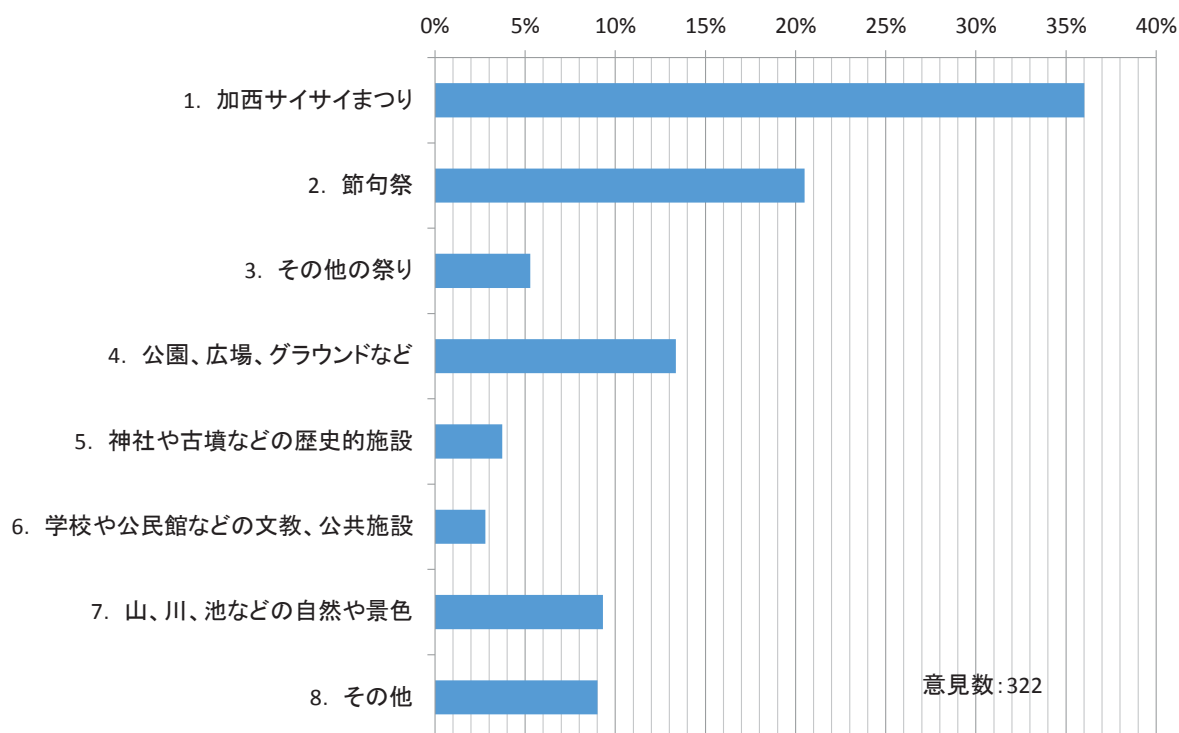
問7. 通学・帰宅の途中で、生きものを見かけることはありますか？
(1つ回答)



問8. 近所の広場や公園に、運動したり、遊びに行くことはありますか？
(1つ回答)



問9. あなたがずっと大切にしたい、未来に残しておきたい、よく遊ぶ場所、風景、お祭り等がありますか？(自由記述)例:(◇◇公園)(□□祭り)



『3. その他の祭り』、『4. 公園、広場、グラウンドなど』、『5. 神社や古墳などの歴史的施設』の項目で挙げられていた主な回答を以下に例示しています。

『3. その他の祭り』

- ・天神祭 2票
- ・申祭 2票
- ・川下祭 1票
- ・日吉祭 1票
- ・七夕祭 1票

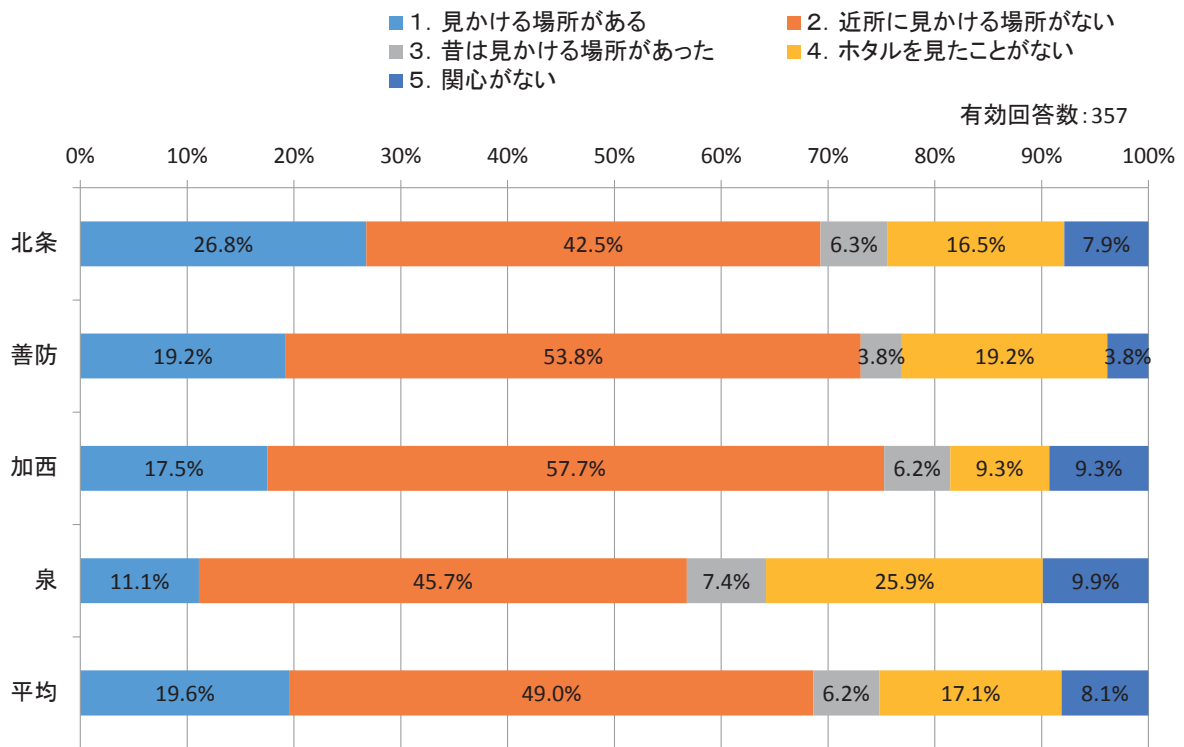
『4. 公園、広場、グラウンドなど』

- ・丸山公園 10票
- ・玉丘公園 4票
- ・ふれあい広場 3票
- ・吉本公園 2票
- ・北公園 2票

『5. 神社や古墳などの歴史的施設』

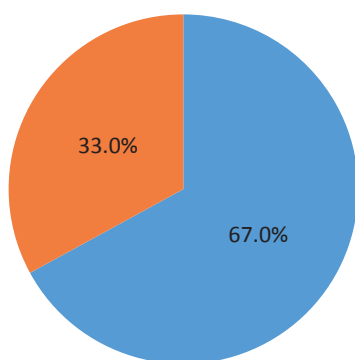
- ・玉丘古墳 2票
- ・五百羅漢 1票
- ・天満神社 1票
- ・磯部神社 1票
- ・王子神社 1票

問10. あなたの近所で、ホテルを見かける場所がありますか？(1つ回答)



問11. 加西市の住み心地について、良いところがあれば教えてください。(1つ回答)

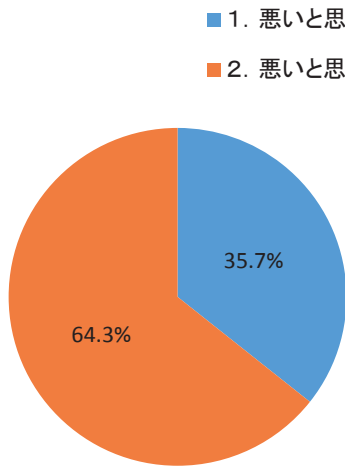
- 1. 良いと思うところ
- 2. 良いと思うところはない



【良いと思うところ】

- 1位 空気きれい、自然豊か 128票
- 2位 人柄、治安、静かさなどの生活環境が良い 39票
- 3位 災害が少ない 3票

問12. 加西市の住み心地について、悪いところがあれば教えてください。
(1つ回答)

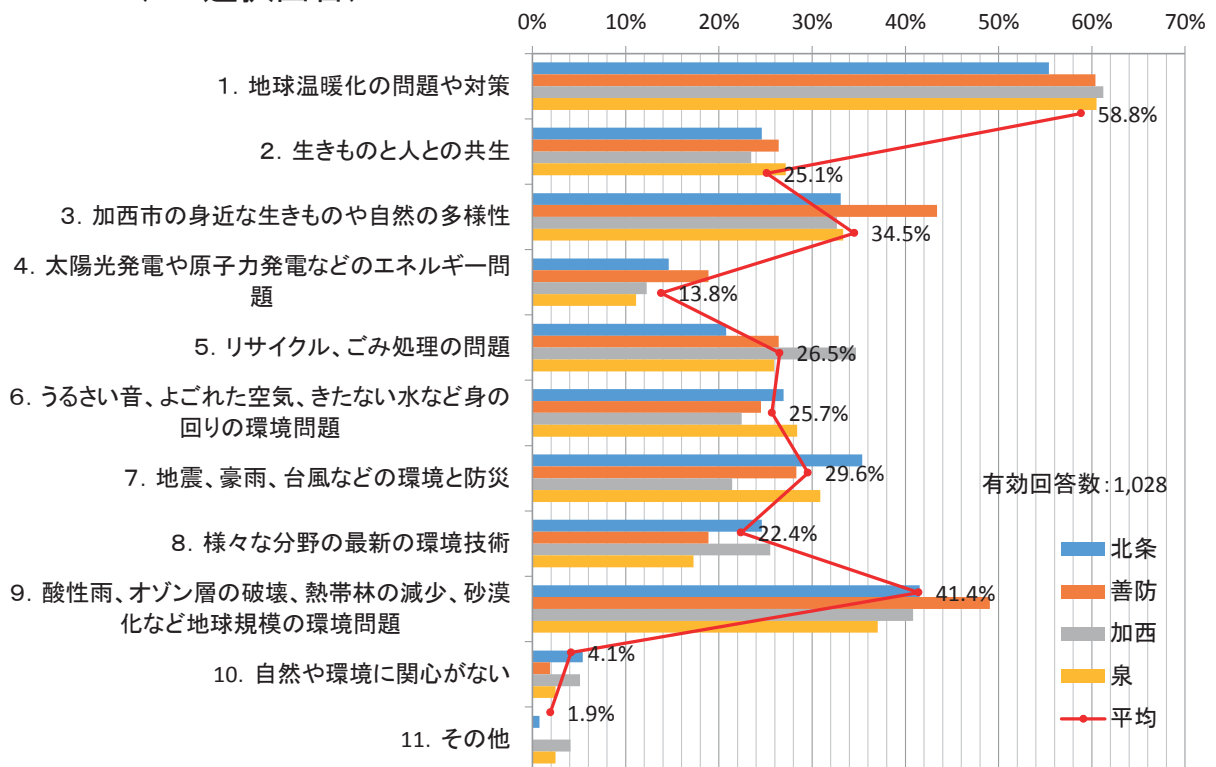


有効回答数: 356
意見数: 125

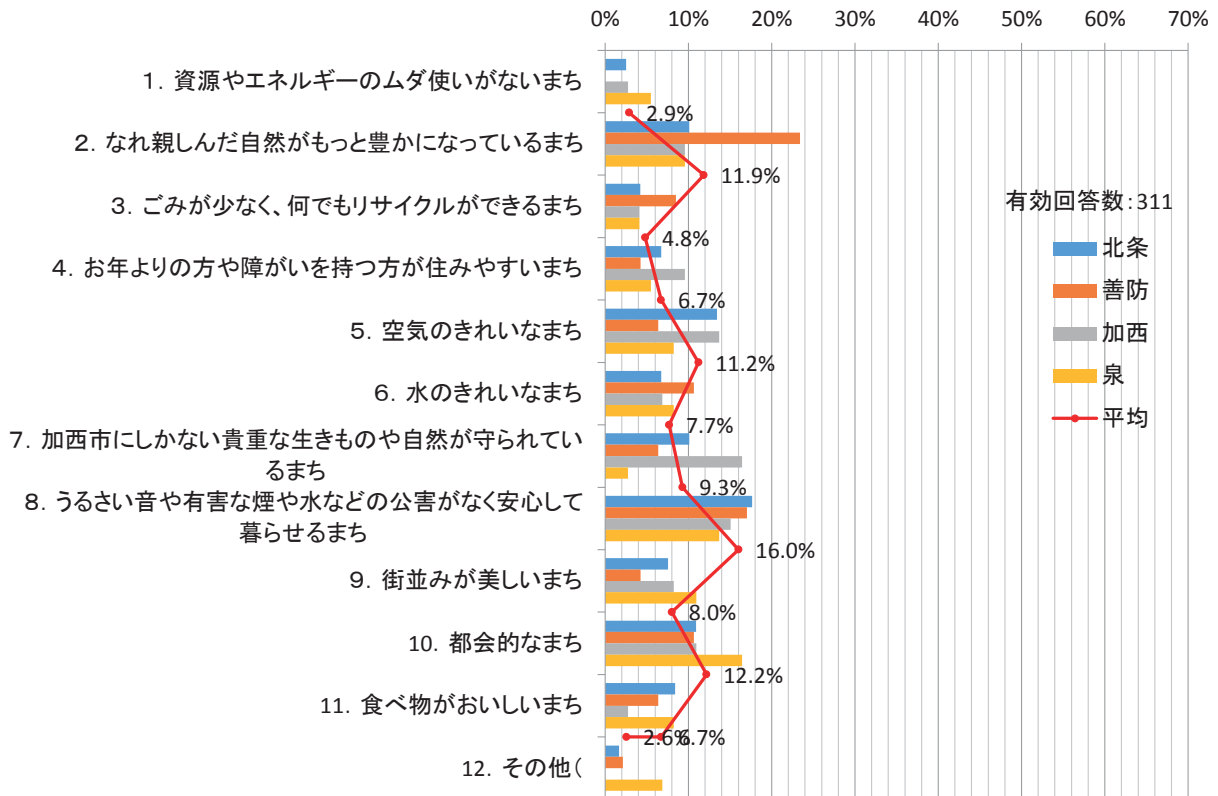
【悪いと思うところ】

- 1位 娯楽・商業施設が少ない 47票
- 2位 バイクなどの騒音、野焼きの煙などの生活環境が悪い 28票
- 3位 道路が狭い 8票

問13. 自然や環境のことで、知りたいこと、学んでみたいことはありますか？
(3つ選択回答)

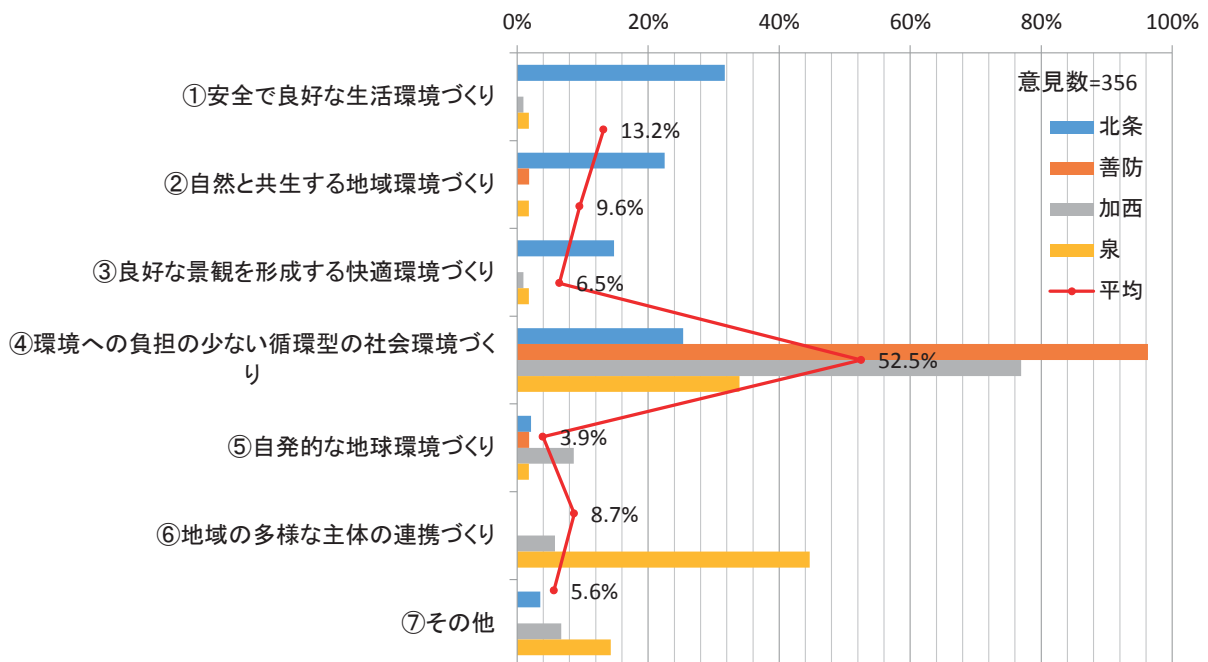


問14. 将来、加西市はどのようなまちになって欲しいですか？(1つ選択)



問15. 環境を良くしていくために、できること、したらいいいこと、ふだん気になっていること、なんでも良いですから、思いつくことを書いてください。

※ 意見数を内容に応じて環境基本計画の環境目標6分類に整理しました。
具体的な意見は次のページにまとめています。



環境目標	中学生の主な意見
①安全で良 好な生活環 境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・夜中の暴走族のバイクの音がとてもうるさくて迷惑なのでどうかしてください。 ・野焼きが多い。通学中、煙がものすごい多いことがあるので何とかして欲しい。 ・自然が多く空気もきれいと思うのに、ゴミを燃やしている人がいると加西の環境がかわいそう。
②自然と共 生する地域 環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・生き物の保護(モリアオガエルなど)、このままの自然を守ること。 ・木を切ったことで蛍を見なくなったので、木を残して行ってほしい。 ・カエルとか動物がよく死んでいて、においもするので、あまりエサが減るような行為をしないで、動物が人の住むとこに来ないようにしたらいいと思う。
③良 好な景 観を形 成する 快適環 境づく り	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家が多いのが少し気になる。 ・荒地がたくさんあるので、草刈りをした方が良い。 ・通学路が狭い(車が来たら止まらないといけないところが多い。)
④環 境への 負担の 少ない 循環型 の社会 環境づ くり	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの分別、ゴミを勝手に燃やしたり捨てたりしない ・ポイ捨てとかよく見かけるからゴミの放棄とかをもっと厳しくしたらいいと思う ・リサイクルとか廃棄物を減らすとか当たり前の事ができていたらそれだけでも空気がきれいになると思う。環境に対して当たり前のことが当たり前にできて、加西市の人が気持ちよく過ごせる市にして行って、田舎でも気持ちよく過ごせるようにしていきたいです。
⑤自 発的な 地球環 境づく り	<ul style="list-style-type: none"> ・節電に心がけて、地球温暖化が進まないようにしたいです。 ・ガソリン車を減らして、ハイブリッド車や電気自動車、水素自動車などを増やす。 ・地球温暖化で地球に住めなくなるのは嫌だから、CO2を減らしたいし、先ず、自分の周りから火を制限する。
⑥地 域の多 様な主 体の 連携づ くり	<ul style="list-style-type: none"> ・今はまだ環境の悪い加西市かもしれないけど、将来、戻ってきたいと思えるようなキレイな町になって欲しいと思う。 ・ルールを決める。環境について勉強する。 ・一人一人が地球環境問題について勉強することと、それを知った上でそのルールを守っていったり、自分のことだけを考えずに次世代のことを考えて一人一人がこれから生活していったらもっとよくなると思います。

資料8 用語解説

ア行

アスベスト(石綿)

極めて細い繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建材、摩擦材、断熱材といった様々な工業製品に使用されてきましたが、肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となっています。現在では、原則として製造・使用等が禁止されています。

池干し

ため池などの水をくみ出し、底面を乾燥させることをいいます。稲作の終わった秋口に実施される事が多く、ため池の底面に酸素を供給し、水質を改善する効果があります。

一般廃棄物

産業廃棄物以外のごみ、し尿であり、家庭から排出される家庭系一般廃棄物と事業者が排出する事業系一般廃棄物(産業廃棄物以外)があり、自治体が処理を行います。

うちエコ診断事業

専門ソフトを使用して、「うちエコ診断員」と呼ばれる専門家が各家庭のCO2排出量を診断し、家庭でできる温暖化防止対策の提案を実施する事業です。

エコアクション21

全ての事業者が、環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取組を行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインです。

エコアップ

人間の手によって生き物の生息環境の質を高めて、生物多様性を豊かにすることをいいます。

温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称で、地球温暖化の主な原因とされています。

平成9年12月に採択された気候変動枠組み条約に関する京都会議(COP3)の議定書では、削減対象の温室効果ガスを二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種類と定めています。

力行

外来生物(外来種)

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた動植物のことで、生態系や生物多様性に重大な影響を与えることがあり、環境問題のひとつとして扱われます。

外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)

在来の生物を捕食したり、これらと競合したりして、生態系を損ねたり、人の生命・身体、農林水産業に被害を与えたりする、あるいはそうするおそれのある外来生物による被害を防止するために、それらを「特定外来生物」等として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行うとともに、必要に応じて国や自治体が野外等の外来生物の防除を行うことを定める法律です。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯等に使用した水)を戸別にまとめて処理する浄化槽で、従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果があります。

環境基準

人の健康を保持し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で、行政施策の目標となるものです。物質の濃度や音の大きさが数値で定められています。

狭あい道路

幅員 4m 未満の道路で、市道認定されているものをいいます。

グリーン購入

製品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することをいいます。

光化学オキシダント(Ox)

自動車排気ガスや工場のばい煙などに含まれる窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線的作用で光化学反応を起こして生ずる酸化物質の総称で、光化学スモッグの原因物質となります。光化学スモッグが発生すると、目やのどに刺激を感じたり、農作物に被害を与えることもあります。

公共下水道

主として市街地の下水を排除・処理するために地方公共団体が管理する下水道をいいます。家庭や工場などからの下水は、道路の下に敷設された下水管渠により排除され、その流末に設置された終末処理場で処理された後で放流されるようになっています。公共下水道は住民生活に密接に関係するため、その建設や管理は原則として市町村を事業主体として行われます。

ごみ処理の広域化

ごみ処理の効率化を図るため、複数の市町村が共同で一般廃棄物の処理を行うことをいいます。

ごみ中間処理

廃棄物を燃やしたり、破碎・選別したりしてできるだけ小さく、軽くし、最終処分場に埋め立てた後も環境に悪い影響を与えないようにする処理工程をいいます。鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別・回収して、有効利用する役割もあります。

コミュニティプラント施設

廃棄物処理法の「一般廃棄物処理計画」に基づき、市町村が設置する小規模な下水処理施設で、公共下水道と同様に、埋設された排水管によって集められたトイレと生活雑排水を合わせて処理します。

サ行

災害に強い森づくり事業

平成16年に生じた一連の台風による森林被害を踏まえ、兵庫県が主体となり県土の保全や安全・安心な生活環境の創出を図ることを方針とする森林整備事業で、「県民緑税」（県民税均等割の超過課税）を財源として実施されます。

最終処分量

不要品のうちリユース(再利用)、リサイクル(再資源化、サーマルリサイクルを含む)が困難な廃棄物の量をいいます。

再生可能エネルギー

再生可能エネルギーとは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーで、法律上「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。

里山

集落、人里に隣接し、薪を採るための伐採や下草刈り等の人間の影響を受けた生態系が存在する山をいいます。加西市では、主にアカマツやコナラ、アベマキ等の落葉樹から構成される樹林となっており生物多様性が豊かな環境ですが、近年は人の影響が減った影響で荒廃が進行しています。

産業廃棄物

工場や事業場などからの廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチック類など 6 種と同法施行令で定められた鉱さい、建設廃材、畜産農業にかかわる動物の死体や糞尿など 19 種があります。

循環型社会

循環型社会形成推進基本法によれば、①製品等が廃棄物となることを抑制すること、②排出された廃棄物はできるだけ資源として適正に利用すること、③どうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」と定義され、資源やエネルギーの効率的利用と不要物の排出を抑えることにより、地域の物質循環を促進し、環境への総合的な負荷をできる限り少なくする社会をいいます。

省エネルギー(省エネ)

より少ないエネルギーで効率よく、同じ効果を得られる様にするをいいます。

生態系

ある地域において、そこに住むすべての生き物と、それを取り巻く環境要因(気象、土壌、地形、光、温度、大気)をひとまとめにしたもので、生産者、消費者、分解者がそれぞれ存在し、無機物と有機物の代謝が成立している状態をいいます。

生物多様性

「気温」「降水量」「地形」等の自然条件や「ため池」「田んぼ」のような人々の営みによる人為条件など、互いに異なる多様な環境に、それぞれの生息条件にあった多様な生き物がすんでいて、かつ互いにつながっていることをいいます。

創エネルギー(創エネ)

エネルギー消費において消費量を節約するだけでなく、むしろエネルギーを作り出そうとする考え方で、家庭でのエネルギー消費を減らす「省エネ」を更に進めたコンセプトとして提唱されています。太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの活用が代表です。

ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)

インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築するサービスをいいます。

タ行

ダイオキシン類

塩素を含む有機化合物のうち、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)およびポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)などの総称をいいます。極めて強い急性毒性をもつほか、がんや奇形の原因となる可能性が指摘されています。

地域循環圏

地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環を広域化させていき、重層的な地域循環を構築していこうという考え方です。

地球温暖化

日常生活や事業活動から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスが原因で地球の平均気温が上がり、それによってさまざまな気候変動が生じることをいいます。気候変動に伴って生態系の変化、豪雨、干ばつ、海面上昇による土壌浸食、水資源や食料生産の減少などの深刻な影響が生じると考えられており、大きな環境問題となっています。

地球環境問題

地球全体の環境に大きな影響を与えるオゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、熱帯林の減少、野生生物種の減少、砂漠化、開発途上国の公害問題の総称をいいます。

蓄エネルギー(蓄エネ)

エネルギーを貯めておき、必要に応じて取り出して利用できるようにする、という「省エネ」および「創エネ」と並ぶコンセプトで、蓄電池などの利用が想定されています。

ナ行

二酸化硫黄 (SO₂)

主として工場・事業所のエネルギー源となる化石燃料(特に重油)や原料中に含まれている硫黄分が燃焼する際に生成し、喘息などの呼吸器系疾患の原因になるとされており、酸性雨の原因物質でもあります。

二酸化窒素 (NO₂)

主として自動車や工場のボイラー等の燃料が高温で燃焼することにより、燃料中の窒素と空気中の酸素が反応して発生します。人の健康に影響を与えるだけではなく、光化学スモッグの原因物質ともなります。発生源は、工場等の燃焼施設のほか自動車、ビルや家庭の暖房機器など広範囲にわたっています。

農業集落排水処理施設

農村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全などを目的として、各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水を処理場に集め、きれいにして川に戻す施設をいいます。内容は公共下水道とほぼ同じですが、数集落を一単位として、各地区に汚水処理施設整備を行う集落単位の下水道事業であることが特徴です。

ハ行

バッファゾーン(里山整備)

野生動物による被害が深刻な地域で森林整備を行う際に、人と野生動物が棲み分けできる森林とするために設ける見通しのいい地帯をいいます。

播磨国風土記

奈良時代初期和銅6年(713年)5月の官令により作成が命じられた地誌で、715年頃に編纂されたものと見られています。地名の由来や土地の伝承、土地の肥沃さなどが記されており、当時の生活や文化、自然、人やものの移動など、様々なことをうかがい知ることができます。加西市も賀毛郡として登場し、根日女恋伝説の舞台である玉丘古墳をはじめ、ゆかりの地が多数記述されています。

ビオトープ

ドイツ語の Biotop「野生生物の生息空間(場所)」が語源です。本来は生き物が生息、生育する空間(山林や農地、池沼などすでにあるもの)について用いますが、狭義として地域の環境資源(小川や丘など)を活用して人工的に創出された生息、生育空間について用いる場合もあります。

非メタン炭化水素 (NMHC)

大気中に存在するメタン以外の炭化水素を表します。非メタン炭化水素は、光化学スモ

ッグの原因となり、発生源としては、自動車、塗装・印刷工場が挙げられます。

不法投棄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等法令や条例に違反して、同法に定めた処分場以外（主に山中や海、廃墟など人目につかない場所）に廃棄物を投棄することをいいます。

浮遊粒子状物質 (SPM)、PM2.5

大気中に浮遊している粒径 10 マイクロメートル(1 マイクロメートル=1/1000mm) 以下の物質で、大気中に長時間滞留し、気道又は肺胞に沈着し、呼吸器系統に影響を及ぼします。また、粒径が 2.5 マイクロメートル以下のさらに小さい物質は PM2.5 と呼ばれており、通常の SPM よりも肺の奥まで入り込むため、ぜん息や気管支炎を起こす確率が高いとされています。

ヤ行

野生生物保護地区 (加西市)

加西市民の美しい環境を守る条例に基づき、貴重な動植物の生息・生育地で、保護や繁殖を図るため保全することが必要と認められる地区で、市長により指定されます。平成 29 年 3 月現在、「網引湿原」「周編寺」「糠塚山」の 3 地区が指定されています。

ラ行

リサイクル

製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用することで、資源再生、再資源化、再生利用、再生資源化等とも呼ばれます。同一種の製品に再循環できないタイプの再生利用についても広くリサイクルに位置付けられます。リデュース(reduce、減量)、リユース(reuse、再使用)とともに 3R と呼ばれます。

レフュージア

気候や環境の変化によってある生物種がある地域から絶滅しないように一時的に避難する場所

アルファベット

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が 20℃、5 日間で微生物により分解され、無機化されるときに消費される酸素の消費量を表し、数値が高いほど有機物による汚濁が進んでいます。河川の汚濁基準として採用されています。

COD(化学的酸素要求量)

水中に有機物などの物質がどれくらい含まれるかを、酸化剤(過マンガン酸カリウム等)の消費量を酸素の量に換算して示したもので、数値が大きいのほど水中の有機物が多く、水質汚濁の程度も大きくなります。海域と湖沼の環境基準に用いられています。

CSR 活動

企業が、社会的存在として最低限の法令遵守を果たすだけでなく、社会貢献や奉仕活動を自主的に行うべきであるという考えに立ち、社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくために行う活動をいいます。

ISO14001

企業や自治体など自主的な環境配慮の推進のため、ISO(国際標準化機構)が定めた国際規格です。生産、サービス、経営に際して、環境保全のための取組が、自ら設定した環境方針に従い、環境管理・監査システムを利用して、着実に推進されるものとなっているかを、ISO の認証機関が審査し、規格に適合することが認められれば、ISO14001 認証取得企業・自治体として登録されます。

PCB 廃棄物(ポリ塩化ビフェニル)

かつて電気絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサーといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていましたが、その毒性や環境汚染が社会問題化し、日本では昭和 47 年以降その製造が行われていません。平成 13 年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(PCB 特措法)が施行され、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進することが定められたほか、PCB 廃棄物を保管する事業者は、PCB 廃棄物の保管及び処分の状況を自治体に届け出るとともに、平成 38 年度末までにこれを適正に処分することが義務付けられました。



コハクチョウ



サギソウ



ハッチョウトンボ



カタクリ

第2次加西市環境基本計画

平成29年3月発行

監修
発行

加西市生活環境部環境課

加西市

〒675-2395

兵庫県加西市北条町横尾1000番地

TEL. 0790-42-1110(代表)

ホームページ <http://www.city.kasai.hyogo.jp/>
